

史跡出雲國山代郷正倉跡

昭和56年3月

育委員会

史跡出雲國山代郷正倉跡

昭和 56 年 3 月

島根県教育委員会

序

松江市大庭・竹矢地区一帯は、島根県でも最も遺跡の密集しているところであります。島根県では昭和47年にその周辺地域の文化財を総合的に保護・活用し、もって文化財愛護思想を高めるべく島根県立八雲立つ風土記の丘を設置しました。

風土記の丘設置以降、周辺の重要遺跡について範囲確認等の発掘調査を順次実施してきたところであります。その一貫として昭和53年度には、古くから「山代郷正倉跡」に推定されていた地域の一部を調査し、奈良時代の倉庫跡と考えられる良好な遺構を検出しました。そこで、昭和54年度はその全容を解明するため、隣接地の調査を計画しました。

ところが、この地域は松江市街地の近郊にあたることから、近年宅地化が急速に進んできているところでもあり、昭和54年度調査予定地はすでに宅建業者に売られ、一部造成工事に着手されることがとなりました。

そこで、急遽事業者と協議し、松江市教育委員会の協力を得て緊急発掘調査を実施しました。その結果、南北に整然と配置された大規模な倉庫跡がみつかり、「出雲国風土記」にみえる「山代郷の正倉」とも関連する可能性のある貴重な遺跡であることが判明しました。事業者、土地所有者、文化庁などと慎重なる協議を行なったところ関係者のご理解を得ることができ、遺跡を保存することとなりました。

本年度の調査は、遺跡のひろがり、建物配置を明確にし、保存のための基礎資料を得る目的で実施しました。本書はこの3ヶ年にわたる調査の報告であります。広く各方面でご活用いただければ幸です。

本遺跡は、土地所有者をはじめ地元関係各位のご理解・ご協力により、昭和55年12月5日「出雲国山代郷正倉跡」として国指定史跡となりました。今後、順次土地買上を実施し、史跡公園として整備し、風土記の丘地内の主要遺跡の一つとして活用するよう努める所存です。

なお、調査・保存にあたりご協力をいただいた土地所有者・地元関係各位・松江市教育委員会、並びにご指導をいただいた調査指導の先生方に対して厚く感謝申しあげる次第であります。

昭和56年3月

島根県教育委員会教育長 水津卓夫

例　　言

- おおば　やましきどうじょうそうあと
1. 本書は、島根県松江市大庭町所在の山代郷正倉跡推定地（島根県遺跡番号632）発掘調査報告書である。この遺跡は、昭和55年12月5日付け、官報第16162号、文部省告示第178号において名称「出雲国山代郷正倉跡」として国指定史跡となったものである。
 2. この調査は、遺跡保護対策をたてるための基礎資料を得る目的で、文化庁、奈良国立文化財研究所の指導、松江市教育委員会、島根県立八雲立風土記の丘の協力をうけて国庫補助事業として、島根県教育委員会が昭和53年度、昭和54年度、昭和55年度の3ヶ年にわたって実施したものである。
 3. 昭和53年度、昭和54年度調査は国庫補助事業名を、山原遺跡発掘調査として山原遺跡のうち山代郷正倉跡推定地から着手したが、2ヶ年にわたる調査の結果、正倉跡の可能性が高いものと判断されたため、昭和55年度は事業名を山代郷正倉跡発掘調査として実施したものである。
 4. 昭和53年度、昭和54年度調査の概要は、すでに『山原遺跡発掘調査概報』I（昭和54年3月）、『山原遺跡発掘調査概報』II（昭和55年3月）として刊行しているが、本書は昭和53・54年度の調査結果および昭和55年度調査結果の全てを包括した報告書である。
- なお、既刊の概報と本書との記述内容には、数値や見解の上で若干異なる点もあるが、本書は昭和55年度調査結果などその後に判明した事柄を考慮して書き改めており、本書をもって正式な報告書としたい。
5. 発掘調査に際しては土地所有者である秋山寿延、石倉勇、今井敦子、今井基、高麗昭治、平田充民、水野善光、水野幹夫、吉野ノブ子の各氏には終始格別の協力を得た。また、角吉郎、水野誠、西尾昌次、加納栄、広江宏、龜山利雄の各氏をはじめ地元の方々には献身的な協力をいただいた。併せて深甚の謝意を表したい。
 6. 採査中の方眼方位（発掘区画割および実測基準線）は概ね北（実際の磁北より西へ $0^{\circ}52'06''$ 触れている）を基準とし、矢印は北を指す。本文中の方位の記述は磁北を基準に計測したものである。なお、松江における磁気緯度は $6^{\circ}40'$ である。
 7. 発掘区画割のS45E25地点が国土調査法による第III座標系 $x = -62.858.389$ 、 $y = +83.887.255$ 、S45W8 地点が $x = -62.863.019$ 、 $y = +83.854.594$ となり、この2地点に今後の整備、調査にそなえて基準点を埋設した。
 8. 本文中、メートルから尺への換算は天平尺を用い、その換算値は1尺 = 29.7cmとした。
 9. 遺構は、建物遺構をS B、排列をS A、溝状遺構をS D、土壙をS Kという略号を遺構番号の前に付して記述した。
 10. 「正倉院文書」写真（岡版23-2、岡版24）は宮内庁正倉院事務所の許可（宮内正発第81号）を得て掲載させていただいたものである。
 11. 本書で使用した写真的うち航空写真は、㈱ワールド航空事業の提供をうけた。
 12. 本遺跡出土遺物および実測図、写真は島根県教育委員会で保管している。
 13. 本書の執筆分担は15次に記すとおりであるが、発掘調査員以外の下記の方々にも原稿執筆を依頼し、御寄稿いただいた（敬称略、順不同）。
- 加藤義成（島根県文化財保護審議会委員）　佐藤敏也（岡山市文化財保護審議会委員）
時枝克己（島根大学理学部教授）　山田　治（京都産業大学教授）
14. 本書の編集は勝部昭の協力のもとに二宅博士、松本岩雄が行った。
 15. 表紙の題字は、加藤義成（島根県文化財保護審議会委員）氏によるものである。

目 次

序	
例 言	
第Ⅰ章 調査に至るまで	（松本岩雄） 1
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査組織	2
第Ⅱ章 遺跡の位置と歴史的環境	（勝部 昭） 4
第1節 遺跡の位置	4
1. 所在	4
2. 地形	4
第2節 周辺の遺跡	4
1. 奈良時代以前の遺跡	5
2. 奈良時代の遺跡	5
3. 中世の遺跡	12
第Ⅲ章 調査と遺跡保護の経過	15
第1節 遺跡の研究史抄	（三宅博士） 15
1. はじめに	15
2. 長者原出土の炭化米をめぐって	15
3. 炭化米出土地と意宇郡家との里程	19
4. 出雲國府の調査	21
5. 山代郷五倉推定地の調査	21
第2節 調査区の設定と調査の経過	（三宅博士・松本岩雄） 22
1. 調査区の設定	22
2. 昭和53年度調査（第1次調査）	24
3. 昭和54年度調査（第2次調査）	24
4. 昭和55年度調査（第3次調査）	26
第3節 遺跡の保護と調査後の措置	（松本岩雄） 27
1. 指定に至るまで	27
2. 指定と調査後の措置	30
第Ⅳ章 遺構の概要	（永瀬優理・三宅博士・松本岩雄） 38
第1節 燐物遺構	38
第2節 櫛列遺構	63

第3節 溝状遺構	64
第4節 土壌	67
第V章 出土遺物	(三宅博士) 68
第1節 古墳・奈良・平安時代遺物	68
第2節 中・近世遺物	73
第VI章 自然科学的調査	76
第1節 出土炭化米について	76
第2節 山代郷正倉跡考古地磁気調査	(時枝克安) 78
1. 目的	78
2. 原理と方法	78
3. 試料採取	79
4. 測定結果	80
5. 考察	82
第3節 山代郷正倉跡出土の炭化米	(佐藤敏也) 83
1. 山代郷正倉跡S B12第X区第7号地区採土中に包含されていた米粒	85
2. 山代郷正倉跡S B12第X区第10号地区採土中に包含されていた米粒	86
3. 山代郷正倉跡S B01周辺から採取された米粒	87
4. 舎人郷正倉跡推定地出土の米粒	87
5. 長粒の遺構別比率の検討	88
6. まとめ	88
第4節 山代郷正倉跡の ¹⁴ C年代測定	(山田 治) 102
第VII章 律令出雲の正倉—文献を中心として—	(加藤義成) 103
序	103
第1節 出雲国風土記にみえる正倉	103
1. 各郡の郷里記述にみえる正倉	103
2. 舎人郷の正倉	104
3. 山代郷の正倉	105
4. 美談郷の正倉	106
5. 星代郷の正倉	107
6. 出雲九郡の郡家の正倉	108
(i) 意宇郷の郡家	108
(ii) 鳥根郷の郡家	108
(iii) 秋鹿郷の郡家	108
(iv) 桶狭郷の郡家	109

(5) 出雲郡の郡家	109
(6) 神門郡の郡家	109
(7) 飯石郡の郡家	109
(8) 仁多郡の郡家	109
(9) 大原郡の郡家	109
第2節 正倉の本義と律令の実態	110
1. 正倉の本義	110
2. 倉庫令の規定	111
3. 史籍にみえる正倉関係記事	111
4. 出雲国計会帳にみえる正倉関係文書	112
第3節 諸國の正税帳にみる正倉	113
1. 諸國の正倉と税帳	113
2. 隆伎國正税帳	114
3. 和泉監正税帳	115
4. 上野國交替實錄帳	115
5. 発掘によって出現した正倉跡	117
(1) 常陸越新治郡家の正倉	117
(2) 最近の正倉跡出現	117
第4節 古代出雲の正倉の盛衰	118
1. 発生期の鄭倉	118
2. 律令実施による正倉	118
3. 律令衰退期の正倉	118
第5節 結語	119
第6章まとめ	(三宅博士・松本岩雄) 120
第1節 出土遺物の年代	120
第2節 檢出遺構の構成と出土遺物の関係	121
第3節 A期建物群の検討	125

挿 図 目 次

第 1 図 遺跡の位置	1
第 2 図 周辺の遺跡分布図	6 · 7
第 3 図 来美廃寺出土瓦拓影	8
第 4 図 四王寺跡出土瓦拓影	9
第 5 図 黒田麻子土居発見瓦	10
第 6 図 出雲岡分寺尼寺付近出土の墨書き土器	11
第 7 図 『出雲國風土記』にみえる国府付近の里閭	11
第 8 図 出雲國府跡諸説位罫図	19
第 9 図 基準点測量網図	22
第 10 図 基準点標石図	23
第 11 図 調査区配置図	24 · 25
第 12 図 宅地造成工事の発見	28
第 13 図 現地調査指導	28
第 14 図 現地説明会	29
第 15 図 考える会要望書提出	29
第 16 図 現地検討会	31
第 17 図 文化庁視察	31
第 18 図 史跡指定地文獻図	33
第 19 図 遺構配置図	39
第 20 図 主要遺構配設図	40 · 41
第 21 図 S B01実測図	41
第 22 図 S B02実測図	42
第 23 図 S B03実測図	42
第 24 図 S B04実測図	43
第 25 図 S B05実測図	45
第 26 図 S B05-P ₁₅ · S B11--P ₇ 重複関係上層実測図	48
第 27 図 S B05 - P ₁₇ 上層実測図	49
第 28 図 S B06実測図	50
第 29 図 S B07 · SK01 · SK02 実測図	51
第 30 図 S B08実測図	52
第 31 図 S B09実測図	53
第 32 図 S B10実測図	54

第 33 図	S B11a・S B11b 実測図	54・55
第 34 図	S B12実測図	57
第 35 図	S B13・S D03・S D04実測図	59
第 36 図	S B14実測図	60
第 37 図	S B15・16・17・18実測図	61
第 38 図	S B19実測図	61
第 39 図	S B20実測図	62
第 40 図	S B21・22・23・24・25実測図	62・63
第 41 図	S D02実測図	65
第 42 図	S D05実測図	66
第 43 図	S B02・05・07・09・11・16付近及び S D04内出土遺物実測図	69
第 44 図	S K01及びその周辺出土遺物実測図	71
第 45 図	S K01出土須恵器実測図	72
第 46 図	第 5・9 調査区出土擂鉢実測図	74
第 47 図	S B21・22・24及び S D05出土遺物実測図	75
第 48 図	炭化米反射顕微鏡写真	77
第 49 図	試料採取作業状況	79
第 50 図	黒色土層最上部採取試料シュミットステレオ投影図	80
第 51 図	黒色土層下部採取試料シュミットステレオ投影図	81
第 52 図	粘土層土層上部採取試料シュミットステレオ投影図	81
第 53 図	西南口本地磁気水年変化曲線	82
第 54 図	S B12付近出土炭化米区画配置図	83
第 55 図	山代 X 区 7 号・10 号出土炭化米粒長と粒幅の計測値	84
第 56 図	山代 S B01、舍人出土炭化米粒長と粒幅の計測値	84
第 57 図	『出雲國風土記』にみえる正倉と郡家	105
第 58 図	A期建物群の構成	122
第 59 図	B期建物群の構成	122
第 60 図	C期建物群の構成	123
第 61 図	D期建物群の構成	123
第 62 図	A期建物群の配置と推定正倉域	126
第 63 図	A期建物群復元模式図	127

表 目 次

表 1	古代出雲(國略年表)	6
表 2	基準点成果一覧表(国土調査法による第III座標系)	23
表 3-1	史跡指定地各筆面積一覧	34
3-2	史跡指定地各筆面積一覧	35
表 4-1	粒の形状とその大きさ	85
4-2	粒形の構成	86
表 5	遺構別の長粒比率	88
表 6	長粒比率の95%信頼限界	88
表 7	山代郷正倉跡 S B12第X区第7号出土米粒計測表	89
表 8	山代郷正倉跡 S B12第X区第10号出土米粒計測表	93
表 9	山代郷正倉跡 S B01昭和53年調査区出土米粒計測表	95
表 10	安来市沢町舎人郷正倉跡出土米粒計測表	98
表 11	掘立柱建物跡と柵列の時期	125
表 12	山代郷正倉跡建物跡計測値表	130

図 版 目 次

図版 1	山代郷正倉跡周辺の航空写真(昭和46年撮影)	
図版 2-1	山代郷正倉跡の鳥瞰(南から)	
2-2	山代郷正倉跡近景(西から)	
図版 3-1	第3調査区全景(中央の柱穴群がS B01、南から)	
3-2	S B01炭化米出土状況	
3-3	S B01柱穴の状況(左上P 3、左下P 10)	
図版 4-1	第2調査区全景(S B02・S A01、東から)	
4-2	第4調査区全景(S B03・S B04、東から)	
図版 5-1	S B05全景(南から)	
5-2	S B05全景(西から)	
図版 6	S B05柱穴の断面	
図版 7	S B05柱穴の断面	
図版 8-1	第5調査区東半の建物群(S B05・S B11a・S B11b、南から)	
8-2	第5調査区西半の遺構(S B06・S B07・S B08・S B09・S B10・S A03)	
図版 9-1	第5調査区の遺構(S B06・S B07・S B08・S A03・SK01・SK02、南から)	

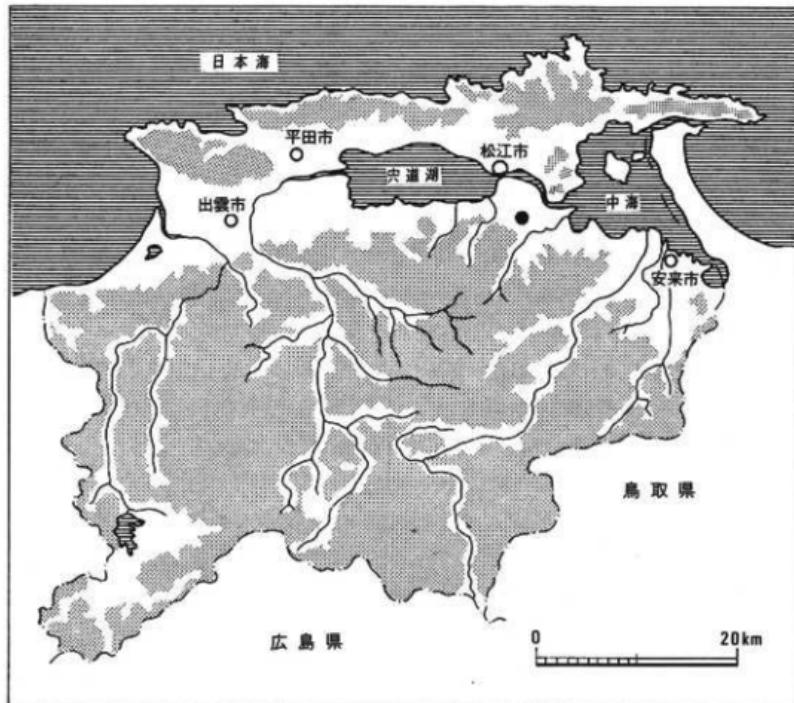
- 9-2 第5調査区の遺構（S B06・S B09・S B10、南から）
- 図版10-1 第5調査区の遺構（S B05・S B06・S B07・S B09・S B10、
S B11・S A03、西から）
- 10-2 第11調査区の遺構（S B08・S B19・S B20、東から）
- 図版11-1 S B07・S B08・S B11・S B20柱穴の断面
- 11-2 S B05・S B12全景（南から）
- 図版12-1 S B12全景（西から）
- 12-2 S B12全景（南から）
- 図版13-1 第12調査区全景（S B13・S D03・S D04、西から）
- 13-2 第12調査区東半の遺構（S D03・S D04・S K04、東から）
- 図版14 S B12・S B13柱穴の状況
- 図版15-1 第17調査区全景（S B14、東から）
- 15-2 第8調査区全景（S B15・S B16・S B17・S B18、東から）
- 図版16-1 第9調査区全景（S B21・S B22・S B23・S B24・S B25・S A04、南から）
- 図版16-2 第7調査区全景（S D02、北から）
- 図版17-1 第16調査区全景（S D05、東から）
- 17-2 第15調査区西半の遺構（S D05、南から）
- 図版18-1 S B02付近須恵器出土状況
- 18-2 SK01須恵器出土状況
- 18-3 SD04遺物出土状況
- 図版19 S B02付近、S D04・SK01出土及び表探遺物
- 図版20-1 SK01出土須恵器（外面）
- 20-2 SK01出土須恵器（内面）
- 図版21-1 S B02・S B05・S B07・S B09・S B11・S B16付近及びSD04内出土遺物
- 21-2 SK01及びその周辺出土遺物
- 図版22-1 第5・9調査区、S B21・S B22・S B24・SD05出土遺物（外面）
- 22-2 第5・9調査区、S B21・S B22・S B24・SD05出土遺物（内面）
- 図版23-1 『山雲国風土記』写本
- 23-2 出雲国計会帳
- 図版24-1 隠岐国正税帳
- 24-2 和泉監正税帳
- 図版25 浮粒と沈粒
- 図版26 S B12出土米
- 図版27 山代郷 S B01出土米
- 図版28 舍人郷出土米



第Ⅰ章 調査に至るまで

第1節 調査に至る経緯

島根県教育委員会では、昭和47年に重要な遺跡の面的な保存と活用をはかるため、松江市の南郊に県立八雲立つ風土記の丘を設置した。この事業にあたっては、昭和43年度から昭和45年度まで出雲国府跡の調査を実施したのをはじめ、史跡出雲国分寺跡、史跡岡田山古墳の整備や大草丘陵の古墳群買い上げ、出雲国府跡の指定、買い上げ等を順次実施してきた。風土記の丘を開所した翌年か



第1図 遺跡の位置（●印）

第Ⅰ章 調査に至るまで

らは、風土記の丘整備事業の一環として毎年地内の主要遺跡について保存の基礎資料を得るために発掘調査を実施してきた。すなわち、昭和48年度から昭和50年度にかけて実施した松江市竹町所在の出雲国分尼寺跡調査、昭和52年度に実施した松江市大草町所在の岩屋後古墳の調査がそれである。

一方、通称団原丘陵一帯は意宇川下流平野の北西側に位置し、律令時代の行政を担った多くの公的施設が推定される場所として従来から注目されていた。しかし、この周辺はすでに昭和45年に都市計画法に基づく住居地域に指定されており、周辺の宅地化が著しく進み、遺跡保護の立場から考慮すべき事態となってきた。そこで、団原丘陵に所在する遺跡の実態を把握し、しかるべき保護策を立てることが急務であるとの考え方から発掘調査を計画した。そして昭和53年度から『出雲國風土記』にいう意宇郡山代郷の正倉跡に推定されていた地域の調査に着手することとした。

第2節 調査組織

調査は昭和53年度、昭和54年度、昭和55年度の3ヶ年にわたって実施した。各年度の関係者は下記のとおりである。

昭和53年度

調査指導 山本 清（島根県文化財保護審議会委員）、加藤義成（同）、熊野栄助（同）、町田章（同）、渡辺貞幸（島根大学法文学部講師）、小田富士雄（北九州市立歴史博物館主幹）

事務局 遠藤 豊（文化課課長）、藤間 亨（文化課主査）、森山敏夫（文化課課長補佐）、京谷 昇（文化振興係係長）

調査員 横山純夫（文化課主事）、三宅博士（県立八雲立つ風土記の丘職員）

調査補助員 戸宗寿雄（島根大学学生）、片山泰輔（同）

調査協力 志田 清（松江市文化財保護審議会委員）、池田満雄（島根県埋蔵文化財調査員）、門脇後彦（同）、東森市良（同）、西尾良一（同）、菅井寿則（県立八雲立つ風土記の丘職員）、本間恵美子（同）、遠藤紀美子

昭和54年度

調査指導 山本 清（島根県文化財保護審議会委員）、加藤義成（同）、町田章（同）、山中敏史（奈良国立文化財研究所技官）

事務局 遠藤 豊（文化課課長）、藤間 亨（文化課主査）、森山敏夫（文化課課長補佐）、秋月延太（文化振興係係長）

調査員 勝部 昭（埋蔵文化財係係長）、宮沢明久（文化課主事）、川原和人（同）、松本岩雄（同）、三宅博士（県立八雲立つ風土記の丘職員）、平野芳英（同）

調査補助員 青木 博、島谷芳雄、柳浦俊一、吉岡七江（早稲田大学学生）

遺物整理 三島千富美、小原明美、竹内信枝、村上紀美子、田根裕美子、森柴里江

調査協力 恩田 清（松江市文化財保護審議会委員）、池田満雄（島根県埋蔵文化財調査員）、横山純夫（同）、西尾良一（同）、菅井寿則（県立八雲立つ風土記の丘職員）、岡崎雄二郎（松江市教育委員会主事）、中尾秀信（同）

なお、調査および整理にあたっては次の方々から有益な指導、助言を賜った。

岡田茂弘、小田富士雄、穴道正年、桑原滋郎

昭和55年度

調査指導 山本 清（島根県文化財保護審議会委員）、加藤義成（同）、町田 章（同）、恩田 清（松江市文化財保護審議会委員）、渡辺貞幸（島根大学法文学部講師）、北村文治（文化庁記念物課主任文化財調査官）、中野 浩（同）、河原純之（文化庁記念物課文化財調査官）、木下正史（奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮発掘調査部考古第2調査室長）、伊東太作（奈良国立文化財研究所）

事務局 遠藤 直（文化課課長）、藤間 亨（文化課主査）、長谷川行雄（文化課課長補佐）、長谷川清（文化財管理係係長）、秋月延夫（文化振興係係長）

調査員 勝部 昭（埋蔵文化財係係長）、黒谷達典（文化財保護主事）、松本岩雄（文化課主事）、三宅博士（県立八雲立つ風土記の丘職員）、永瀬謙理

調査補助員 横野真司（京都産業大学学生）、落合めぐむ（奈良女子大学学生）、黒崎一枝（立正大学学生）、房宗寿雄（島根大学学生）

遺物整理 片岡詩子、小原明美、三島千富美、田根裕美子、森山美紀子、石富歩、柳浦俊一

調査協力 石飛 進、足立千利、中西宏次、岡崎雄二郎、池田満雄、西尾良一、横山純夫、勝部理恵子、藤田彰裕、菅井寿則、内田文惠、内田律雄、原田律夫

なお、調査および整理にあたっては次の方々から有益な指導、助言を賜った。

横山浩一、相原安津夫、粉川昭平、甲元真之、前島己基、天羽利夫、岡田博、村上勇、竹中 哲、前沢和之、松本修白

作業員 高麗玉子、須山文江、秋山武子、井上千年、水野千久子、角 爰子、永久恵美子、松浦弘子、荒川幸子、広江幸子、吉野信子、高麗寿子、水野久美子、須山弥生、森本静香、高麗敏郎、井上スミエ、高梨寿美江、
（松本岩雄）

第Ⅱ章 遺跡の位置と歴史的環境

第1節 遺跡の位置

1. 所 在

今回発掘調査した山代郷正倉跡は、山陰地方の中央部ともいえる松江市の南郊に設置された鳥根県八雲立つ風土記の丘地内に所在する。遺跡の所在する地籍は松江市大庭町字内屋敷35、35-1、40、42-2、字植松34-1他である。このあたりではひときわ高い標高171.5mの茶臼山の南西麓にあたる。（第2図、図版1、図版2-1）

山陰本線松江駅からは東南方向に直線距離で4.2kmのところである。松江駅から大庭・八雲方面のバスに乗り、大庭十字路で下車するとすぐ近くである。ちょうど県道松江・広瀬線と県道八重垣神社・竹矢線の交差する大庭十字路に隣接した北西部である。大庭町長者原地区の一隅にあたる場所である。

2. 地 形

調査した場所付近一帯は標高20~23mのなだらかな¹¹段丘と呼ばれる段丘が続いている。この段丘は山陰地方のなかにあっては大型の河成段丘である。赤褐色のローム層の上に黒灰色の大山や三瓶山からの火山灰土が堆積した土壤の形成となっている。山代郷正倉跡付近は大庭町田原、黒田駅から長原原にかけての東西200~500m、南北1kmにわたって段丘が広がる。西側は幅200mほどの細長い谷が^{かもず}神鬼神社隣間から鼻曲まであり、その西はまたゆるやかな段丘が広がる。東側及び南側あたりは小谷をふくむ段丘が途切れると、八束郡八雲村熊野から流れ出る意宇川の形成する扇状地が開けている。これは東西3.2km、南北0.8~1.3kmの拡がりがある。北側は馬橋川のつくる狭い谷がある。

現在、山代郷正倉跡のある段丘地は市街化が進んでおり、かつての歴史的景観が大きく変貌しつつある。

第2節 周辺の遺跡

山代郷正倉跡周辺は鳥根県下で最も遺跡の密集する地域の一つで、古代山陰の中核部である。発掘された例が少ないので、実態については十分な把握ができないものの、部分的な調査や断片的に採集された遺物等から往時のようすをうかがい知ることができる。

1. 奈良時代以前の遺跡

縄文時代の遺跡は意宇平野の河口に近い緑丘陵の麓や馬橋川下流域に近いところに松江市竹矢町法華寺前遺跡^{註2}、矢田町矢田遺跡^{註3}、東津田町石台遺跡^{註4}、八束郡東出雲町春日遺跡などが知られる。低湿地に立地するものが多く縄文中期ごろをはじめとする。

弥生時代の遺跡は前述の縄文遺跡と複合するものがあるほか、意宇平野の中の微高地に営まれた布田遺跡^{註5}、弥生中期の水田跡を検出した大敷遺跡^{註6}などがある。松江市竹矢町の平浜八幡宮に所蔵されている細形銅劍は意宇平野中から発見されたものといわれ、青銅器文化を受容した弥生集落があつたことを物語っている。

古墳時代にはこの地区に多数の古墳が営まれる。古い様相をもつものは今のところ意宇平野の東緑丘陵地で多く調査されている。位至三公銘内行花文鏡を出土した古城山古墳、大木椎現山古墳^{註7}、寺床1号墳などがそれである。茶臼山北麓から大橋川沿いの丘陵地あたりには大形の古墳がある。それらは井ノ奥1号墳、二辺に突出部をもつ史跡石室古墳などの方墳、全長約80mの手闊古墳、周溝をもつ井ノ奥4号墳などの前方後円墳、竹矢岩船古墳、中竹矢古墳などの前方後方墳である。また茶臼山西麓には、野津左馬之助によって全国ではじめて前方後方墳という名称のつけられた島根県下最大級の史跡山代二子塚古墳（全長90m以上、通称山代円墳もこの史跡に含まれている）、史跡山代方墳、史跡大庭鶴塚古墳の4基の大形古墳や向山西古墳、東淵寺古墳などがある。

八重垣神社^{註8}、神魂神社付近から大草の丘陵地にかけても、岡田山古墳、御崎山古墳^{註9}、岡原古墳、古天神古墳などの古墳が営まれている。岡田山古墳は三葉環頭火刀、長宜子孫銘内行花文鏡など、御崎山古墳は獣面環頭火刀などが副葬されており、規模と副葬品などから当時の首長胸の奥津城とみられる。そしてまた、後谷・荒神谷古墳群、大石古墳群^{註10}、神魂神社裏山古墳群^{註11}、西百塚・東百塚古墳群やそれにつづく丘陵上に夥しい中・小規模の古墳群が密接する。これら古墳群の営まれた丘陵斜面には横穴墓もまた多く作られている。即ち、八重垣神社鏡の池裏山の横穴群、大石横穴群、小谷横穴群、安部谷横穴群などその数は極に100穴を越えている。

これら古墳、横穴墓などを営んだ人たちの集落跡については調査が殆んどされておらず現段階では実態は不明である。しかし、山麓や段丘上のあちこちに土器片の散布をみるとともに、山代町、大庭町、大草町などの崖面に住居跡の断面が露出しているので多数の住居跡があったことは間違いないと思われる。

2. 奈良時代の遺跡

山代郷正倉跡付近一帯の地域に所在する官衙と官寺、豪族の私寺と館、街道、集落、祭祀遺跡について述べる。

表1 古代出雲國略年表

飛鳥時代	朱鳥8(694) (扶桑)	藤原京に遷都
	朱鳥9(698) (文武)	諸國の郡司を任命する 忌部子首出雲國守となる
奈良時代	宝亀元(715) ・ 2(716)	県を改め郷となす 出雲出雲安神事寶を美す
	神亀元(724)	出雲臣広嶋國造となる
天平5(733) ・ 7(735)	天平5(733)	出雲國風上記織造
	・ 7(735)	石川朝臣足山豊雲とななる
天平7(746) ・ 18(746)	・ 13(741)	國分寺尼寺建立の詔
	・ 18(746)	出雲臣弟山國造となる
天平8(756) ・ 天平7(763)	天平8(756)	出雲國に日一人を加える
	・ 天平7(763)	死度多數水旱やまず神火おこる
延暦11(792) ・ 13(794)	延暦11(792)	諸國に健兒を置く出雲國一百人
	・ 13(794)	平安京に遷都
平安時代	・ 17(798)	出雲國意宇郡大領の國造兼任を禁ず
	承和2(835)	出雲國古倉焼く
貞觀9(867) ・ 13(871)	貞觀9(867)	伯耆出雲石見隨岐長門等に下し國每に四王寺をつくる
	・ 13(871)	出雲國分寺吉祥入像を本像となす

透していることなどから役所跡に似つかわしく国府跡であるという推定である。風土記の里程の記述にはぼ合うこと、字名の竹ノ後（一館ノ後）の存在、国司の四等官の一つである墨書土器「少目」の発見なども推定を裏づけるものであろう。

ただ発掘調査は部分的で十分に全貌を把握するまでに至っていない。環境整備されている今の出雲國府跡は奈良時代末期の時期を例に国府の外郭の大溝や政庁建物跡、後方官衙建物、小溝などを模式的に表示してある。建物配置や広がりについてさらに実態を把握する必要がある。^{註20}

出雲國府における「大原糠[ト]……」という木簡の発掘は大宝元（701）年大宝令施行前の詳制を示しており、出雲國府の建設された時期を探るうえで示唆を与えている。ちなみに、文献のうえで出雲國守の初任者は和銅元（708）年の正五位下忌部宿弥子首で、出雲國造果安の時である。忌部宿弥子首は壬申の乱の戦功者の一人である。^{註21}

出雲國府に付属して意宇郡家、意宇軍團、黒田駅も置かれていたようである。一般に郡家は主要部である庁院、館院、廚院などと倉院、倉庫院、正倉院などの倉庫群からなる建物で合計20数棟はあったという。^{註22}

松江市山代町、大庭町の段丘上にある宇都原、宇都田峰などの字名は軍團や黒田駅の遺称を示しているといわれる。黒田駅は風土記の記述では移転している。出雲國府の設置された大草の地は出雲國造の本拠である大庭・山代あたりからはおよそ1km余り東に離れている。出雲國府の建設との

官衙と官寺 出雲國は上国に位置づけられ、意宇郡、島根郡、秋鹿郡など9郡の政治は出雲國守で統轄されていた。出雲國守は意宇平野の中央部南寄りの現在六所神社のあるあたりに置かれていた。所在地は松江市大草町字竹ノ後、宮ノ後、中間、居屋敷あたりである。

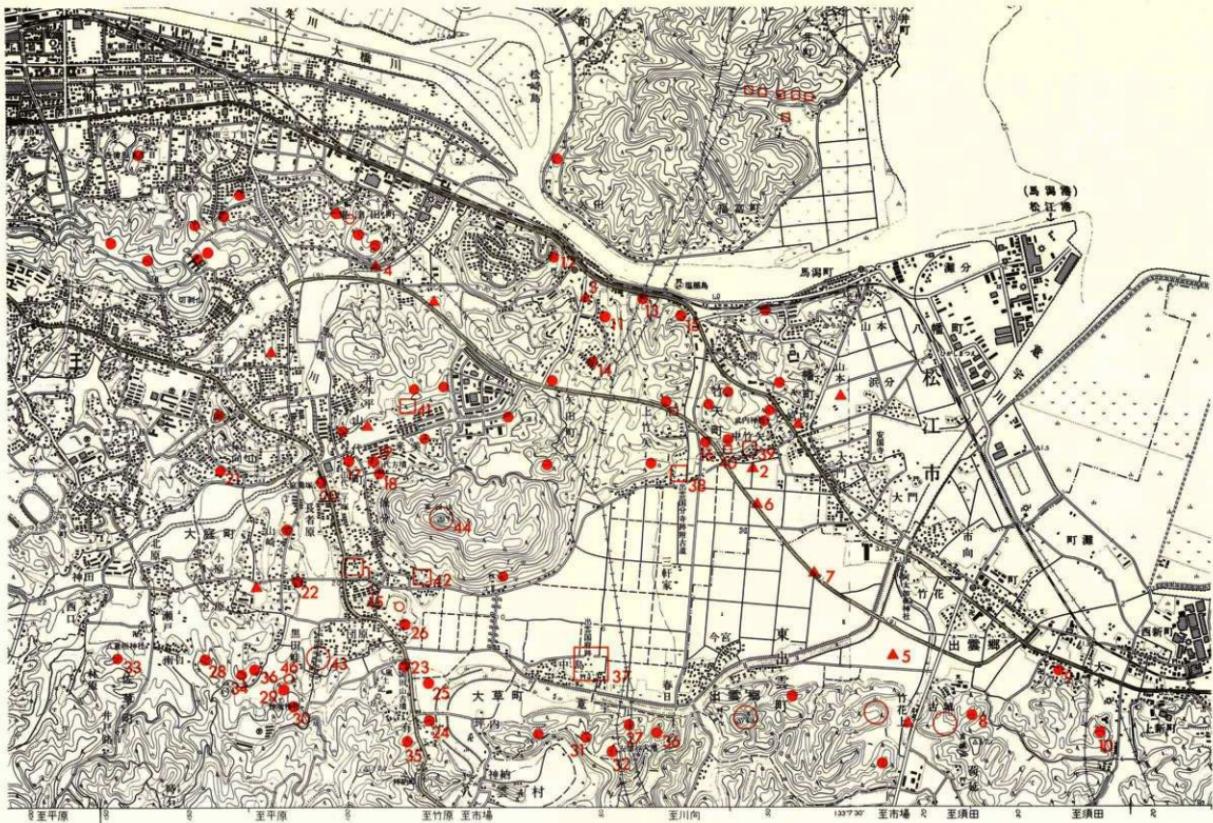
出雲國守の所在については江戸時代以来考証が重ねられてきたが、昭和39年恩田清氏による大草村検地帳にのる字名「こくてう」の発見を契機に松江市教育委員会の手による発掘調査の実施によって明らかにされたものである。即ち、調査の結果、溝によって区画された敷地に、四面廻のある建物をふくむ建物が規格性をもった配置であること、木簡や硯、墨書き土器、多量の食器類が発見されていること、瓦葺きの建物があること、遺構が6時期にわたって変遷^{註18}したこと、遺構が6時期にわたって変遷^{註19}したことなどから役所跡に似つかわしく国府跡であるという推定である。風土記の里程の記述にはぼ合うこと、字名の竹ノ後（一館ノ後）の存在、国司の四等官の一つである墨書き土器「少目」の発見なども推定を裏づけるものであろう。

ただ発掘調査は部分的で十分に全貌を把握するまでに至っていない。環境整備されている今の出雲國府跡は奈良時代末期の時期を例に国府の外郭の大溝や政庁建物跡、後方官衙建物、小溝などを模式的に表示してある。建物配置や広がりについてさらに実態を把握する必要がある。^{註20}

出雲國府における「大原糠[ト]……」という木簡の発掘は大宝元（701）年大宝令施行前の詳制を示しており、出雲國府の建設された時期を探るうえで示唆を与えている。ちなみに、文献のうえで出雲國守の初任者は和銅元（708）年の正五位下忌部宿弥子首で、出雲國造果安の時である。忌部宿弥子首は壬申の乱の戦功者の一人である。^{註21}

出雲國府に付属して意宇郡家、意宇軍團、黒田駅も置かれていたようである。一般に郡家は主要部である庁院、館院、厨院などと倉院、倉庫院、正倉院などの倉庫群からなる建物で合計20数棟はあったという。^{註22}

松江市山代町、大庭町の段丘上にある宇都原、宇都田峰などの字名は軍團や黒田駅の遺称を示しているといわれる。黒田駅は風土記の記述では移転している。出雲國府の設置された大草の地は出雲國造の本拠である大庭・山代あたりからはおよそ1km余り東に離れている。出雲國府の建設との



第2図 周辺の遺跡分布図

1:25000

1. 山代郷正倉跡
2. 法華寺前遺跡
3. 矢田遺跡
4. 石台遺跡
5. 春日遺跡
6. 布田遺跡
7. 夫敷遺跡
8. 古城山古墳
9. 大木権現山古墳
10. 寺塚1号墳
11. 井奥1号墳
12. 石屋古墳
13. 手間古墳
14. 井ノ奥4号墳
15. 竹矢岩船古墳
16. 中竹矢古墳
17. 山代二子墓古墳
18. 山代円墳(水久宅裏古墳)
19. 山代方墳
20. 鴉冢古墳
21. 向山西古墳
22. 東鶴谷古墳
23. 圆田山古墳群
24. 御崎山古墳
25. 岩屋後古墳
26. 団原古墳
27. 古天神古墳
28. 後谷・荒神谷古墳群
29. 大石巻古墳
30. 神楽社裏山古墳群
31. 西百鬼古墳群
32. 東百鬼古墳群
33. 八重組神社の池裏山桃穴群
34. 大石巻大群
35. 小谷巻穴群
36. 安部谷桃穴群
37. 出雲御行跡
38. 出雲國分寺跡
39. 出雲國分尼寺跡
40. 出雲國分寺瓦窯跡
41. 来美磨寺跡
42. 四王寺跡
43. 黒田塚・土居遺跡
44. 茶臼山城跡
45. 黒田船跡
46. 正林寺五輪塔群

開わりで黒田駅は移転されていると思われる。出雲国の駅路の開始と国府の設置という時間的な差に関心がもたれる。

国府城については東西11町、南北6町などの考えがあるがはっきりしない。出雲國府跡と目される位置から北へ500mはなれた字櫛ノ口では発掘調査によって奈良時代の役所跡らしい掘立柱建物跡の存在が確められている。^{註24} 国府跡一帯には条里制の形跡が残っている。出雲國府、出雲國分寺の中軸線と条里の駐畔の方向が異なるので、現在残る真名井神社参道以東の条里は後世のものかもしれない。

出雲國府をはじめとする前述の役所にはかなりの人数の官人たちが勤仕していたものと考えられる。ちなみに奈良時代の国守は文献のうえで83名が知られ、石川乍足、門部王といった古代史上著名な人も赴任している。

出雲國分寺は出雲國府から北北東の方向に1,250m、出雲國分尼寺は出雲國府から北東の方向に1,600m離れた松江市竹矢町大字中竹矢字寺領と同竹矢町法華寺前他にそれぞれ置かれた。両寺跡とも部分的な発掘調査が実施されているのにすぎないが、國分寺の中軸線と尼寺の中軸線との距離は4町へだたっている。^{註25}

出雲國分寺跡は南門、中門、金堂、講堂、僧房が一直線にならび、中門からは回廊が講堂にとりついている。金堂と講堂、講堂と僧房をつなぐ道は瓦敷きである。^{註26} 南門から三軒家までは幅20尺（約6m）の石敷き道の古道が伸びている。塔は南門と中門を結ぶ中軸線から東に45m離れたところに位置している。この他食堂、湯殿などの付属建物もあったはずである。寺域は明らかでないが方500尺と考えられている。

出土遺物には瓦、埴、須恵器、土師器、墨書き土器、陶磁器、土製品、玉類などがある。瓦は型式のうえから軒丸瓦は4類に、軒平瓦は5類に分けられている。墨書き土器に「西寺」と書かれたものがあり、東側に位置する尼寺との関係から國分寺は西寺と呼ばれていたようである。出雲國分寺の場合、出土遺物からみるとおよそ鎌倉時代ごろまで存在したらしい。

出雲國分尼寺跡は中竹矢の集落の密集しているところがその跡である。背後は低丘陵があり、前面に意宇平野の水田が広がる。

県教育委員会による3次の発掘調査（昭和48～50）によって、南北幅が17.6mある礎石建物跡、築地状遺構、溝状遺構等が検出されている。^{註27} 寺域は1町4方と考えられているが、出土遺物には軒丸瓦・軒平瓦・平瓦等の瓦類、須恵器、土師器などがある。また、東室、子刀自、泰館と書かれた墨書き土器、乍・勝と刻されたヘラ書きの瓦なども出土している。

出雲國分寺、同尼寺、出雲國府にはある時期同種の瓦が葺かれていたことが型破れ痕のある瓦から知られているが、瓦塗跡は中竹矢で発見されている。^{註28} 前記の3つの公的建物に葺かれた瓦は万葉

第II章 遺跡の位置と歴史的環境

位の量が必要と思われる所以瓦窯も相当数あったと考えられる。

豪族の私寺と館 『出雲國風土記』によると、山代郷界わいには新造院が2か所ある。^{註30}

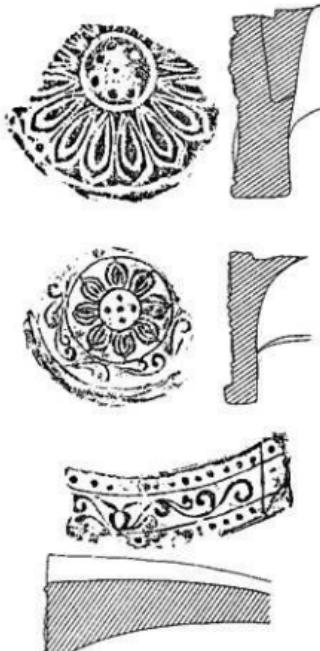
即ち、

新造院一所 山代郷の中にあり 郡家の西北四里二百歩なり 厳堂を建立つ 僧なし 日置君
目烈が造りし所なり 出雲神戸の日置君猪麻呂が祖なり

新造院一所 山代郷の中にあり 郡家の西北二里なり 厳堂を建立つ 住める僧一軀あり 飯
石郡の少領出雲臣弟山が造りし所なり

とのる2か所である。

遺跡の状況からは、茶臼山北麓の自動車試験場奥にある来美廃寺跡を前者にあて、山代町東公民館のあるあたりに所在する四王寺跡を後者にあてている。

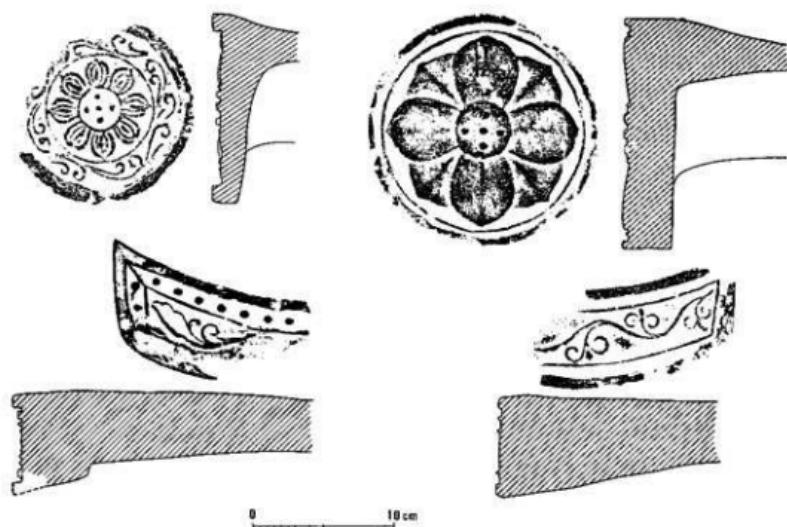


第3図 来美廃寺出土瓦拓影 1:4

来美廃寺跡は松江市矢田町字来留美510-2他の地番にあるが、一部は昭和54年11月の住宅地造成によって破壊された。立地は茶臼山北麓の谷をへだてた低丘陵の南面する斜面にある。松林中に段状の平坦面が4か所あまり認められ、礎石の抜きとり穴らしい凹みもみられる。現在、表面的には礎石などはみあたらないが、かつてここから発見されたという礎石が松江財務部の庭石と付近の民家の大黒柱の礎石として使われている。遺物は瓦製鶴尾、軒丸瓦、須恵器の高环片、甕片等が採集されている。未発掘である。

四王寺跡は茶臼山の南麓に突出した小支丘の頂部にある。地名は松江市山代町字領王寺である。県道八重垣神社竹矢線を大庭十字路から東に進んで山代町東の集落の中ほどにある坂を登りきったあたりである。南東側は意宇平野が広がっている。

来美廃寺跡同様未発掘で、詳しいことはわからないが、礎石らしい石が残っている。遺物は瓦や須恵器片などが採集されている。寺域に隣接するかのように西南側に池がある。かつて大庭町と山代町境にあった池尻池とともに古代から存在した古い池かと思われる。



第4図 四王寺跡出土瓦拓影 1:4

四王寺は新羅の侵攻に備えて貞觀9(867)年に伯耆、隱岐、石見、長門の各國とともに出雲国ではここに四天王を安置した寺と考えられている。建立者の出雲臣弟山は飯石郡の少領であるが、この弟山は天平18(746)年、出雲臣広島の跡を繼いで出雲國造となつた人である。

新造院については天平5(733)年当時出雲国内にあった10院のうち6院までが瀬洋付近に設置されていることに着目し、庶民が泊まれる無料宿泊所である布施庵を中心建物とし、仏をまつる嚴堂などは付属的な意味をもつて建てられたという見解もある。³¹⁾

新造院の建立者である日置君、出雲臣は出雲國の最有力豪族層である。日置氏は山代郷の他同じ意宇郡山国郷や出雲郡河内郷にも新造院を建立している。そして出雲部の大領、飯石郡の主領の任にあった。日置は日記の意味で祭祀に関係する氏族であるといわれる。

出雲臣は山代郷の他、柳縫郡沼田郷にも新造院を建立している。そして出雲國造職に有るとともに天平5(733)年当時、意宇郡の大領・少領・擬主政・主帳、島根郡の主帳、柳縫郡の大領、飯石郡の少領、仁多郡の少領の任にあった。³²⁾また、意宇軍團の二百長の任など出雲國の政治・祭祀などの要職を占めている。職分田などを単純に見積もってもぼう大な土地を所有していたことになり、経済的な基盤を確立していた。

日置君、出雲臣たちの館は風土記の丘地内もしくは地内からそう遠くないところに當まれていた

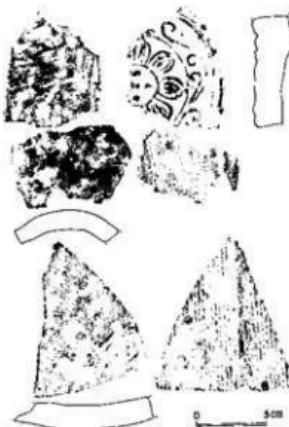
と考えられるが、その所在は今のところ不明である。ただ、出雲国造家の館は延暦17(798)年出雲國造、郡大領兼帶禁止以後のある時期この大庭を去り杵築に移ったはずである。南北朝時代以降北島、千家両家にわかれ、その宿館が明治初年頃まで松江市大庭町黒田駐のそれぞれ宇元鳥居、字向^{むか}におかれていた。

昭和54年度、大庭東部地区の畠地営圃場整備に先立って松江市教育委員会が宿館のあった近くの水田において部分的な発掘調査を実施した。^{註33} その結果、井戸跡、柱穴、溝、土壤などを検出するとともに、布目瓦片、ガラス、小玉、滑石製勾玉、糸切底のある土師器・碗・皿や青磁蓮弁文片、南宋系の白磁等を検出した。時期は古墳時代前～平安時代末期、一部鎌倉時代ごろまでおよんでいることが判明した。

これより以前、大庭町黒田駐の字土居で、昭和46年3月押田幹太氏が家を新築されたおり、近くで軒丸瓦、須恵器片等を採集されている(第5図)。軒丸瓦は西正寺跡第4類と來美庵寺跡第3類の瓦と同形品である。この種の瓦は長門国でも出土しているという。ちなみに押田氏保管の軒丸瓦^{註34}は直径13cm、厚さ3cmで、文様は簡略化され、小形の中房に1+4の蓮子がある。内区の蓮弁は8葉の複弁を配し、その周囲には唐草文帯をおき、縁は平縁のようである。

これらのこととは、黒田駐字土居のあたりに古代に遡る館跡などの存在する可能性を示すものであろう。

天平5(733)年当時、意宇郡郡司居²¹³⁵には林臣、海臣がみえるが、山代郷のあたりに館を構えていたかどうか知ることはできない。風土記の丘地内の発掘調査によって存在が知られるのは秦氏の館である。



これは昭和48年、出雲國分尼寺跡の寺域確認調査の際、丘陵麓の段状地で「秦館」という墨書きのある須恵器の环が出土したことにもとづく。『出雲國風土記』には秦氏の名は見えないが、あるいは出雲國分寺、尼寺などの造立にかかわったのかもしれないと思像される。

今後、館跡の所在について十分注意を払って探求する必要がある。

街道 『出雲國風土記』の記述に従えば、国府・意宇郡家の北に十字街があり、東西の幹線としての正西道と隱岐への通路としての杜北道が交差していた。

正西道は山陰道のことである。十字街から東21里で野城橋、西は12里で野代橋へと続いていた。現在、風土記の丘

第5図 黒田駐字土居発見瓦 1:4

地内で山陰道がどこを通っていたか明らかでないが、意宇平野付近では国土地理院発行の古い5万分の1地図「松江」には平野の中央部に東西に走る道路があり、それが名残りのように考えられる。その道沿いには「字繩手派」「字唐路」などの名が残り、しかも大草村、山代村、竹矢村という旧村境をもなしている。

大庭の付近では、この道は团原丘陵畠地の中央、舜叟寺の南側、一畠バス停留所松江日大高校前、大庭公民館の北側を通る道に続いている

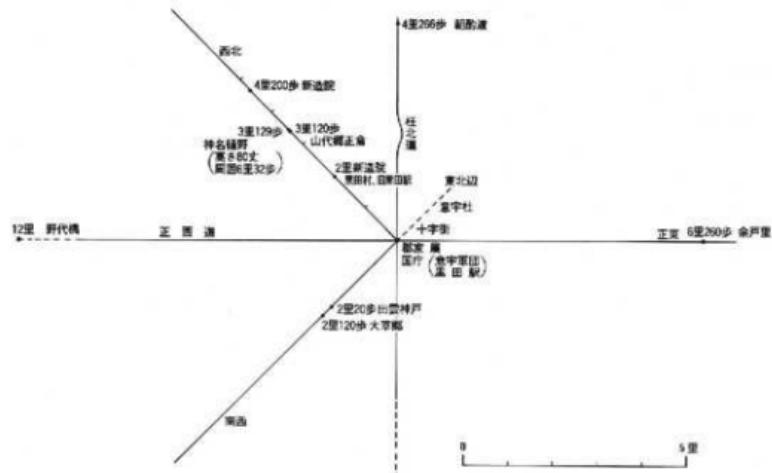
^{註36}と地元の人はいわれる。現在は分断されわずかにその一部が残るようである。

集落 風土記の記載によれば、大草郷、山代郷、出雲神戸等があった。もちろん出雲国府界ついで出雲國府市街があったはずでにぎわっていたと思われる。

大草郷は今の大草町有から八束郡八雲村日吉のあたりと思われる。山代郷は現在の山代町一帯と



第6図 出雲国分寺尼寺付近出土の墨書き土器



第7図 「出雲風土記」にみえる国府付近の里程

第Ⅱ章 遺跡の位置と歴史的環境

考えられるが、『風土記抄』の記載では「竹屋、八幡、馬頭、矢田、津田、乃木、阿毛奴伎等をあわせて一郷となす」とある。これによれば茶臼山麓から大橋川南岸一帯の広い地域ということになる。この郷には正倉が設けられていた。山代の地名の由来は所産天下大神大穴持命の御子山代日古命がいたという。山代は文字どおり山の背後のこととさすのが一般的と思われるが、山代（山背、山城）氏、あるいは山代の地名が、河内、山背、美濃、周防などの国にあること、山背國愛宕郡出雲郷の延歴との関連、山代開拓との関係などいくらか問題にする余地があるよう思われる。

出雲神戸は熊野大神、杵築大神に奉仕する集団の集落とみられ、それぞれの大神の祭祀と經營には出雲開拓が関わっていたと思われる。出雲神戸について加藤義成氏は現在の神魂神社参道入口あたりをその里庁にあてておられる。風土記の記述は南西2里20歩で方角、距離ともに合わない。

集落跡については、前述のような名郷の跡が存在していたはずであるが、その実態は現段階ではわからない。

祭祀遺跡 茶臼山は古代において神名権野と呼ばれていた。この山は出雲國にあった出雲、権壁、秋鹿の各郷の三神名火ノ山とならび四神奈権と呼ばれていた。その場所が穴道湖を中心に四方に存在することなどから古代中国の四獄四坎壈の思想にもとづくのではないかといわれる。

この山は室町時代に山城となり、頂上部が削平されて郭や堀切が作られ当初の山の高さよりも低くなってしまっている。江戸時代になった『雲陽誌』によれば、「伊豆茶磨山の占星といふ、村井伯耆守の城跡なり」とある。

東麓には真名井の淵がある。この淵の水はかつて国造火除ぎ式や新嘗祭など神事のときにのみ使われたという。また、淵の西方の山麓には聖岩があり、伊弉諾、伊弉册の二神の祭のときに神火をとる岩とされていた。

風土記にのるこのあたりの社には真名井社、速毛社、山代社、佐久佐社がある。現在占志原にある山代神社はもとは茶臼山山頂に近いところにあったものである。

大草町有、大庭町有という地名は神がみられる（御生）という考え方もある。

意宇の社伝承地の客の森や八重垣神社隣の池も祭祀に関係のある遺跡である。

3. 中世の遺跡

風土記の丘地内の中世の遺跡としてよく知られているものは、大庭町字間に所在する黒田館跡である。すでに土塁等は住宅建設によって破壊されてしまったが、東西辺44.8~44.6m、南北辺48~47.6mの規模を有するものである。およそ南北朝時代~室町時代初期のものと推測されている。

地図にのる小字名や神魂神社文書などからはさらに黒田畠、七居遺跡などいくつかの遺跡を推

定することができるが、未調査のため詳かでない。大庭町正林寺五輪塔群、山代町の茶臼山城跡なども中世の遺跡である。また八重垣神社の重要文化財の板絵若色神像、国宝神魂神社本殿、淨音寺の重要文化財十一面觀音像なども中世を物語る代表的なものである。竹矢町の安國寺、平浜八幡宮等も同様である。

この他、断片的な中世の古文書からは大草舞で、元久2(1208)年、惣社神官と大草舞地頭助光の間に紛争があったこと、建保3(1215)年には、大庭・田尻の保において守護の乱交があったこと^{註45}と、文永8(1271)年ごろ山代郷に地頭那須四郎兵衛尉が居住していたことなどが知られる。

(勝部 映)

- 註 1. 島根県「出雲開発地域土地分類基本調査松江 昭和49年」
2. 前島己基「法華寺前遺跡」「八雲立つ風土記の丘周辺の文化財」昭和50年
3. 岡崎雄二郎「山陰の編文後・晚期の諸問題」「日本考古学協会昭和52年度大会研究発表要旨」昭和52年
4. 島根県教育委員会「国道9号線バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書III」昭和56年
5. 近藤正「島根県下の古銅器について」「島根県文化財調査報告書」第2集島根県教育委員会 昭和41年
6. 東山雲町教育委員会「大木櫻現山古墳群」昭和54年
7. 東出雲町教育委員会「寺床遺跡発掘調査の概要」昭和56年
8. 岡崎雄二郎「松江市石屋古墳の調査」「考古学ジャーナル」159号 昭和54年
9. 山本清「古墳」「島根県文化財調査報告書」第5集島根県教育委員会 昭和43年
10. 岡崎雄二郎「松江市井奥4号墳の調査」「考古学ジャーナル」120号 昭和51年
11. 山本清「古墳」「八雲立つ風土記の丘周辺の文化財」島根県教育委員会 昭和50年
12. 門脇俊彦「岩出山古墳」「八雲立つ風土記の丘周辺の文化財」島根県教育委員会 昭和50年
13. 勝部昭「御崎山古墳」「八雲立つ風土記の丘周辺の文化財」島根県教育委員会 昭和50年
14. 島根県教育委員会「岩屋後古墳発掘調査概報」昭和53年
15. 前掲註11
16. 字七曲に所在する円墳は木被直葬で、頂部に埴輪円筒が方形に配列されていた。
17. 前掲註9及び註11
18. 松江市教育委員会「山雲園跡発掘調査概報」昭和45年
19. 町田章「出雲國序新」「八雲立つ風土記の丘周辺の文化財」島根県教育委員会 昭和50年
20. 島根県教育委員会「史跡出雲國寺跡」昭和50年
21. 門脇俊二「出雲の古代史」昭和55年
22. 「上野国交替米縁帳」(寛元元年)には郡役の建物がある。
23. 加藤義成「校注山雲園風土記」では黒田驛……郡家の西北二里に黒田村あり。七の體色黒し。故曰黒田と云ふ。旧此處に是の驛あり……」とある。
24. 中沢四郎「条里遺構」「八雲立つ風土記の丘周辺の文化財」島根県教育委員会 昭和50年
25. 石田茂作・山本清「出雲國分寺跡」「出雲・船岐」昭和38年
26. 島根県文化財愛護協会「季刊文化財」第12号 昭和45年
27. 前島己基「古代寺院跡」「八雲立つ風土記の丘周辺の文化財」島根県教育委員会 昭和50年
28. 島根県教育委員会「出雲國分尼寺第2次発掘調査概報」「同第3次発掘調査概報」昭和50年・昭和51年
29. 岡崎雄二郎「出雲國分寺瓦窯跡」「八雲立つ風土記の丘」N-36 昭和49年

第Ⅱ章 遺跡の位置と歴史的環境

30. 近藤正「出雲國風土記所載の新造院とその造立者」『山陰古代文化の研究』 昭和54年
31. 水野祐『山雲風上記論攷』 昭和40年
32. 『出雲國風土記』『出雲國計会報』による。
33. 松江市教育委員会『出雲國造館跡』 昭和55年
34. 内田律雄氏の御教示による
35. 意宇郡拝志郷が木挽地であろうか
36. 元大庭公民館長平垣貞徳氏の御教示による
37. 片崎佐久次著天和3年(1683)
38. 加藤義成『出雲國風土記參究』 昭和37年
39. 加藤義成「古代祭祀遺跡」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』鳥取県教育委員会 昭和50年
40. 藤岡大拙他編『日本城郭大系』 第14巻 昭和55年
41. 黒沢長尚撰 幸保2年(1717)
42. 前掲註39
43. 大場智雄『祭祀遺蹟』 昭和45年
44. 近藤正「中世土豪關係遺跡」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』 昭和50年
45. 例えば山代町友田忠一氏宅東竹林中に土塁の一部が残存する
46. 『角川日本地名大辞典』32島根県 昭和53年

第Ⅲ章 調査と遺跡保護の経過

第1節 遺跡の研究史抄

1. はじめに

松江市大庭町の低丘陵上にある炭化米出土地が遺跡として注目され、「山代郷正倉跡推定地」と目されるようになったのはいつのころからであろうか。関係資料をひもとくと、それは四半世紀も遡ることが知られる。

ここではどのような経緯によって周知の遺跡となったのかをたどってみることにしたい。

2. 長者原出土の炭化米をめぐって

松江市大庭町の炭化米出土地に関して詳しく記されたものは、皆見にふれる限り、昭和35年8月13日付『鳥根新聞』文化欄に、当時松江市農林技師であった恩田清氏が「大庭・長者原の出土米をみて」と題する文を投稿されているのが嚆矢であろう。

それは氏が松江市大庭町の字長者原付近（今回国指定史跡となった地区を含む…帶）の畑中に多量の炭化米が出土することを聞き、炭化米の出土が如何なる理由によるものか、それを究明しようとしたことに端を発している。

やや長くなるが、その記事を紹介することにしよう。

『大庭・長者原の出土米をみて』

私は、かつての山雲農村の構成・構造および分化などに最も関係の深い当時の為政者の「候地」について、史実を追及するため、寸暇を利用して各地を訪れていたのであるが、最近松江市大庭町の神魂神社、秋上宮司家を訪れ、保管されてある數千通にのぼる古文書を拝見し、これに示された史料に接して喜びとともに驚歎させられたのであるが更に本殿御室、社域の莊嚴さにうだれ、神代を今に伝える散けんな神福の中にひたることが出来たのである。

大庭地区は古代山雲文化の中心地であったと思われることは、現在残されている古墳群、神社、仏閣、山雲風土記に登載せられた國衙守令、軍門、駅その他の遺跡や幾多の貴重な伝承をみてまことに明らかである。

実は去る日、はからずも知人から山代町（現在の行政区域では大庭町になっており、山代町と境界のところ）に燒米が出土するという連絡を受け、機を得て足を運んだのである。「出土米」の包蔵地域は別団の個所で、相当以前から村の人々によって発見され知られておられる人も少なくないことを、私が改めて検討するまでもないと思ったのであるが、その「米」が如何なる状態に炭化しているのか、その米が何時時代に焼けたのであろうか等の疑問に興味をもったので、出かけて行ったわけである。村の人々は「長者の米倉が焼けた」ものだと言



い伝えているが、これは付近一帯の現在の字名が「長者原」というからであろう。しかし詳細に調べてみると、この出土米が包蔵されている地域は、字長者原のほかに、内屋敷、上屋敷があり、その部分の方がかえって多いようである。

この倒所は四方に低く、殊に東西にはかなりのこう配をもった丘陵の頂点であり、倉庫を設けるにはまさに絶好の適地である。現在スイカ、甘藷、長芋などの作物が栽培せられているので焼米包含層を縦に調査することは困難であったので、主として耕作されている表土の中に混在しているのを、相当な時間を要して約0.3リットルを採集することが出来たのである。前記の包蔵区域は、矩形をなして、約20アールの面積に及んでいる。また建物の礎石と思われる巨石が現に残されており、しかもこの右の付近が最も包含密度が大であることは、この巨石が米倉の礎石であったことを物語っている。かような事実から、私は問題点を次のように抽出してみた。

- 1) 米倉の性格
- 2) 貯蔵米はどのようなものであったか
- 3) 焼成の時期は何時か

先ず第一の問題について考えられることは、その規模が余りにも広大であり、相当の勢力者のものであったと察せられるが、伝承されている「長者の方」であるならば、その長者こそは素晴らしい豪族であったことと思われる。が私はむしろ、公的な国家の貯蔵と考えた方がふさわしいとさえ思うのである。何故ならば、この広大なる規模と遺跡の在る地名をみると、前述のように上屋敷、内屋敷、小門などがある。この「何々屋敷」という字名は、大庭、竹矢地区には見受けところで、「小門」もまた竹矢園守付近には「何々小門」など多数存在し、古代における著名な公的建物のあった敷地を表しているものと察せられるからである。

第二の問題点である「貯蔵米は、何時ごろの如何なるものであったか」ということであるが、私が採集した「炭化米」0.3リットル、約9000粒（損傷のものを含む）のうち、現在の日本稻の米と甚だよく似たものの約6300粒（写真Ⅰ）極めて長歯で、南方米（せん米）と思われるもの約2700粒（写真Ⅱ）つまり7分、3分に異なった系統のものが混在していたのである。また両者ともに穂を付着して出土するもの（写真Ⅲ）が10パーセント近くにも及ぶことはこの貯蔵米は初の姿であったことを示しているようである。

次に第三の問題と密接な関係をもつことであるが、焼けた時期は栽培、倉入れの年代とほぼ一致することになるので、当時における米の種類を検出し、あわせて山陰地方における米作ならびに農業一般の歴史を知る貴重な資料となると考え、ただ今東京大学教授永井威三郎博士（米の権威者）のもとに送付して鑑定を依頼しているところであるが同博士の「米の歴史」によると、別表のようなデータが登載されているので、参考までにこれと比較してみることにした。



即ち、粗の厚み、長さを加算して、写真Ⅰは別表の第一群Aに属し、写真Ⅱは第二群に相当していることが判った。(古代米類別検討省略)炭化物の経過年代の判定は、アイソトープの利用が行われているよしであるけれども、この施設はわが国では現在東京大学ほか一、二カ所にとどまり、かつまた一千年前後だということであるので、恐らく詳細な年数を知ることは不可能と思われる。かりに、この出土米が古代米であるとした場合には、次のようなことも想像される。即ち、出雲風土記の意宇郡の条に、

山代郷。郡家の西北三里一百二十歩なり。所造天下大神穴持命の御子山代口古坐せり。

故に山代と云う、即ち正倉あり。

とある。

正倉とは、当時の國の米穀倉庫のことで、郷寧は郡家の西北1.817キロのところで、正倉も同所にあると「出雲風土記参究」の著者加藤義成氏が算出されているので、從来同氏や故朝山信氏が想定されている大草町の国府跡仮定地から方向や距離も符合するようであるし、また近くには团原や黒田があって、軍団や駅の所在地であったとされているから、ここに正倉があることは決して不自然ではない。したがって、現在ナゾとされている出雲風土記編上当時の国府位置およびこれとともに著名館所への里程問題も、おのずから解決への糸口を見出すことが出来るのではないか。なお、またこの遺跡に栽培されている作物が一応終了し、秋冬作に段替りするさいの好機をとらえ、焼米包含層の密度も更に進んで行ない、損傷の少ないものを得ることが出来れば、事実は一層明確化するものと思われる。

本邦古代出土米の類別

第一群=ミの長さ

	同幅	長
2.8ミリ-5.3ミリ	A2.8ミリ-3.7ミリ	
	B2.1ミリ-3.7ミリ	
	C1.8ミリ-2.1ミリ	

第二群=6.0ミリ-6.7ミリ

この類から出土する炭化米については、氏も記しておられるように地元の人には古くから知られていたよう、亨保2(1717)年成立とされる『雲鶴誌』の意宇郡大庭の条に長者原の地名がみえ、「長者原住古笠井長者といふ者居住す、故に所の名とす長者の屋敷跡に米塚茶窯塚なんといひ傳る所あり、倭俗富有人を長者と称す」と記されている。また大正2年に刊行された高木敏雄著『日本伝説集』にも「長者原・出雲國八束郷大庭村に、長者原といふところがある」。

昔、ここに米長者がゐた。その近くに、馬長者がゐた。互に財産を競べて見ん、と云ふことに成って、馬長者は、馬を残らず列べ、米長者は、米をある限り列べたが、俵が足らなかつたので、一

番おしまひの米俵を、曲げて置いた、とか云ふことで、今に其所を鼻曲りと呼んでゐる。

此長者がが死ぬ時に、米倉の米で火葬せよ、と遺言したので、残った者が、その通りにすると、間もなく、その長者の家は、潰れ了った。その屋敷跡には、黄金の鷺が啼く、と云はれてゐる。掘って見ると、焼けた米が出るさうだ。』とあり、現在も、山代・大庭地区には同様な伝承がある。ただそれらの炭化米が具体的にどの地点にどれほどの量が認められたかといったことは不明な点が多い。そこで耕作時あるいは家屋の増築等で炭化米が出土することはなかっただろうかと思い、二・三の方にたずねてみたところ、水野善光氏から大正初年ごろ、現在の今井基氏宅を増築するために表土を10cm近く削平された折、炭化米が10~20cmの層をなして認められたとの教示を得た。また昭和の初年に現在の山代郷正倉推定地の南を東西に走る県道八重垣神社竹矢線が拡幅され、炭化米が認められたと須山弥生氏より教示を得た。さらにこの県道よりもやや北側の畑地でも炭化米が認められたと平田光民氏からもうかがっている。このことからすると県道拡幅に際して認められた炭化米は平田氏が認められたものの南端になるのかもしれない。

それら教示を得た炭化米出土地点については、発掘調査を実施した結果とほぼ一致するものであった。

ともあれ、恩田清氏が大庭・長者原の炭化米出土地を『出雲國風土記』にみえる山代郷正倉に比定された意義はきわめて大きいものであった。

ただ『出雲國風土記』にみえる地物の表示の基点となる意字郡家の位置がこの時点では発掘調査を経ておらず仮定の状態であった。そのことは氏も記しておられるところである。

ところで、「大庭・長者原の出土米」を紹介された同年、氏は「舍人の正倉」と題し『鳥根新聞』文化欄に12月15日~17日、上、中、下3回にわたって投稿されている。

ここで云う「舍人の正倉」とは現在の安来市沢町所在の炭化米出土地を示している。

同町には奈良時代の古瓦、礎石が認められる寺院跡があり、それは『出雲國風土記』の舍人郷の教興寺に比定されるものであった。それと炭化米出土地との距離は約600mを測り、比較的近いことから舍人の正倉に比定されたのである。

この地には大庭の長者原と同様に「御前長者の住んでいた稻元屋敷の跡」であると云う所謂長者伝説がともなっていた。ちなみに、長者伝説は山陰にも各地にあって、鳥取県西伯郡名和町、名和神社付近の炭化米出土地、長者原遺跡、同県西伯郡岸本町長者屋敷跡遺跡等が知られている。いずれも調査の結果、律令時代の倉庫か、官衙的な様相を呈していることは注意すべきことである。なお、舍人郷正倉推定地から得られた炭化米については本報告第VI章第3節山代郷正倉跡出土の炭化米を参照されたい。

3. 炭化米出土地と意宇郡家との里程

それぞれの炭化米出土地の位置が『出雲國風土記』にみえる意宇郡家を基点とした場合の記載距離と一致するか否かが大きな問題となろう。

しかし出雲國府と同所にあったとされる意宇郡家の位置については、昭和35年の時点では意宇川下流平野に存在することは、誰しも認めるものの、所在地となると諸説論議の分れるところであった。以下これら的主要なものを紹介してみることにしよう。

各説は大別して平野の東・中・西部とに分けられる。

國府の位置について東方を推すものとして古いものは岸崎佐久治時照『出雲國風土記抄』天和3(1683)年であろう。岸崎は現在の八束東出雲町出雲郷を示し、野津左馬之助氏も『島根縣史』第5卷 大正14(1925)年で、ほぼ同様な位置を推している。野津左馬之助氏は出雲郷の水出中に上夫敷、下夫敷という地名のあることをもって前者を國府に、後者を意宇郡家に比定されているそして「越中國府址を今伏木と稱す伏木は府敷にして之れ同意なり」としている。(第8図1)

その後、後藤藏四郎氏は『出雲國風土記考證』大正15(1926)年に、奥原碧雲氏は『八束郡誌』大正15年に同説を支持する内容を記している。この夫敷説は一時最も有力な説とされた。

その後、昭和28(1953)年、出雲大社の正遷宮を記念して平泉澄権『出雲國風土記の研究』が刊行され、その中で朝山鶴氏は『出雲國風土記における地理上の諸問題』と題し、上記の夫敷説をしりぞけられている。

それは同地が意宇川の氾濫を考慮すると、極めて危険であること、さらに夫敷を基点とすると風土記にみえる地物との里程が皆異なってしまうこと等を指摘し、松江市大草町西方を推された(第8図2)。國府が平野の西部に位置することを説いたものとして早いものである。

この説は加藤義成氏に継承され『出雲國風土記參究』昭和32(1957)年には「松江市大草部落あ



第8図 出雲國府跡諸説位置図

たり」に国庁を推定されている。

近世前半期から始まった出雲國庁跡の探索も朝山皓氏の大草町西方説が出されるに至って推定地も東の大敷から大きく西に限をうつすことになった。これは出雲國庁探索史上大きな両期であったと云えよう。

恩田清氏が「大庭・長者原の出土米をみて」、「舍人の正倉」等の記事を連載された昭和35年は、大草町西方説にいくつかの傍証があたえられはじめた時でもあった。

さらに恩田清氏は、意宇郡大草村御検地帳等に「こくてふ」「さい所」等の地名が存在することをつきとめ、これを論拠にして昭和37年4月16日付『島根新聞』に六所神社北西の字竹ノ後を中心とする方2丁を国庁に、その周囲方6丁を国府に想定する説を公表されるに至った（第8図3）。

以上が國庁を平野の西方に推す説の主なものである。この説をもってすれば『出雲國風土記』の意宇郡の条に「山代郷、郡家西北三里一百廿歩。所造天下大神大穴持命御子山代口子命坐。故云山代也。即有正倉」とある山代郷正倉は、國庁推定地の六所神社北西地区を基点とすると方位・距離等から大庭町の炭化米出土地付近に自ら到達し、他の地物相互の距離も不都合のないものとされたのである。

これで一応、文献や地名の考察によって出雲國庁の位置はほぼ決まったかにみえたが、石田茂作氏は『出雲・隱岐』昭和38（1963）年に「出雲國分寺の発掘」と題して出雲國分寺の発掘調査の報告とともに、出雲國庁の位置にもふれられた。つまり、山代郷分寺の南門から中軸線を約4丁南に延ばした通称三軒家付近に「丁ヶ坪」と言う地名があることに注目されている。「丁ヶ坪」は「坪が坪」に通ずる可能性があるとして、他に6項目の理由をかけ丁ヶ坪を國庁に想定されている（第8図4）。しかし決定の鍵は発掘調査をまつしかないとされた。

水野祐氏は『出雲國風土記論叢』昭和40（1965）年に丁ヶ坪より、更に東南南400mの水田中に國庁の位置を想定している（第8図5）。

この二例が國庁を平野の中央に推すものである。

この時期には出雲國庁推定地の諸説は出揃った感がある。恩田清氏は昭和41年7月12日～同年8月9日まで『島根新聞』に17回にわたって「出雲國府址の考証」を連載されている。それは近世から昭和40年までの出雲國府探索史が各種の資料をもって述べられており、六所神社北西方、竹ノ後説を補強するものであった。

その後、風土記の丘を設置するに先だって周辺遺跡の調査が実施され『島根県文化財調査報告』第5集昭和43（1968）年が刊行されている。その中で加藤義成氏は「山代郷の正倉跡」と題して、『出雲國風土記』にみえる里程の問題、各種古文献からみた古代倉の構造等に言及されている。

大庭町の炭化米山七地が『出雲國風土記』に記された山代郷の正倉跡であるとする確証を得るに

は、まず意宇平野において天平5年当時の出雲國府跡の中心部を発掘調査によって検出する以外にはないと言うところまできていた。

それさえ検出すれば永年の論争も氷解するかにみえたのである。

4. 出雲國府の調査

『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』昭和50(1975)年に町田章・近藤正氏は「推定地のうち、松江市大草町六所神社付近はとくに有力であった。島根県の研究者の多くは、古記録や出土遺物をよりどころにしてこの地域を「國府」に比定した。これを受けた島根県教育委員会・松江市教育委員会は、これを発掘調査によって実証しようという困難な事業に着手したのであった。」と記されている。

昭和43年8月23日調査団結成、同年11月9日～12月9日まで、宮の後地区で規格性に富む建物跡を検出。昭和44年11月2日～12月24日まで、宮の後地区を昨年の調査よりさらに西側を調査、國府城の四至を求めて山代町樋ノ口・水塙地区を調査。昭和45年10月26日～12月19日まで、宮の後地区等を調査、六所脇地区で、政庁の一郭を検出した。

3ヶ年の調査結果は、奈良時代の建物配置に計画性があり、文書業務活動を示す現、墨書き土器が多いこと、貢進関係を示す木簡が出土したことから、現在の六所神社を中心とした一帯が『出雲風土記』に記されたところの國府として疑う余地のないものとなった。

5. 山代郷正倉推定地の調査

山代郷正倉跡に推定されている一帯が、わずかな畠地を残すのみとなっており、それも近い将来宅地に転用される可能性が強いとして島根県教育委員会は国の補助事業として昭和53年から3ヶ年にわたって発掘調査を実施することとなった。

3ヶ年の調査結果は、先年確認された、出雲國府跡を基点とすれば、方向、距離が『出雲風土記』の記載とほぼ一致し、山代郷正倉に比定する蓋然性がきわめて強いものとなった。先の調査が進むなかで、昭和54(1979)年に内田伸雄氏が『山陰史談』16に「出雲の前方後円墳について」と題して興味ある論を発表されている。つまり、出雲地域の前方後円墳の分布と、『出雲國風土記』にみえる正倉の分布をあわせ考え、正倉を大化以前に設置された所謂山代郷正倉であろうとするものである。

しかし山代郷に限っていえば、いまのところ大化前に遡りうる明確な資料は認められないが、類例をもって検討されるべき内容であろう。

このように発掘調査を経て、正倉の研究は新たな展開をみる時期に来ている。

約四半世紀に近い山代郷正倉の研究史をひもといいてみたが、それは『出雲國風土記』にみらびかれて出発した出雲國府跡の探索史と軌を一にした、表裏一体のものであったと言うことができよう。
(三宅博士)

第2節 調査区の設定と調査の経過

1. 調査区の設定

昭和53年度調査の着手にあたり、調査対象地のはば中央に任意の点を1点設置し、この点をもとに磁北方向を南北の基線とし、これに直交する東西線とによって基準の座標軸を設定した。座標の名称は最初に設置した中心点をOとし、この点から東西南北にそれぞれ1mごとに E₁、E₂、E₃……、W₁、W₂、W₃……、S₁、S₂、S₃……、N₁、N₂、N₃……とした。遺跡平面図はこの座標を基準に作成することとした。

なお、昭和55年度調査時には今後の周辺地域の調査および環境整備等にそなえて発掘調査用の座標と国土座標との関係を求める作業、基準点設置作業、1,000分の1地形図作成作業を株式会社ワールド航空事業に委託して実施した。その結果、発掘調査用に設置した座標の南北線は便宜上トランシットの磁石をもとに作業を進めたため、実際の磁北より西方へ $0^{\circ}52'06''$ 、国土調査法による第III座標系X軸より西方へ $8^{\circ}04'06''$ ふれていることが明らかになった。

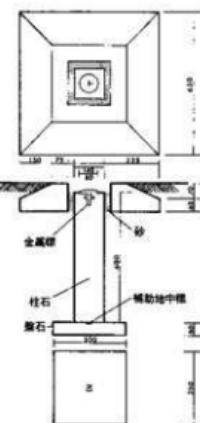
基準点は合計7点設置した。それぞれの成果および設置場所等は一覧表（表2）、基準点測量網図（第9図）に記したとおりである。このうち、山代郷正倉跡地内に埋設した基4は発掘調査用の座標ではS45E25となり、基5はS45W8となる。



第9図 基準点測量網図 1:25000

1,000分の1地形図は、撮影年度ができる限り古いもので撮影縮尺が4,000分の1～8,000分の1の範囲内の航空写真を使用する方針で進め、昭和49年7月撮影の写真を用いることとなった。図式は国土地理院に準ずるものとしたが、図化に際しては特に次の各項に留意して実施することとした。

- ①特に指示した社寺境内地の図化に対しては写真上で判読できる地物のすべてを図化し、建造物に対しては屋根界と同時にその実坪を表示する。また、指定建造物等については資料に基づきその柱位置を明示する。
- ②古墳などの図化に際しては、実測図をもとに0.5m間隔の助曲線を挿入し、地形を明確に表わすように留意する。また、現地のマウンドの限界を示す地点はその都度これを明示する。
- ③平野地における凹地、樹林下の起伏、変形地形および山地における不明瞭な地性線の要地等については必要に応じて細部現地測量を行なう。
- ④あぜ道は細大の別なく、すべて描画するのを原則とする。あぜ道は実幅より大きくならないよう



第10図 基準点埋石図

表2 基準点成果一覧表（国土調査法による第三座標系）

等級	点名	X K m		Y K m		H m	所 在	種 類
		K	m	K	m			
II	茶臼山	-62,504.24	+84,431.06	171.46				三角点
IV	神子谷	-63,768.30	+86,316.40	74.48				三角点
IV	西 尾	-58,727.92	+83,479.92	29.73				三角点
基1	-63,375.926 +85,327.694	8.75				山家国庁跡	コンクリート柱+金属盤	
基2	-62,936.622 +84,061.650	28.96				水野マンション屋上	コンクリート+金属盤	
基3	-63,576.941 +84,111.977	33.81				風土記の丘資料館屋上	コンクリート+金属盤	
基4	-62,858.389 +84,887.255	20.829				山代姫正倉跡(S45E25)	コンクリート柱+金属盤	
基5	-62,863.019 +83,854.594	21.877				山代郷正倉跡(S45W8)	コンクリート柱+金属盤	
基6	-62,947.568 +83,561.540	23.09				東畠寺古墳墳頂部	プラスチック赤杭	
基7	-63,504.880 +83,611.967	27.83				秋上洋三七北側側溝	プラスチック赤杭	
節1	-62,250.525 +85,909.028	5.92				出雲國分寺跡	プラスチック赤杭	
節2	-63,077.098 +84,781.312	10.57				真名井神社参道	コンクリート柱	
節3	-62,961.581 +84,051.654	28.88						
節4	-62,843.558 +83,865.750	21.71						
節5	-62,570.775 +84,116.940	47.90						
節6	-63,521.631 +83,773.429	27.76						
節7	-63,150.498 +83,670.093	20.18						
節8	-63,405.578 +83,615.760	24.65						
P ₁	-63,232.081 +83,659.827	22.80						
P ₂	-63,394.086 +83,656.547	25.68						
P ₃	-63,174.767 +83,668.896	21.08						

第Ⅲ章 調査と遺跡保護の経過

特に注意する。水出しはすべて標高を明示する。

- ⑥ケバ、等高線は両方とも描き入れ、特に等高線が道路および水路を横切る場合も挿入し、道路・水路上の地形を明確にする。
- ⑦独立した山頂の標高を明示する。
- ⑧石標・立標または写真上著明な小物体で将来とも基準となるものはなるべく図示する。

2. 昭和53年度調査（第1次調査）

第1次調査を実施した地域は松江市大庭町字内屋敷31、同35-1、同40-1および字植松34で計約400m²である。調査は畠の耕作が一段落した昭和53年11月24日から翌54年1月15日までの延1ヶ月半を費やして行なった。調査対象地として選定した上記一帯は、昭和30年代に多量の炭化米が出土したことから重要な遺構があるのではないかと注目されていたところであるが、近年特に宅地化が進み、四方が住宅にかこまれる形の畠地となっている。

調査にあたってはまず5×10mの調査区を4ヶ所設定し、遺構が確認された場合は事情の許す範囲で拡張してそれを追究する方針で行なうこととした。調査区名については、調査に着手した順に第1調査区、第2調査区……と呼称することにした。

第1調査区 耕作による擾乱が認められ、地表面も凹凸が著しい状態であった。ここでは調査区のほぼ中央で径20cmほどの浅い落ち込み3個を検出したのみである。

第2調査区 計70個あまりの柱穴状落ち込みを検出し、南北棟建物跡S B02と幅S A01を確認した。

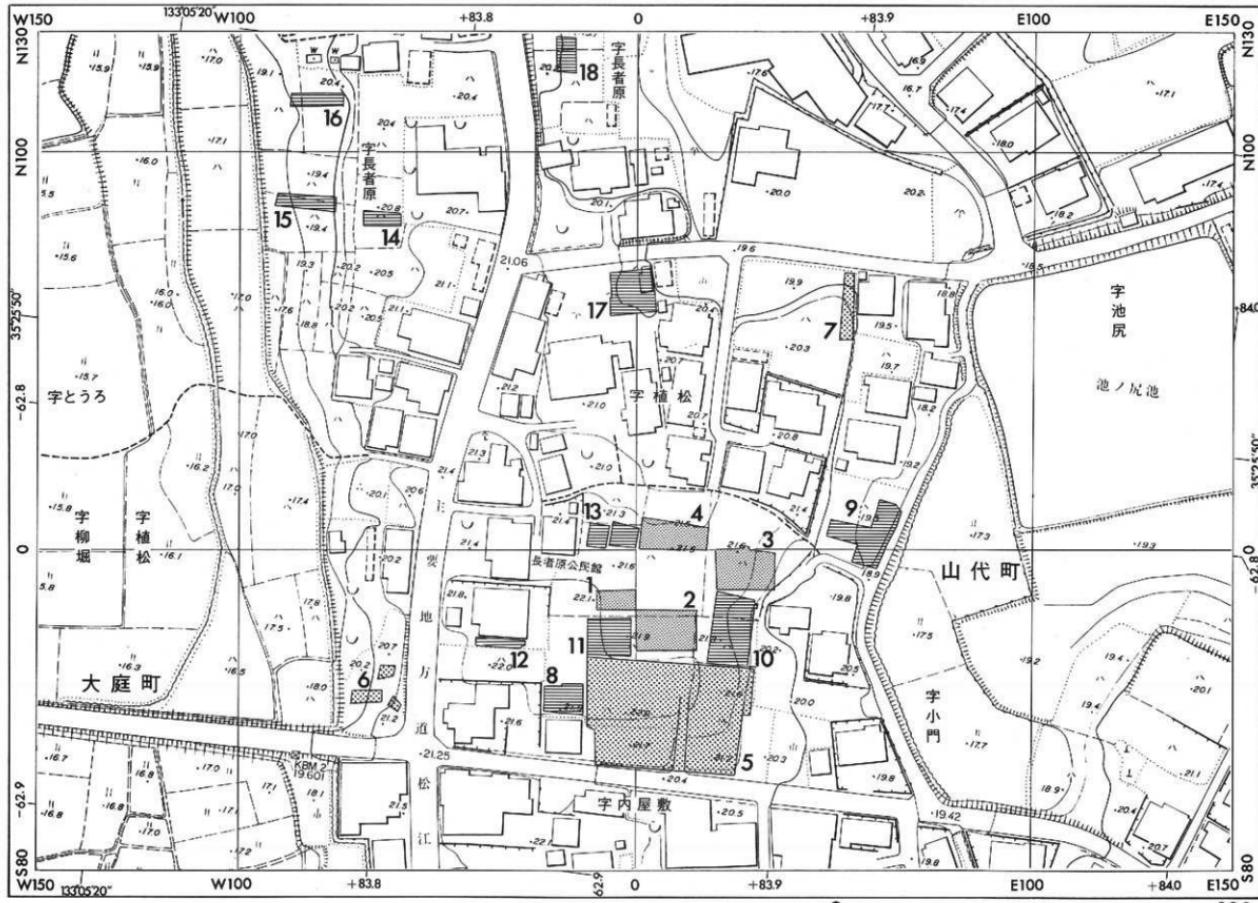
第3調査区 3間×3間以上の規模をもつ縦柱建物跡S B01を検出した。S B01は建物主軸方位N=10°-Eを測る南北棟で、各柱穴は一辺約1.5mの大規模な隅丸方形の掘り形をもつ。規模・構造とともに他の建物とはおもむきを異にするもので、倉庫跡と推定されるものであった。このほかに調査区東南隅で弧状をえがく溝S D01を検出したが、その性格については不明であった。

第4調査区 調査区北側壁に沿ってS B03とS B04を検出した。それらはいずれも東西棟となるものであった。建物以外の遺構としては土墻S K03を確認した。

この年の調査で特に注目すべきは、倉庫跡と考えられるS B01等の検出により調査区一帯が『山陰国風土記』に記されている山代郡正倉の一隅である可能性が強まったことで、今後周辺部の調査の必要性を感じさせるものであった。

3. 昭和54年度調査（第2次調査）

昭和53年度調査の成果をふまえて第2次調査を計画し、秋口から具体的な調査地区の選定、検討を進めていた。ところがその矢先、10月28日に第2次調査を計画していた松江市大庭町字内屋敷地



第11図 調査区配置図

内で宅地造成による遺跡破壊の情報がキャッチされた。早速、松江市教育委員会と業者をはじめて協議し、工事中止を申し入れるとともに11月5日から松江市教育委員会の協力を得て発掘調査を実施することとなった。

調査は造成工事予定地である松江市大庭町字内屋敷45-1、46、47（第5調査区）の約1,115m²を主体として実施した。そのほかに周辺部にあたる松江市大庭町字内屋敷32-2（第6調査区）、松江市大庭町字植松91-2（第7調査区）の2ヶ所を発掘調査し、昭和55年2月26日に現場の作業を終了した。

第5調査区 この調査区では東壁寄りと西半に集中して多数の遺構が検出された。調査区東北隅において検出した大規模な掘り形をもつ総柱建物跡S B05（3間×4間）はS B01の南方延長線上約25.5mのところに位置し建物主軸方位もS B01と同様であることが知られるに至り、両者が一定の規格性にもとづいて配置されたものであることが判明した。また調査区東辺に沿って一部S B05と重複して南北棟建物跡S B11（8間×2間以上）を検出し、その南端付近で櫛SA02と思われる遺構を確認した。このほかにこの付近では南北方向に蛇行して走る溝状遺構を検出したが、後の調査でSD01につながることが確認された。年代・性格については不明である。またS B11と重複して竪穴住居跡状の落ち込みが検出されたが、これも性格は不明である。調査区の西半では南北棟建物跡（S B06・S B08・S B10）、東西棟建物跡（S B07・S B09）、櫛SA03、上曇SK01、SK02など多数の遺構が重複して検出された。

第6調査区 第5調査区の西方約50mの地点で、大庭十字路の北西側にあたる。建物群の西限を確認する目的で調査区を設定したが、小面積であったうえ、耕作による擾乱が著しく、遺構、遺物等は認められなかった。

第7調査区 建物群の北限を求めるため第5調査区の北方約100mの位置に設定した調査区である。調査区北寄りで東西方向に走る溝状遺構SD02を検出したが、浅い粗雑なもので、建物群の北限を区画する施設と判断するには至らなかった。

第2次調査の結果、特に昭和53年度に発見された総柱建物跡の真南25.5mのところで同じ方位をとる総柱建物跡1棟が検出され、これらが計画的に整然と一定の規格性をもって建てられたものであることが判明した。またこれらの倉庫群に附屬するとみられる独立柱建物跡も検出されるに至り、『出雲国風土記』の記載とも関連してますます遺跡の重要性が明らかになった。そもそも第2次調査の直接の発端は宅地造成によるものであったため、調査後の遺跡の取り扱いについては憂慮すべき状況にあった。開発か保存かといった問題で訂余曲折はあったが、県教育委員会ではとりあえず業者との交渉期間を延期、その間に文化庁と度重なる協議を行なった結果、次年度に周辺の発掘調査を行ない、正倉跡の全容を明確にして国指定史跡として現状保存するよう努めることとなつた。

4. 昭和55年度調査（第3次調査）

第3次調査は建物配置の全容を把握し、遺構のひろがりと正倉域を明確にする目的で昭和55年5月6日から9月13日まで実施した。調査地は松江市大庭町字長者原、同字植松、同字内屋敷ほかで、計約920m²を調査した。

第8調査区 第5調査区西側の畑地に設定したもので、調査区中央部でS B16、S B17、S B18、南西隅で、S B15の合計4棟の掘立柱建物跡を検出した。

第9調査区 第3調査区の北東方向約15mに位置し、東面する緩やかな斜面となっている。掘立柱建物跡5棟（S B21、S B22、S B23、S B24、S B25）と柵列1条（SA04）を検出した。いずれも小規模な柱掘り形を有するもので、周辺から出土した陶磁器等から中世ごろの遺構と判断された。

第10調査区 第3調査区と第5調査区の中間に設定したもので、大規模な柱掘り形をもつ総柱建物跡S B12（3間×4間）が検出された。S B01とS B05のほか中間に位置しており建物主軸方向もそれらと同様できわめて計画的に配置されていることが明らかになった。またS B12の南西隅で多量の炭化米が出土し、建物の性格を考える上で示唆に富むものであった。

第11調査区 第1調査区と第5調査区の中間に設定したものである。第2次調査で検出していたS B08の北半分が確認され、2間×4間の南北棟であることが判明した。ほかにS B19・S B20を検出した。

第12調査区 水野普光氏宅の庭に設定したものである。調査区南寄りで一辺1m以上の大規模な柱掘り形をもつ掘立柱建物跡S B13が確認され、この付近で炭化米が散見された。このほか南北方向に走る溝S D03、東西方向に走る溝S D04が検出された。

第13調査区 第1調査区の西側に設定した測査区で耕作による擾乱を受けていたが、調査区南壁に沿ってS B14が検出された。

これまでの一連の調査によって建物配置の大要が把握できたので、以後調査区を北西約100mの松江市大庭町字庄蔵屋敷南側の畑に移し、正倉域の確認と正倉周辺の建物群の検索をすることにした。この字庄蔵屋敷については「正倉屋敷」が転化したものとも考えられることから山代郷庁が推定されているところで、現在は雜木林となっている。今回調査を実施したのはその雜木林の南方約30mにあたる畑地で、西面する緩やかな斜面となっている。この斜面は後世の造成を受けず、古い地形をよく保っているものと判断された。測査は東西方向に長い調査区を3ヶ所設定し、第14～16調査区とした。

第14調査区 表土下約30cmで地山面となり、後世の擾乱等は受けていなかったが、遺構・遺物と

いったものはまったく確認することができなかった。

第15調査区 調査区西側においてほぼ南北方向に走る溝S D05を検出した。

第16調査区 第15調査区で検出したS D05の続きと考えられる構造遺構を確認した。

第17調査区 発掘調査中に松江市大庭町字植松において住宅建設が計画されていることを知ったので急速設定した調査区である。調査の結果、この地域は以前に盛土が行なわれており、建物基礎工事は旧表土層までおよばないものと判断された。したがって、今回の調査では深く掘り下げていないので、この地区における遺構の有無は確認していない。

第18調査区 第17調査区の北方約40mの位置に設定したものである。このあたりは標高約20mで、多数の建物跡が検出された第1～5調査区の位置より1.5mばかり低い。表土下約50cmで地山面となり、遺構・遺物等はまったく認められなかった。地形等からみても正倉院の北限はこの調査区より南にあるものと判断された。

(三宅博士・松本岩雄)

第3節 遺跡の保護と調査後の措置

1. 指定に至るまで

意宇川下流平野の西縁に位置する通称岡原丘陵一帯は、この地域としてはまれな台地状の地形が広がっており、律令時代の行政を担った多くの公的施設（正倉跡、山代郷跡、黒田駅跡、意宇軍団跡など）が推定される場所として從来から注目されていた。ところがこのあたりはすでに昭和45年に都市計画法に基づく住居地域に指定されており、周辺の宅地化が著しく進み、遺跡保護の立場から憂慮すべき事態となってきた。そこで、岡原丘陵に所在する遺跡の実態を把握し、早急にしかるべき保護策を立てる必要があるとの考えから発掘調査を計画した。調査は昭和53年度から国庫補助事業（2000千円）として実施することとなり、まず初年度は炭化米の出土等から『出雲國風土記』にいう意宇郡山代郷の正倉跡に推定されていた地域を手掛けることにした。

第1次調査の結果、大規模な柱掘り形を伴う3間×3間以上の掘立総柱建物跡1棟のほか、2間×3間と推定される掘立柱建物跡、柵列等を検出した。建物の全体的な配置状況、範囲等の詳細については今後の調査にまたねばならぬとしながらも、立地や掘立総柱建物の形態、建物群の規格性などに加え、『出雲國風土記』の記載とも関連して、このあたりを山代郷正倉跡の一角とする可能性が強まった。

そこで昭和54年度、その第2次調査を国庫補助事業（2000千円）として計画、秋口から具体的な調査地区的選定、検討を進め、10月28日調査予定地の下見にでかけた。ところが現地に近づくにつれて、いつもは物静かな住宅地なのに何やら異様な重苦しいエンジ音が聞こえてきた。足早に現地へ赴くと驚くべきことに第2次調査を計画していた大庭町字内屋敷地内で宅地造成工事が始まっ



第12図 宅地造成工事の発見（昭54.10.28）

ていたのである。

聞けば、業者は土地所有者と6月21日に契約を済ませ7月28日に島根県知事から都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を得た上で10月25日より工事に着手したとのことであった。早速10月29日業者に工事中止を申し入れるとともに松江市教育委員会、県教育委員会の三者をまじえ遺跡保存に

について協議した。業者の態度はきわめて強行で、現段階で造成事業計画変更は困難ということで、当初は発掘調査すらも応じない雰囲気であったが、とりあえず11月5日から松江市教育委員会が事業者負担で発掘調査を実施することとなった。調査が進むにつれ、第1次調査で検出された総柱建物跡の真南25.5mのところで、方向、規模等まったく同じ掘立総柱建物跡1棟が確認され、ますます遺跡の重要性が明らかになってきた。そこで、今後の遺跡保存等を考慮して11月19日からは県教育委員会が当初計画していた因縁補助事業の



第13図 現地調査指導（昭54.11.28）

一環として調査を進めることとし、総柱建物跡群に加えて管理棟とともにみられる掘立柱建物跡も検出されるに至った。11月28日には山本清（県文化財保護審議会委員）加藤義成（同）両氏に加え、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターの中山敏史技官の現地視察を得、郷単位の正倉跡とすれば全国的にもほとんど例がなく、またなによりも風

土記の記載と一致する可能性が強いという点で学術的にきわめて貴重なものであるとの助言を得た。さらに、12月3日には出雲国庁跡の発掘調査を手掛けられた奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター遺物処理室長で県の文化財保護審議会委員でもある町田章氏の視察があり、遺跡の重要性と現状保存の必要性を力説された。

県教育委員会では遺跡保存の検討を進めることとし、あらまし遺跡の様子が知られるようになつた12月5日、遠藤豊文化課長が上京、文化庁に遺跡の状況を説明するとともに国指定史跡としての保存措置を申し入れた。この時点での文化庁の意向は、遺跡の全体的な範囲が必ずしも明らかでないので現状では國の指定までには…というものであった。そうなると県独自で保存に乗り出さねばならないが、そのための土地買上費が問題のところだけでもざっと60,000千円。しかも、土地所有者と業者との売買契約等とも関連して遺跡の取り扱いについて文化財保護側の態度をきめる業者との約束のタイムリミットは12日と迫っていた。

こうしたなかで、8日には風土記の丘教室の12月例会として現地説明会が開かれ、風土記の丘友の会の会員など多くの市民が参加し、民間でも遺跡保存の声が高まった。そして県埋蔵文化財調査員の宍道正年（平田市立久多美小学校教諭）氏の呼びかけで市民団体による遺跡保存運動が展開され、16日には風土記の丘で「山代郷正倉跡の重要性を考える会」が開かれることとなった。



第14図 現地説明会（昭54.12.8）

ありなりのところ、文化財行政関係者にとっては現状保存を一時絶望視せざるを得ない状況にあったが、高まる世論に加え11日に県文化財審議会委員より再度保存の要請もあり、とりあえず遺跡取り扱いの最終態度決定を年内まで延期することで業者の同意を得るよう努力することとした。その間、文化庁とさらに協議を重ねた結果、12日の電話連絡により、周辺の発掘調査を行ない、正倉跡の全容がつかめれば国指定の可性能あり、との感覚を得た。

折りしも第285回島根県議会開会中であり、14日の県議会本会議で神門吉晴議員、内藤和男議員がこの遺跡保存問題について質問、これに対して恒松知事は「歴史的・学術的価値の高い遺跡であり、後世に残す方針で取り組む」と答弁した。この議会答弁の結果をふまえ県教育委員会では県が設置した県立八雲立つ風土記の丘の主要遺跡としてこの遺跡を保存することとし、早急に業者、土地所有者と遺跡保存の交渉に入り協力をとりつけることができた。一方国指定を目指して調査を継続し、翌昭和55年度には正倉跡としての全容を解明することとなった。

なお、16日に発足した「山代郷正倉跡の重要性を考える会」の代表2名は19日、恒松知事を訪ね、約180人の署名を添えて要望書を手渡した。^{注1}要望は「山代郷正倉跡の取り扱いと今後の文化財保護行政のあり方について」で、その内容は①行政内部での横の連絡を密にすること。②地元の理解の上に立った調査保存計画を立てること。③教育委員会による埋蔵文化財パトロールを実施すること。④文化財保護行政の体制を強化すること。⑤八雲立つ風土記の丘構想を明確にし、かつ実施すること。——の5点である。

同様の要望書は21日に中村松江市長にも提出された。

第15図 考える会要望書提出（昭54.12.19）
(山陰中央新報社提供)

2. 指定と調査後の措置

昭和54年12月に遺跡保存の方針が決定されたため、遺跡破壊という最悪の事態はまぬがれることとなった。しかしこの段階ではまだ第1のハードルをかろうじてクリヤーしたといったところで、残された問題は山積みしていた。今後解決すべき主な問題点はおよそ下記の3点であった。

①当初は県土地開発公社で先行取得する方向であった。ところが、文化庁の最終的な見解は、現時点では公社が先行取得した場合は買上げに際して国の補助対象とすることができないという結論であった。つまり、国指定史跡にならない限り國庫補助事業として買上げできないので、国指定になるまで今回問題の発端となった宅地造成予定地の所有者に支払いを待つてもらわねばならないこととなった。

②国指定史跡にするためには、周辺の発掘調査を行ない、正倉跡の全容をつかむことが条件であるから、早急に周辺土地所有者の発掘承諾を得て調査を実施すること。

③昭和55年度中に国指定史跡にするためには、遅くとも8月25日までに指定申請書を提出しなければならず、それまでに周辺地域の土地所有者から指定同意書を得る必要がある。

④については、土地所有者は宅地として売買した土地代金を見込んですでに新事業に着手しており、元手なしに銀行からの融資が得られるかどうかといった点が最大の問題であった。順調に国指定・買上げと事が進んだとしても土地代金を支払うまでにはあと1年半ぐらいはかかると予想される。それまでの間なんとか待ってもらう手ではないものかと協議した結果、銀行側は公的機関が公式に指定・買上げの方針を打ち出しているので、その信用のもとに融資してもよいということであり、この件については一応解決した。

次の③④については、まず昭和55年2月14日に周辺部の土地所有者に集まってもらい、スライド等を使用しながらこれまでの調査の概要と遺跡の重要性について説明を行なった。加えて、今後周辺部の発掘調査を行ない、国指定史跡として保存したい旨を伝え、協力を求めた。これに対して、土地所有者からは次のような意見が出された。④指定しないで記録保存のみに留めてほしい。⑤一方的に指定されることは困る。地域住民の意志を尊重してほしい。⑥出雲國府跡（国指定史跡）では同意なしに指定され園場整備等もできない。鷦鷯古墳（国指定史跡）の周溝部は園場整備ができないので大企を投じて水路を迂回させた。鷦鷯古墳・山代二子塚古墳（国指定史跡）の買上げも行なわれていない。それら既指定の遺跡を放置したまま新たに指定地をふやすことは困る。⑦会合で話し合った事項の証人として第三者（地元代表者など）を立ててほしいなどの意見が出された。結局、今後の調査・指定問題に関しては以後個別に会って各土地所有者の事情を聞き、共通の問題については会合をもつという方針で交渉を進めることとなった。

その後、3月・4月に各土地所有者と交渉を重ねた結果、大多数の方々から指定の問題は今後に残すしながらも、発掘調査に関しては承諾を得ることができ、5月6日から調査に着手することとなった。

調査の進展に伴い、これまでの調査で確認されていた2棟の倉庫跡のはば中間地点で新たに

3棟目の倉庫跡が検出され、正倉群としての性格がいっそう具体化してきた。そこで6月18日には山本清（県文化財保護審議会委員）、加藤義成（同）、町田章（同）、渡辺貞幸（島根大学講師）の各氏、6月20日には木下正史（奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮発掘調査部考古第2調査室長）氏を現地に招き、検討会を開いた。その際に、現在丘陵の東寄りにのみ3棟の倉庫跡が発見されているが、西側を調査して遺構の有無を確認すること、地形によって東西の範囲は大略把握できるが、南北は不明であるから周辺を早急に調査して範囲（正倉城）を明確にすることなどの指導・助言を得た。

一方、このころから指定同意を得るための作業に取り組み、7月16日には地元選出の角吉郎松江市議会議員、松江市教育委員会もまじえて土地所有者と会合を開くことになった。土地所有者は、遺跡の重要性は理解できるし、保存することについても良いことだと思うが、これまでこの地域で指定になっている出雲国府跡地内の塗場整備や篠塚古墳、山代二子塚古墳などの買上げ問題が解決していない以上は指定に同意しかねるという強い態度であり、交渉は進展しそうになかった。

こうしたなかで、指定の範囲、指定の条件といったものを文化庁と最終的に協議しておく必要があると考えられたので、7月22日には北村文治（文化庁主任文化財調査官）氏、7月26日には中野浩（文化庁主任文化財調査官）氏に来県いただきて指導を受けた。特に22日は北村氏に加えて県文化財保護審議会委員の山本清・加藤義成両氏にも御出席願い、午前中は30度を超す猛暑にもかかわらず現地およびその周辺部を丹念に観察され、午後からは実測図、出土遺物等を検討しながら熱心に御討議いただいた。

その結果、公的な建物群と考えられる正倉跡は、その性格および地形、今までの調査結果から少なくとも一町四方におよぶ範囲が想定できることとし、指定範囲は正倉城と考えられる地域を全て含むものとすることとされた。また、指



第16図 現地検討会（昭55.6.18）



第17図 文化庁視察（昭55.7.22）

第三章 調査と遺跡保護の経過

定にあたっては、指定後の保存管理計画を策定することとし、その際には地権者代表数名に入つてもらい住民の意見が反映するように指導された。さらに、中野主任調査官は、指定申請書を文化庁の事務局へ提出する期限は元来8月12日であるが、この件については昭和54年度から懸案事項でもあるので間に合わなければ8月25日まで待つ。それに間に合わない時は昭和56年3月の審議会扱いとなり、昭和55年度中の買上げはありえないで早急に土地所有者の同意を得る努力をしてほしいとの指導があった。また、宅地造成予定地以外の土地買上げは少なくとも2～3年後の見込みのことであった。

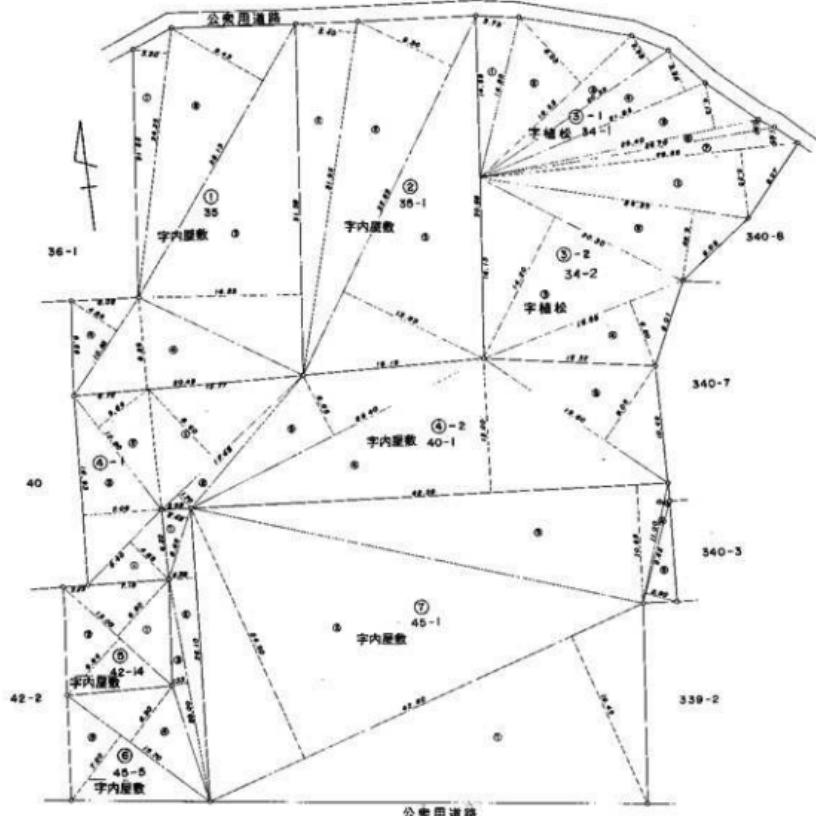
この文化庁、県文化財保護審議会委員の指導に基づき、宅地を含めた推定正倉院全体を指定すべく、早速7月30日に新たに周辺部の土地所有者や自治会長、自治会副会長の各氏にも会合に加わっていただき、交渉を進めた。ところが交渉は遅々として進展しない。土地所有者としては、これまで先祖代々受けついで自由に使って来た私有地がある日突然指定という規制が加えられることは納得いかないが、全国的にも稀な貴重な遺跡だということなので少なくとも倉庫跡の発見された部分だけでも同意しようと考えていたが、宅地にまでおよぶ広範な地域なら同意しかねるというものであった。この時点で交渉はまた暗礁に乗り上げてしまうこととなった。その後、8月8日、8月19日と会合を重ねるうち、仮りに指定になった場合はどのような規制があるのか、買上げするならその時期はいつか、価格、所得税控除の点はどうか、代替地を求めたらどうなるか、指定、買上げ後はどのような状態にして管理するのかなどといった具体的な話が山積されるようになった。県教育委員会としても、指定にあたっての条件を記した「覚書案」等を提示して交渉を進めた。そして角謙員が「道路、学校等については公共のために土地を提供する。文化財についても同じような認識で行なっていただきたい。特に文化財の多いこの大庭町・山代町では文化財と開発の調和をどのように計るかを地域全体の問題として考えていかなければならない」と文化財保護に対する見解を出され、「道路なら曲げてもつくられるが、遺跡はそのようにいかないのでなんとかしなくては……。県教育委員会の方でも急いでおられるようだし、22口ごろまでに所有者だけの会合を開いて意見をまとめて、もう一度県との会合をもったらいかがでしょうか」という提案をされた。

これにより、8月22日に再度会合をもつこととなったが、この日に同意が得られなければ25日までに指定申請書を提出することは困難となり、昭和55年度中の指定はできない状況にまで期間がせまっていた。この会合では、宅地の部分について同意してもよいという方もあったが、十分まとまった状態にない上、予定地内に長者原公民館が含まれているため、その同意を得るために自治会総会を開いて決定しなければならず、かなりの期間を要するものと思われるから現状ではきわめて困難であるとされた。ただし、畠の部分については貴重な遺跡であるのでこれまで話し合ってきたことや、「覚書案」にあるようなことについて誠意をもってやっていただければ指定に同意しても

第3節 遺跡の保護と調査後の措置

よいということであった。文化庁から示された指定範囲よりも大幅に狭いものではあるが、からうじて現状での空間地については指定同意をとりつけることができたのである。この日の会合は深夜におよび、終了したのは午前1時を過ぎたころであった。指定同意交渉にあたって忙しいなか再三にわたる会合に御出席いただき、御理解、御協力いただいた土地所有者をはじめとする地元の方々に対してあらためて深甚の謝意を表する次第である。

8月22日の会合をふまえて、早速指定同意書に押印していただき、推定正倉院全体の指定は今後の追加指定に待つこととし、とりあえず同意を得た細地部分の指定申請書および添付資料を取り急ぎ作成した。そして25日の夜行列車で勝部昭埋蔵文化財係長が上京、指定申請書を文化庁まで持参



第18図 史跡指定地丈量図 1:500

第三章 調査と遺跡保護の経過

表3-1 史跡指定地各筆面積一覧 (単位m、m²)

①

所在地	松江市大庭町字内屋敷		
地番	35	公簿地目	畠
公簿地積	499	現況地目	畠
公簿所有者	水野幹夫		
現在所有者	同上		
号	底辺	高さ	数量
1	24.25	3.20	77.6000
2	28.15	9.45	266.0175
3	31.38	14.55	456.5790
4	20.49	8.25	169.0425
5	10.55	4.85	51.1675
計			1020.4065
2除			510.20325

③-2

所在地	松江市大庭町字植松		
地番	34-2	公簿地目	畠
公簿地積	240	現況地目	畠
公簿所有者	秋山壽延		
現在所有者	同上		
号	底辺	高さ	数量
1	28.55	6.25	178.4375
2	24.25	6.40	155.2000
3	20.30	14.20	288.2600
4	19.05	6.20	188.1100
計			740.0075
2除			370.00375

③

所在地	松江市大庭町字内屋敷		
地番	35-1	公簿地目	畠
公簿地積	495	現況地目	畠
公簿所有者	秋山壽延		
現在所有者	同上		
号	底辺	高さ	数量
1	31.95	5.40	172.5300
2	35.65	9.30	331.5450
3	35.65	13.85	493.7525
計			997.8275
2除			498.91375

④-1、④-2

所在地	松江市大庭町字内屋敷		
地番	40-1	公簿地目	畠
公簿地積	707	現況地目	畠
公簿所有者	水野善光		
現在所有者	同上		
号	底辺	高さ	数量
1	9.40	4.85	45.5900
2	16.93	7.05	119.3565
3	12.80	5.64	72.1920
計			237.1385
2除			118.56925

④-2			
1	17.45	8.60	150.0700
2	17.45	1.70	29.6650
3	29.40	6.05	177.8700
4	42.58	12.00	510.9600
5	19.80	8.05	159.3900
計			1027.9550
2除			513.9775

⑤

所在地	松江市大庭町字内屋敷		
地番	42-14	公簿地目	宅地
公簿地積	88.55	現況地目	雜耕地
公簿所有者	今井基、今井秀子		
現在所有者	同上		
号	底辺	高さ	数量
1	13.00	6.80	88.4000
2	13.00	6.84	88.9200
計			177.3200
2除			88.6600

表3-2 史跡指定地各筆面積一覧 (単位m², m²)

⑥				⑦			
所在 地	松江市大庭町字内屋敷			所在 地	松江市大庭町字内屋敷		
地 番	45-5	公簿地目	雜種地	地 番	45-1	公簿地目	雜種地
公簿地積	158	現況地目	宅地	公簿地積	1115	現況地目	雜種地
公簿所有者	今井 基			公簿所有者	島 樹 县		
現在所有者	同 上			現在所有者	同 上		
号	底 辺	高 さ	数 量	サ	底 辺	高 さ	数 量
1	6.65	2.48	16.4920	1	42.60	16.45	700.7700
2	26.10	2.38	62.1180	2	42.60	24.50	1043.7000
3	20.00	1.33	26.6000	3	42.58	10.65	453.4770
4	15.70	6.30	98.9100	4	11.00	0.45	4.9500
5	15.70	7.20	113.0400	5	9.42	2.90	27.3180
計			317.1600	計			2230.2150
2除			158.5800	2除			1115.1075

※⑦は平田充民氏所有地であったが昭和56年3月16日に島根県が買上げたものである。

※※④-1は買上げ希望のない地域である。

し、間一髪で最終締切に間に合うことができた。

なお、指定同意を得る際には時間的余裕がなかったため指定にあたっての覚書をとりかわすことができなかった。そこで9月以降3度の会合を開いて吟味し、昭和56年3月27日に、土地所有者と県教育委員会教育長の間で、覚書をかわした。

国の文化財保護審議会は10月24日にこの遺跡を史跡に指定するよう田中龍夫文部大臣に答申した。これに基づきこの遺跡は、昭和55年12月5日付け、官報第16,162号、文部省告示第178号において名称「出雲因山代郷正倉跡」として国指定史跡となった。

名 称	所 在 地	地 域
山雲因山代郷正倉跡	島根県松江市大庭町字内屋敷40番ノ1、118.56m ² のみ	35番、35ノ1、40番ノ1
内屋敷		42番ノ14、45ノ1、45ノ5
同 字植松		34番

指定面積は3637.73m²でその地番ごとの内訳は表3のとおりである。なお上表は官報掲載の地番であるが、その後「字植松34番」は「字植松34番ノ1」と「字植松34番ノ2」に分筆された。指定地については今後できる限り早く買上げてほしいということであったが、土地所有者の希望で松江市大庭町字内屋敷40番ノ1、118.56m²のみ(丈量図中④-1地域)は現状のまま売らずに畠として使用したいということであった。

指定地のうち、このたび直接問題の発端となった宅地造成予定地(松江市大庭町字内屋敷45-1番地)1,115m²については幸にも補正予算で計上されたため昭和56年3月16日に買上げることとなる。

今後、指定地についてはできる限り早く買上げできるよう働きかけ、買上げ後は環境整備事業を実施し、風土記の丘地内の主要な遺跡の一つとして活用していく方針である。また買上げ後の管理

第III章 調査と遺跡保護の経過

は県立八雲立つ風土記の丘が行なう予定である。

遺跡の調査は、保存を考慮して特に柱穴の断ち切り等は最小限に留めた。調査後は柱穴内は砂を充填し、遺構確認面には全面にわたって厚さ2~3cmの砂を敷き、その上に土を覆って遺構を保存した。また、調査区内には今後の環境整備、周辺の遺跡調査等にそなえて国土座標を明らかにした基準点(表2)を設置した。

なお、発掘調査、指定にあたって終始御協力いただいた土地所有者の方々に対し、昭和56年3月16日に水津卓夫鳥取県教育委員会教育長から感謝状を手渡した。
(松本岩雄)

註1 「山代郷正倉跡の重要性を考える会」の第1回集会の状況および要観察提出の状況は昭和54年12月17日、同20日の朝日、毎日、読売、中日、山陰中央ほかの各社新聞紙上に詳しい。また、山代郷正倉跡が提起した諸問題や要観察の内容については大正正年「保存の方向へ歩み出した山代郷正倉跡」(上)(中)(下)『山陰中央新報』昭和55年1月14日・15日・17日文化欄にまとめられている。

出雲國山代郷正倉跡の史跡指定に伴う覚書

鳥取県立八雲立つ風土記の丘地内にある山代郷正倉跡を史跡に指定するに当たって、鳥取県教育委員会(以下「甲」という)と土地所有者(権原に基づく占有者を含む。以下「乙」という)は、この覚書を交換し双方誠意をもって次の事項を履行することを約束する。

(財産権の尊重)

第1条 甲は、史跡に指定された土地にかかる乙及び関係者の所有権その他の財産権を十分尊重するものとする。

(史跡整備委員会の設置)

第2条 指定された後は、土地所有者(所有権移転後の旧地主を含む)、隣接地の関係者、地域代表者及び文化財保護担当者からなる史跡整備委員会を設け、将来の管理計画を協議、策定するとともに、この実施について協議する。

(管理費)

第3条 指定地の除草などの一般的な管理は、甲が行うものとする。

(現状変更)

第4条 指定地に關しその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、次の行為については現状変更の対象とはならない。

一 現状での耕作

二 通常の管理

2. 地下構造に与える影響の軽微なビニールハウスなどの「作物の設置は、あらかじめ甲に届け出るものとする。

3. 前項の届け出を受けた甲は、届け出にかかる地区についてすみやかに事前の調査を行うものとする。これに要する経費は甲が負担するものとする。

(土地の買上げ等)

第5条 乙が指定地の売渡しを希望する場合は、甲に事前に申し出るものとする。

2. 前項の申し出があった場合は、甲は、その取扱いについて文化庁及び乙と協議するものとする。

3. 前項の協議の結果、甲がこれを買収する場合には、その価格は時価によるものとする。

(そ の 他)

第6条 この覚書で定めのない事項については、文化財保護法の趣旨に沿ってその都度関係者協議のうえ決定するものとする。

昭和56年3月27日

甲 島根県教育委員会教育長 水 津 卓 夫

乙 松江市大庭町274-1

秋 山 寿 延

松江市大庭町42-5

今 井 基

松江市大庭町40

水 胜 菩 光

松江市大庭町30

水 野 幹 夫

第Ⅳ章 遺構の概要

昭和53年度、昭和54年度、昭和55年度の3ヶ年にわたる発掘調査により検出した遺構は建物跡25、構列3、溝状遺構5、土壙4である。以下、これらの遺構について個別に説明を加えることにする。

第1節 建物遺構

SB01(第21図、図版3)

丘陵の東側傾斜変換点付近に設定した第3調査区の北半、表土下約0.5mで検出した総柱構造の建物跡である。完掘しなかったため、昭和53年度調査の際には3間×3間になるものと考えていたが、その後の調査によって検出したSB05、SB12にきわめて類似していることから3間(6.69m)×4間(7.12m)の南北棟建物跡と推定される。このように考えると床面積は47.6m²あまりになり、主軸方位はN-10°-Eを測る。柱間寸法は桁行1.78m(6尺)等間、梁間2.23m(7.5尺)等間である。検出した柱穴は計13個あり、いずれも隅丸方形の掘り形をもつものであった。それらの柱穴のうち断ち割り調査はP₁～P₃、P₈～P₁₅とし、その他は位置の確認のみにとどめることとした。

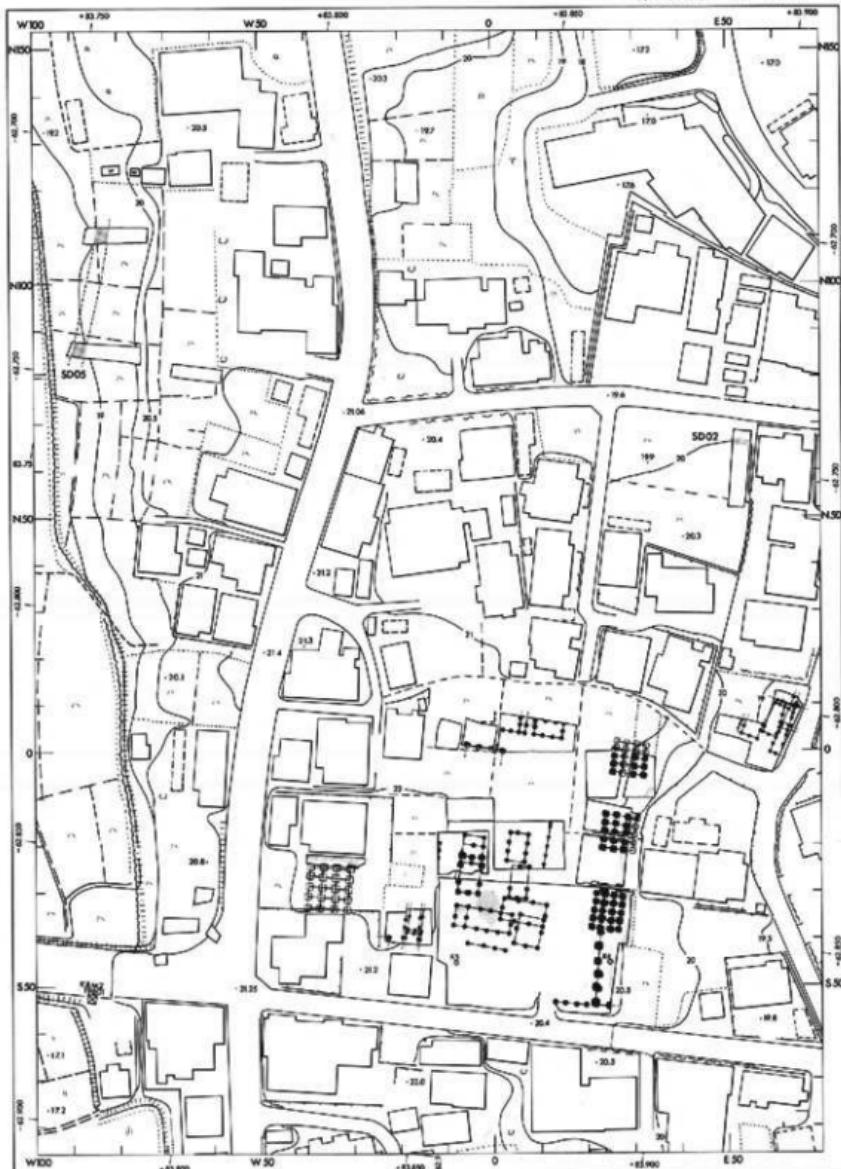
P₁ 建物の南西隅に位置する柱穴で、掘り形は隅丸方形を示す。地山面にはほぼ直立に掘り込まれており、長辺1.50m、短辺1.37m、深さ0.77mを測り、底面は水平に仕上げられている。内部の土層は大きく4層に分かれ、底部層に認められた黄土色は構築時に、柱を固定する目的で行なわれた版築のなごりであろうと考えられた。他の3層はいずれもレンズ状に堆積しており、建物の廃絶時に柱を抜き取った後埋め戻したものと判断された。

P₂ P₁の北側に接して掘り込まれているもので長辺1.48m、短辺1.35m、深さ0.5mを測る。底面は北側から南にかけて約8度ほど傾斜しており、そのほぼ中央に凹が認められた。この凹はおそらく柱の位置を示すものと思われる。土層は單一土層でP₁を埋めたものと同様のものであった。

P₃ 長辺1.07m、短辺0.97m、深さ0.5mを測り、掘り形としては比較的小さいものである。ここでは掘り形上面で柱の抜き取り痕が上縁に接して認められ、柱を東側へたおすようにして抜き取ったことが知られる。

P₈ 掘り形上縁は不整形な円形を示し直径1.45m、深さ0.77mを測るが、底面は隅丸方形となっている。とくに注目すべきは柱根を固定するために、底面中央に更に径0.48m、深さ0.38mの柱穴を掘り、2段掘りとしていることで、同様な形態はP₉、P₁₀でも認められる。P₈、P₉、P₁₀はいずれも東側柱列から2番目の南北列であることが注目される。

第1節 建物造構



第19図 遺構配置図 1:1200

第IV章 造構の概要

P₉ 挖り形の上縁が不整形な円形を示すにもかかわらず、底面が隅丸方形となっており、中央よりやや北寄りの位置に更に掘りさげて2段掘りとする点等P₈と同様である。掘り形は長辺1.55m、短辺1.48m、深さ0.6m、柱穴径0.46m、深さ0.4mを測る。掘り形内の埋土はすべて黒色土のブロックを含むもので、柱の痕跡は認められなかった。

P₁₀ 一边1.32mを測る正方形に近い掘り形をもち深さは0.65mとし、底面中央よりやや北寄りの位置に径0.42m、深さ0.2mの柱穴を掘り込んでいる。内部の埋土は黒色土が全体にみられ、比較的大きい黄色土のブロックが混入する。

P₁₁ 建物の南東隅に位置するもので、隅丸方形の掘り形は、長辺1.33m、短辺1.23m、深さ0.6mを測る。底面は南側から北側にかけてゆるやかに傾斜しており、北西寄りに柱の位置を示す径0.6mの凹があった。また掘り形上面で柱を東へ向って倒しながら抜き取った痕跡が認められた。

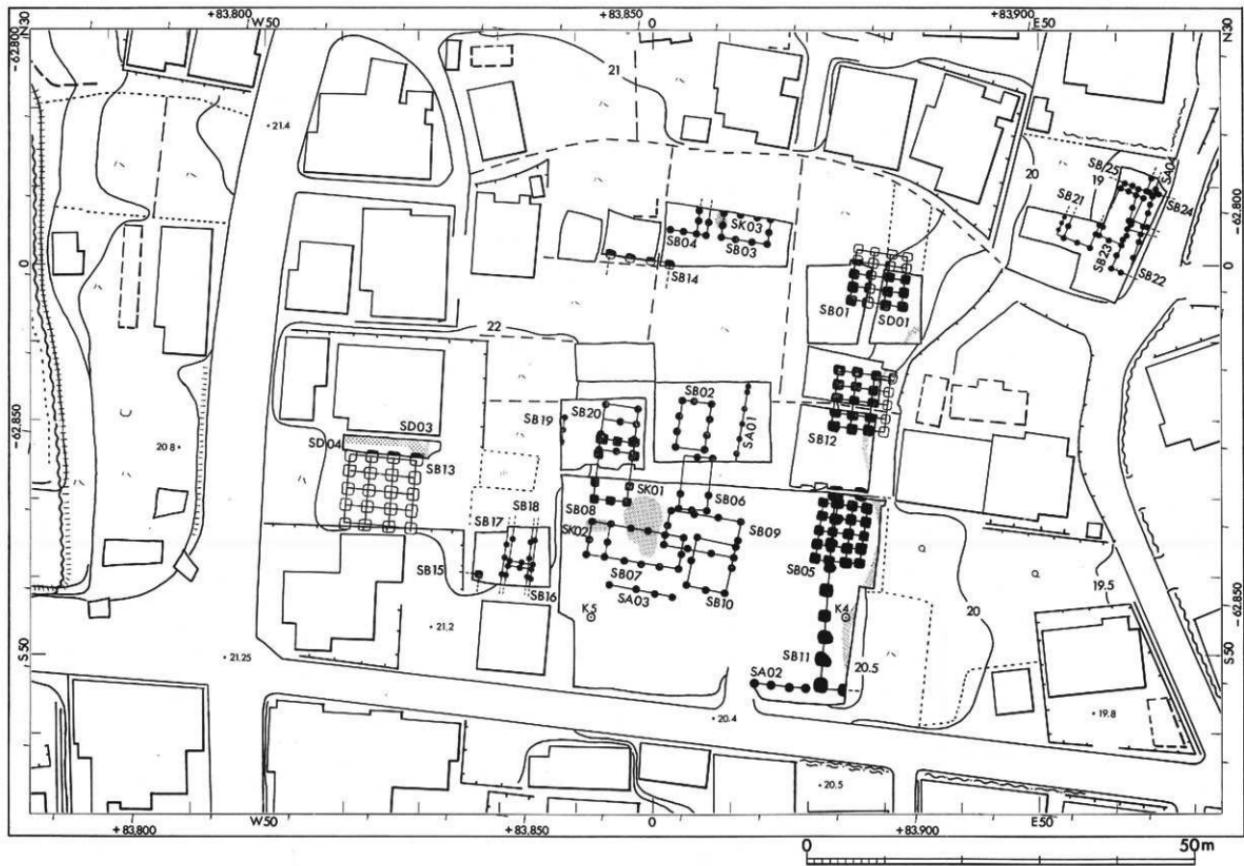
P₁₂ 正方形に近い隅丸方形の掘り形は、長辺1.42m、短辺1.40m、深さ0.56mを測る。底面はほぼ水平となっているが、中央東寄りに径0.45m、深さ0.06mの柱位置を示す凹が認められた。また掘り形上面で柱を西側へ倒しながら抜き取った痕跡が認められた。

P₁₃ 掘り形は元来は隅丸方形をしていたと思われるが、南縁は柱の抜き取りによって損われている。現在は長辺1.40m、短辺1.18mを測り、深さ0.6mとなっている。掘り形内部の土層は前述した抜き取りによって、南半部は搅乱されており、黒色土及び黄色ブロックが混在する状態であった。北半部は下層に黒色土、上層に黄色土を用い版築状にかたくしめている状態を確認することができた。また掘り形底面で柱の痕跡らしい凹が認められ、それによれば径0.46mほどのものと判断された。

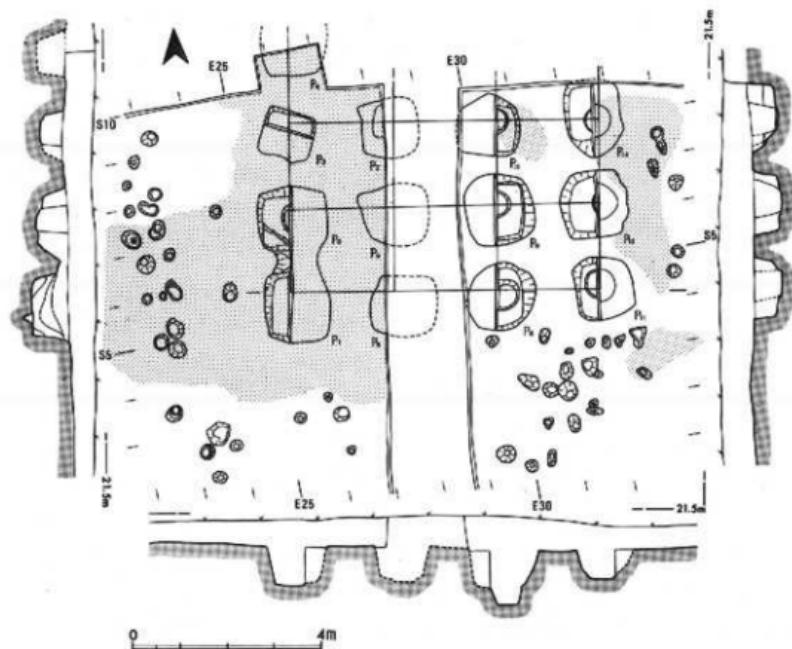
S B01に関する主要な柱穴の観察を記してきたが、この他、調査区内において大小65個に及ぶ小形の落ち込みが検出されている。

これらはいずれも不整形なもので深さも浅いもので0.14m、深いもので0.4mと様々であった。しかし、注意すべきはS B01のプランの内側には穿たれていないこと、ややばらつきは認められるものの、S B01の西側、南側、東側に沿ってあることで、数の多少を別にすれば、後述するS B05、S B12においてもその周辺で確認されている。これらはその位置や規模から建物構築時に使用された足場や階段を設置した際の痕跡であろうと推定された。

第3調査区で得られた出土遺物は遺構直上で検出した総量6斗9升2合にのぼる炭化米（第21図スクリーントーンが分布範囲を示す）がある。S B01の建物全体を覆う形で分布し、とりわけ調査区中央に上層觀察用に残した南北方向のあぜ内は上面に茶の木が植えられていることも関係してのことか、耕作による搅乱もうけておらず、漆黒色の炭化米が握り拳大のブロック状を呈して認められた。



第20図 主要造構配図 1:500

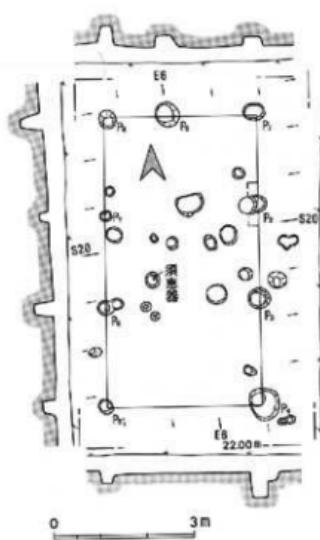


第21図 S B 01 実測図 1:120 ■■■■■ 炭化米

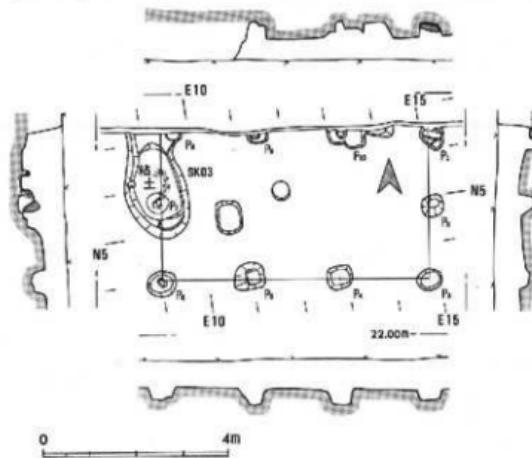
また少量であるが炭化米の中に木炭片らしいものが散見された。なお、柱穴内には炭化米が全く入り込んでいなかった。

S B 02 (第22図、図版4-1)

第2調査区では耕作土約0.35mを除去すると下は黄色の堅緻な地山となっており、調査区北壁に沿った幅約2m～2.5mの範囲は耕作によって著しい掘削が認められた。その南側では大小69個からなる多数の柱穴状落ち込みが検出された。S B 02はそれら落ち込み群の中にあって調査区の中央やや西寄りで検出した南北棟である。規模は3間(6.24m)×2間(3.27m)で、建物の主軸方位はN-9°-Eを測る。柱間寸法は桁行2.08m(7尺)等間、梁間東側から1.78m(6尺)、1.49m(5尺)となっている。面積は20.4m²である。柱掘り形は、いずれも不整形な円形をしており、北面、東面の柱穴はP₉で径0.52m、深さ0.24m、P₁で径0.38m、深さ0.18m、P₂で径0.40m、深



第22図 SB02 実測図 1 : 120
物の主軸方位はN-8°-Eを測る。柱間寸法は桁行1.93m(6.5尺)等間、梁間1.63m(5.5尺)等間となっている。柱穴はP₁～P₃のように円形のものと、P₄・P₅のように方形に近いものとがある。



第23図 SB 03 実測図 1 : 120

さ0.34m、P₃で径0.46m、深さ0.30m、P₄で長径0.70m、短径0.60m、深さ0.58mを測るのに對し、西面する柱列はP₅で径0.34m、深さ0.26m、P₆で径0.34m、深さ0.40m、P₇で径0.22m、深さ0.18m、P₈で径0.40m、深さ0.48mと比較的小さいことが注意される。なお南面中央の柱穴は確認することができなかつた。これは耕作によって破損したものか否か即断の限りではない。

出土遺物は建物のほぼ中央に位置する長径0.35m、短径0.3m、深さ0.25mの落ち込みから得られた扁平つまみをもつ須恵器蓋(第43図9)が1点あるのみである。

SB03(第23図、図版4-2)

第4調査区の北壁沿、表土下0.5mで、検出した3間(5.79m)×2間(3.26m)の東西棟で建物の主軸方位はN-8°-Eを測る。柱間寸法は桁行1.93m(6.5尺)等間、梁間1.63m(5.5尺)等間となっている。柱穴はP₁～P₃のように円形のものと、P₄・P₅のように方形に近いものとあり、比較的形の整ったP₄で長辺0.56m、短辺0.48m、深さ0.34mを測る。

調査区北壁に接して認められたP₁は径0.52mほどの不整円形を示すもので、内部には上縁から0.21m～0.18mの位置に板状の石が埋置されていた。これは柱の沈下防止のためと考えられるが、調査区の東北隅は北壁に沿って、大小8個の落ち込みが認められ、それらの落ち込みとS B03の柱穴が重複したため

板状の石材を利用して、深さを調節したものと推測された。同様な行為は西面の柱列の中の P₇でも認められた。すなわち、調査区のはば中央、北壁に接して、検出長2.25m、幅1.35m、深さ0.38mを測る不整形な土壙SK03が検出されているが、P₇はその土壙と重複しており、SK03(古)、P₇(新)という関係が確認された。

P₇は土壙が埋まつた後、あるいは人為的に埋められた後に掘り込まれたもので、土壙中央よりやや南寄りの位置で0.25m×0.15m×0.10mほどの大きさの石が埋置された状態で検出されている。

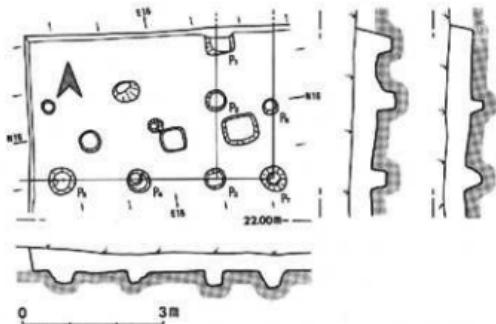
これは土壙内の土が軟弱であるため柱の沈下防止の策として行なわれた行為であろう。

なお埋置された石の下層には、北側へ向かって黄白粘土が馬蹄形にひろがっていた。埋置された石との関係は不明である。

SB04(第24図、図版4-2)

SB03の西側に柱通りをはぼそろえ、調査区の北、西壁に接して検出された2間(3.26m)以上×2間(3.26m)以上の規模をもつ建物跡で、東側に瘤がつくものと考えられる。

建物軸方位はN-9°-Eを示し、柱间距距は1.63m(5.5尺)等間となる。またP₃から廊の柱までは1.18m(4尺)を測る。



第24図 SB04 実測図 1:120

検出した柱穴は黄茶色の堅緻な地山面に掘り込まれており、P₁を除くと他はいずれも上縁形は円形としている。

調査区の北壁に接して検出されたP₁は一辺0.60mの方形になるものと考えられ、深さ0.28mを測り、この建物の中で、確認している柱穴としては最も大きいものである。

他の柱穴はP₂で直径0.43m、深さ0.38m、P₃で径0.56m、深さ0.26mと平均的な規模で、かつ素掘りとなっている。これに対してP₄は上面から0.10mの位置にテラスをもうけ、更に深く掘り込み、2段掘りとしている。柱穴下段の径は0.20mを測ることからSB04における柱の太さもおそらく0.20m前後のものと推定される。

SB05(第25図、図版5・6・7)

第5調査区の東北隅(S35・E25付近)、表土下約0.4mで検出した総柱構造の南北棟跡であ

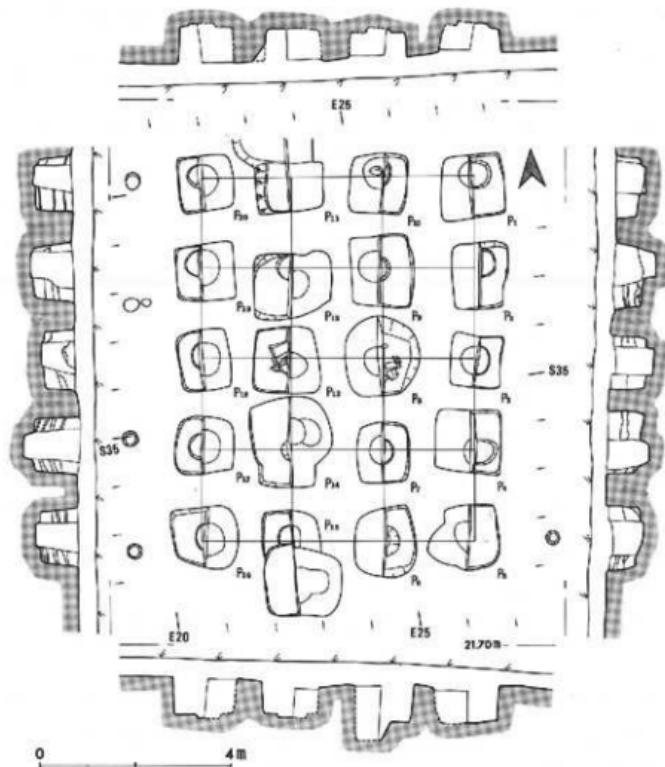
る。昭和55年度に検出したS-B12の真南にあたり、その間の建物中心距離は17m（57尺）、空間の距離は9.52m（32尺）ある。丘陵の東側傾斜変換点付近に位置し、規模は4間（7.48m）×3間（5.61m）で延物の主軸方位はN-10°-Eを測る。面積は42.4m²である。

柱間寸法は、桁行、梁間ともに1.87m（6.3尺）等間になり、梁間はS-B01・S-B12に比べて狭いが、桁行はS-B12のそれに等しい。梁間がS-B01・S-B12より狭いため東側柱筋、西側柱筋とともにS-B01・S-B12のそれと一直線上にはそろわないが、建物中軸線は一致している。検出した20個の柱穴はいずれも平面が方形あるいは隅丸方形で一辺1.05～1.50m、遺構検出面からの深さ0.9m前後の大規模な掘り形をもつものである。掘り形はほとんど地山面に垂直に掘り込まれており、その底面はほぼ水平に仕上げられさらに柱根を固定するために掘りくぼめられたものが大半を占めていた。掘り形内部の上層は多くは黒色土と黄色土が交互に一定の厚さをもって規則的に詰められ、版築状を呈し、きわめて堅緻な状態であった。掘り形のほぼ中央には柱痕跡とみられる径0.6m前後の黒色土層のみられるものが大半を占めるが、一部に柱を抜き取ったと思われるものもあった。建物の中央に位置する柱穴P8・P18の底面には数個の石材が認められた。これは上面が平坦な自然石を用い、いずれも地山面にくい込んでいること、掘り形中央の柱痕跡の下に位置していることなどから柱の沈下を防止する目的で埋置されたものと考えられ、きわめて堅牢につくられていたことが知られる。検出した20個の柱穴は、この建物跡の調査時において保存できるかどうか危ぶまれたため、全て断ち割り調査を行なった。以下、その観察結果を記することにする。

P1 1.3×1.3mの方形の掘り形である。ほぼ垂直に掘り込まれており、遺構検出面からの深さは0.6mを測る。掘り形底面には柱を固定するためと思われる径0.6m、深さ0.1mの円形の掘り込みが認められた。土層は、円形の掘り込みの上部に径0.68～0.56mの柱痕と考えられる柱状の黒色土が認められ、その両脇の粘土と思われる部分では地山ブロックを多量に含んだ黒色土が観察された。なお、柱を設置した位置にあたると考えられる掘り形内の円形の掘り込み底部に厚さ3～5mmの灰白色粘土の敷かれていたことが注意される。

P2 1.36×1.10mの方形の掘り形である。深さは遺構検出面から0.60mを測り、さらに底面を径0.6m、深さ0.25mほど掘り込んでいる。この掘り込みの上部は径5～9cmの地山ブロックをわずかに含む黒色土がある。芯上と考えられる部分は、暗黄色土、黒色土、黄色粘質土がサンドイッチ状に認められた。

P3 1.00～1.08mの方形の掘り形で、ほぼ垂直に掘り込まれている。深さは遺構検出面から約0.8mあり、さらに中央部に径0.6m、深さ0.15mの掘り込みが施されている。この掘り込み面には柱痕と考えられる径0.57～0.67mの黒色土がみられ、その周囲は黄色土、黒色土、暗茶色土が版築状に詰められていた。



第25図 SB 05 実測図 1:120

P₄ 1.35~1.25mの方形の掘り形である。遺構検出面からの深さ約0.7mで、底面をさらに径0.6m、深さ0.2mほど掘り込んでいる。この掘り込みの上部は柱痕とみられる径約0.6mの黒色土がみられ、その周囲には暗茶色土、暗黄色土、淡黒色土が交互に詰められていた。

P₅ 1.05~1.38mの隅丸方形の掘り形であるが、西側が半円形にやや張り出しており、全体としては不整形な形状を示す。深さは約0.7mあり、P₁~P₄でみられたような円形の明確な掘り込みはないが、5cmあまりくぼんでいる。土層は掘り形のほぼ中央に柱痕とみられる径0.7~0.72mの黒色土があり、その周囲には、黄色土、暗黄色土、黒色土が版築状に詰められていた。

P₆ 1.26~1.42mのやや不整形な隅丸方形の掘り形である。深さは0.8mあまりあり、中央部でさらに上縁径0.55m、底部径0.25m、深さ0.38mあまり掘り込まれている。掘り形内の土層には柱

第IV章 遺構の概要

の痕跡らしきものは認められず、柱を抜き取ったあとに埋め戻したと考えられる暗黄色土と暗茶色土が広い範囲にわたってみられた。ほかに、掘り形の北壁際に一部版築状にしまった横縞模様の土層が確認された。これは舗土にあたるものと思われる。

P₇ 1.08×1.25mの方形の掘り形である。深さは0.78mあり、底面中央部でさらに径0.54m、深さ0.08mあまり掘り込まれている。掘り形内には中央部に幅0.7mあまりの暗黄色土中に黄色の地山ブロックを含む柱状の土層がみられ、その周囲には黄色、暗黄色、黒色土が版築状に認められた。掘り形中央部の柱状の上層は他の掘り形の柱痕と考えられる黒色土よりも幅広く、整然としていることや層中に地山ブロックを多く含んでいることなどから柱を抜き取ったあとに埋め戻したものと考えられる。

P₈ 1.50～1.65m、深さは0.82mの隅丸方形のやや不整形な掘り形である。底面に柱を固定するための穴といったものは設けられていないが、柱痕跡と考えられる土層の下からその周辺にかけて径10～20cm大の石を数個置いて根固めとしていた。さらに柱痕下部には粘土が薄く貼られていた。掘り形内の土層は、ほぼ中央に幅約0.56mの柱痕跡と考えられる黒色土がみられ、その周囲には暗黄色土が交互に詰められていた。

P₉ 1.29～1.45mの方形の掘り形である。深さは0.8mあまりあり、底部中央部でさらに径0.5m、深さ0.06mの円形の掘り込みがみられる。掘り形内の土層は中央部に幅0.6mの黒色～暗茶色土が柱状にみられ、その周囲に暗茶色土、黒色土、暗黄色土がやや粗雑ではあるが版築状に詰められていた。

P₁₀ 1.18～1.25mの方形を呈する掘り形である。深さは0.55mで、底面北寄りに径0.5m、深さ0.05mの掘り込みがある。掘り形内の土層は底面の掘り込み上に径0.65mの黒色土が柱状にみとめられ、その周囲に暗茶色土と暗黄色土がみとめられたが、これは整然とした版築状には詰められていなかった。なお、中央の黒色土中には25×16cm大の石1個がはいり込んでいた。

P₁₁ 一辺1.22mの方形の掘り形で、ほぼ垂直に掘り込まれているが、柱抜き取りの際に掘り込まれたのか西壁上縁のみは壁面が斜めになっている。遺構検出面からの深さは0.8mあまりあり、底面はほぼ水平になっている。S B11a～P₁₀と一部重複していたが、前後関係については確認できなかった。掘り形内の土層は、上縁付近に一部黒色土がみられるが、その他は黒色土中に地山ブロックを含む層で、柱痕跡といったものではなく、柱を抜き取ったのちに埋め戻したものと観察された。

P₁₂ 現状では1.57～1.87mの掘り形であるが、S B11a～P₉と重複しているので、元は一辺1.37mあまりの方形のものであったと考えられる。壁面は遺構検出面から約0.75mまではほぼ垂直に掘り込まれ、底面はほぼ水平にならされている。ただ、この柱掘り形は柱通りよりやや南に偏して

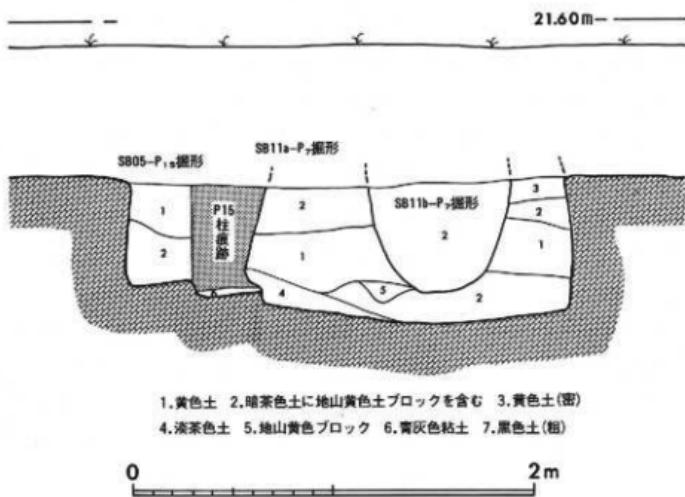
掘り込まれているため、掘り形北壁に接した位置に柱を固定するためと考えられる径約0.5m、深さ0.1mの円形の掘り込みが認められた。柱掘り形内の南北方向に断ち割った土層は、北壁寄りに幅約0.5mの黒色～暗茶色土が柱状にみられ(SB05-P₁₂)、その南側は下から大粒の地山ブロックを含む黄茶色土、暗茶色土がいずれも0.15～0.16mの厚さでほぼ水平に認められた。さらにその上層はこれらの層を切り込んだ形で黄色地山ブロックをわずかに含む暗黄色土がみられ、その中央部に幅約0.4mの柱痕跡と思われる黒色土(SB11b～P₉)が観察された。したがってここではまずSB05-P₁₂が掘り込まれ、そのあとにほとんど同じ位置にSB11a～P₉が掘り込まれ、最後にSB11aの柱を抜き取ったのちに黄茶色土、暗茶色土を埋めて嵩上げしその上にSB11b～P₉を設けたものと推測される。

P₁₃ 1.32～1.40mのやや梯形を呈する掘り形で、ほぼ垂直に掘り込まれている。造構検出面からの深さは0.8mあまりあり底部はほぼ水平になされている。掘り形の西半しか調査していないがほぼ中央部で底面に接して20～40cm大の石が6個確認された。土層断面の観察によればこれらの石は柱痕跡と考えられる黒色土の下に位置していることなどから、柱の沈下防止のために柱の下に置かれたものと推測される。掘り形内の上層は、中央部に柱痕跡と考えられる幅0.5～0.6mの黒色土が柱状にみられ、その周囲には暗黄色土、暗茶色土、黒色土が版築状にみとめられた。

P₁₄ SB11a～P₈と重複しているため全体の規模、形状については不明であるが、一辺1.15mあまりの方形の掘り形と考えられる。壁面はほぼ垂直に約0.8m掘り込まれ、底面にはさらに径0.5m、深さ0.05mの円形の掘り込みがあるが、その上部には柱痕跡と思われる黒色土は観察されなかった。掘り形内の土層は基本的にはほぼ全体にわたって暗黄色土、暗茶色土、黒色土、黄茶色土が交互にみられ、掘り形のほぼ中央部では、底面から約0.25m高い位置で幅0.3mの黒色土が柱状にみとめられた。したがってここではSB05-P₁₄が掘り込まれたのちにやや北側に重複してSB11a～P₈が掘り込まれ、その柱を抜き取って埋めたのちにSB11b～P₈が設置されたものと考えられる。

P₁₅ SB11a～P₇と重複しているため南北方向の長さは不明であるが、東西1.18mの方形の掘り形である。造構検出面からの深さは0.7mで壁はほぼ垂直に掘り込まれている。底面はほぼ水平につくられ、中央部に深さ0.05mの円形の掘り込みがあるが、底面の南半がSB11a～P₇によって掘り込まれているため直径は不明である。なお掘り込みの底面には2～3cmの厚さで粘質土層がみとめられた。掘り形内の土層は、中央部に黒色土が柱状にみられ、その北側は黄色土と暗茶黄色土が版築状にみられたが、南半はSB11a～P₇によって切り込まれていることが明瞭に観察できた(第26図)。

P₁₆ 1.40～1.25mのやや梯形を呈する掘り形である。壁面はほぼ垂直に0.8m掘り込まれ、底

第26図 SB05-P₁₅・SB11-P₇ 重複関係土層実測図

部中央でさらに径0.54m、深さ0.1mほど円形に掘り込まれている。掘り形内の土層は中央部に幅0.46~0.70mの黒色土が柱状にみられ、その両脇に黒色土と暗黄色土が交互に版築状に詰められていた。

P₁₇ 1.23~1.20mのやや隅丸方形の掘り形である。深さは0.93mあまりあり、底部中央でさらに径0.56m、深さ0.23mほど円形に掘り込まれている。掘り形の壁はわずかに傾斜をもって掘り込まれている。掘り形内の土層は、中央部に0.56~0.68mの幅で黒色土が柱状にみられ、その両脇には黒色土と暗黄色土と暗茶色、黄色土が版築状に詰められていた（第27図）。

P₁₈ 1.06~1.30mのやや長方形の掘り形である。深さは0.62mあまりあり、底部中央でさらに径0.5m、深さ0.06mほど円形に掘り込まれている。掘り形内の土層は中央部に0.5~0.64mの幅で黒色土（地山ブロックを含む）が柱状にみられその下部には灰白色粘土層（厚さ約6mm）、暗茶色土層（厚さ約0.2m）がみられた。その両脇には黄色土、黒色土、茶褐色土等がみられるが、P₁₆、P₁₇のような整然とした版築状を呈するものではなかった。

P₁₉ 1.20×1.20mの方形の掘り形である。深さは0.82mあまりあり、底部北寄りでさらに径0.58m深さ0.04mほど円形に掘りくぼめられている。掘り形内の土層は、やや北寄りで幅0.5~0.78mの黒色土（地山ブロックを含む）が柱状にみられ、その両脇に暗黄色土、黒色土、黄色土が版築

状に詰められていた。なお、柱状にみとめられた黒色土は底部から約0.4mの高さのところから急激に幅広くなっているほか、この土層内に地山ブロックを多く含んでいることから柱の抜き取り痕跡とも考えられた。

P₂₀ 1.17~1.14mの方形の掘り形である。深さは0.8mあまりあり、底部やや北壁寄りでさらに径0.5m、深さ0.03mの円形の掘り込みがみられる。掘り形内の土層は、やや北壁寄りで幅0.54~0.7mの黒色土が柱状にみられ、その両脇に黄色土、黒色土、暗茶色土が交互に版築状に詰められていた。

以上、S B05は大規模な柱痕跡、掘り形をもつ総柱建物であることから倉庫跡と推定され、かつ、S B01・S B12との間には、建物方向、

建物配置などからみて密接な関連をもって構築されていたことが知られる。ただし、S B01・S B12付近で認められた多量の炭化米はS B05付近からは全く出土しなかった。

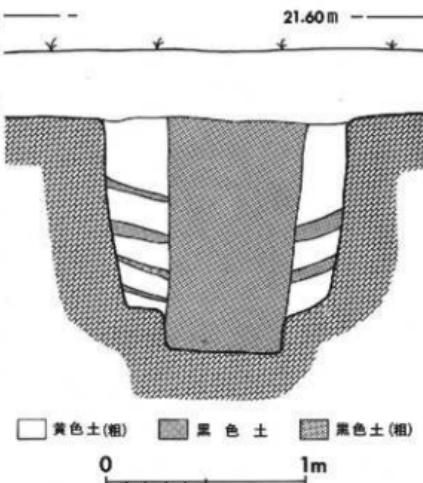
この建物跡はS B11a・S B11bと重複しており、土層の観察よりS B05(古)→S B11a→S B11b(新)という関係が確認された。

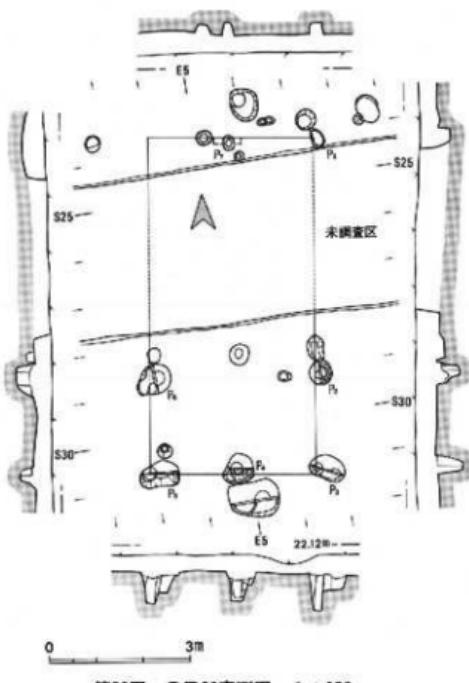
なお、このほかに建物の西側柱穴列(P₁₆~P₂₀)に平行して約2mの間隔をおいて径0.25m、深さ0.05mのピットが4個みとめられた。同様なピットはS B01においても検出されており、その位置や規模などから建物構築時に使用された足場の痕跡の可能性があるものとして注意される。

S B06(第28図、図版8-2、図版9)

第5調査区北壁のはば中央に沿って検出したもので、昭和53年度調査を実施した折、第2調査区南側にその北半部が検出されており、それと昭和54年度調査の結果を照合すると完掘はしていないが、3間(7.12m)×2間(3.56m)の規模をもつ南北棟になるものと考えられる。面積は25.3m²である。建物主軸方位はN-9°-Eを示し、柱間寸法は桁行2.37m(8尺)等間、梁間1.78m(6尺)等間になる。

柱掘り形はいずれも円形あるいはやや不整形な円形を呈する。規模は径0.28~0.82m、深さ0.28~0.54mとまちまちであるが、大半は径0.5~0.6mあまりの比較的小規模なものといえる。掘り形内の土層によって柱痕跡の確認できたものはP₂~P₆である。これらは幅0.18~0.32mの黒色土が

第27図 S B05-P₁₇土層実測図



第28図 SB06実測図 1:120

*m*前後のものが大半を占めている。P₉・P₁₀・P₁₁・P₁₂・P₁₅の内部には偏平な石が詰められていた。このうちP₁₀はSK02と、P₁₂はSK01と重複しており、その部分の地盤が軟弱であったために根固めとして石が置かれたものと思われる。掘り形内の土層の観察によって柱痕跡の確認できたものはP₂・P₅～P₁₀である。これらは幅0.2～0.3*m*の黒色土が柱状にみられ、暗褐色土、暗黄褐色土、黄色土が詰土として用いられていた。P₇・P₁₀・P₁₂・P₁₃・P₁₄内から土師器小片が出土した他、P₁₁内から縁軸陶器片が出土した。

この建物跡は重複した柱穴の土層観察により SK01・SK02(古)→SB07→SB09(新)という新旧関係が確かめられた。

なお、SB07の南側に約3.3*m*離れた建物には平行して東西に走る柵列(SA03)が検出された。位置関係や方向からみて、SB07と何らかの関連をもつものと推定される。

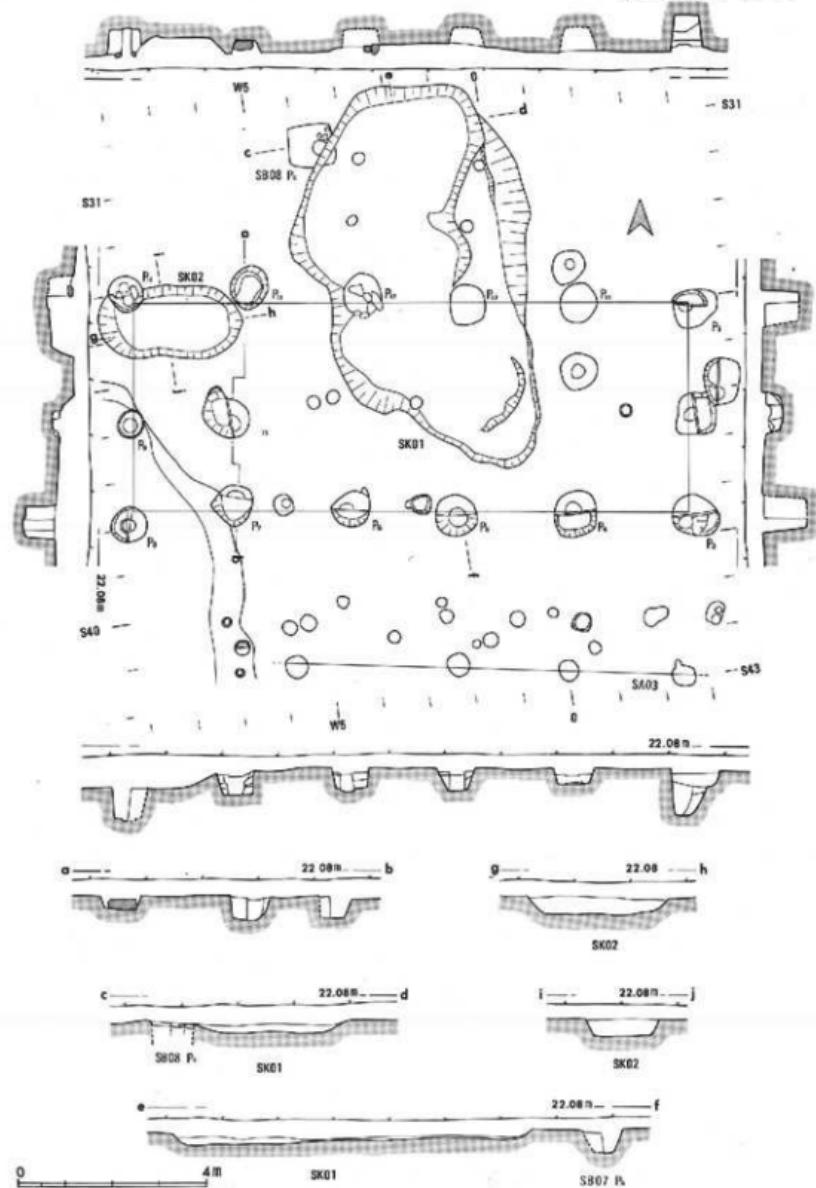
柱状にみられ、暗黄褐色土、暗褐色土、黒褐色土が詰土として用いられていた。

SB06-P₄とSB09-P₉が重複していたが、新旧関係については確認できなかった。

SB07(第29図、図版8-2)

第5調査区のやや西寄りで検出された東西棟建物である。丘陵のほぼ中央部に位置し、5間(11.88*m*)×2間(4.45*m*)の規模をもち、西から1間に間仕切と思われる柱穴P₁₅がある。建物の面積は54.1*m*²となり、本遺跡で検出したなかでは大規模なものといえる。建物主軸方位はN-9°-Eを測り、柱間寸法は桁行2.37*m*(8尺)等間、梁間2.22*m*(7.5尺)等間になる。柱穴はいずれも円形で、径0.96～0.60*m*、深さ0.16×1.0*m*であるが、径0.9*m*、深さ0.5

第1節 建物遺構

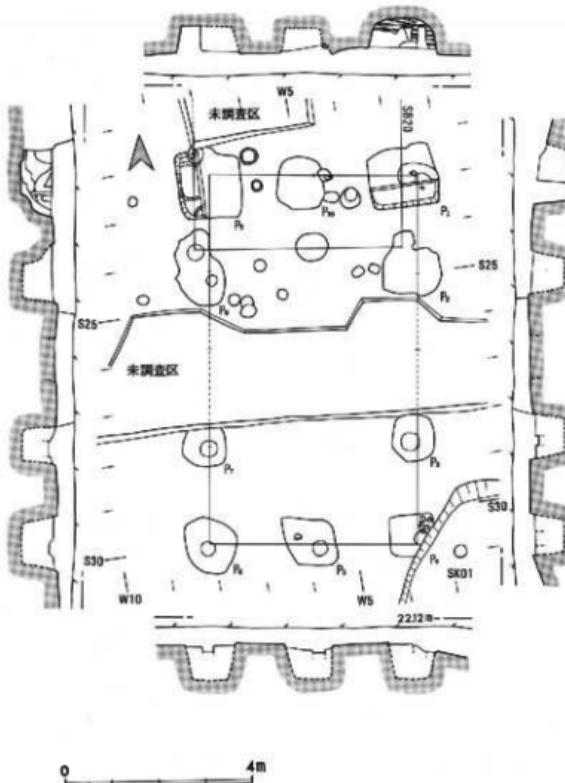


第29図 SB07・SK01・SK02実測図 1 : 120

SB08 (第30図、図版8-2、図版9-1、図版10-2)

第5調査区と第11調査区にまたがって検出された南北棟建物跡で、丘陵のほぼ中央部にあたる一番高いところに位置している。第5調査区と第11調査区の中間部は土地境界のため未発掘ではあるが、4間(7.90m) × 2間(4.46m)の規模をもつものと考えられ、建物の面積は28.1m²になる。建物主軸方位はN-8°-Eを測り、柱間寸法は桁行2.08m(7尺)、1.87m(6.3尺)、1.87m(6.3尺)、2.08m(7尺)間隔、梁間2.23m(7.5尺)等間になる。柱掘り形は1.50×1.28m～1.0×0.9mの方形あるいは隅丸方形の大規模なものである。柱掘り形のうち半裁して底部まで確認したのは、P₁とP₉のみである。P₁は遺構検出面からの深さ0.8mで、掘り形内部の土層は黄褐色土、黒色土等が交互にみ

られ、柱痕跡と考えられる柱状の土層はみられないかった。掘り形上面で拳大の小石が2個出土している。P₉は深さ0.66mで、掘り形内部の土層はP₁と同様に柱痕跡と思われるものはなかった。このほかの柱掘り形のうち平面的な観察によって柱痕跡を確認し得たものはP₃・P₄・P₅・P₆・P₇で、径は0.32～0.4m大のものである。なお、P₄の掘り形上面ではP₁と同様に10～20cm大の小石が5個出土した。またP₄の南東はSK01によって切り込まれて破壊されていた。ほかにP₂はSB20-P₄と、



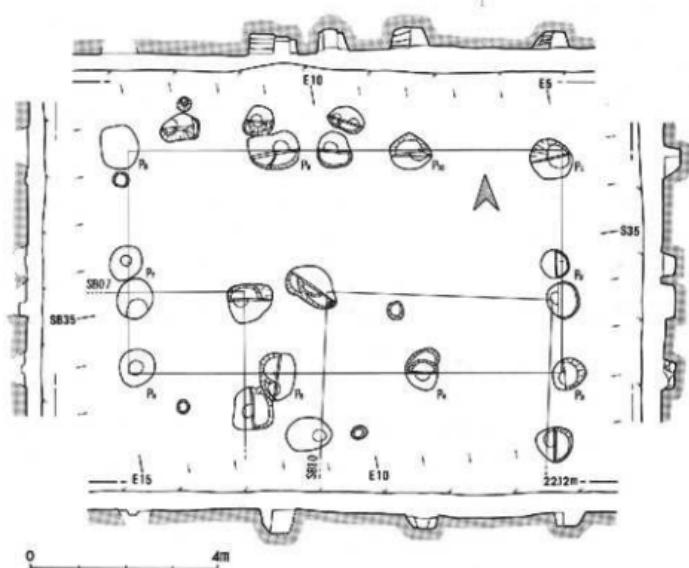
第30図 SB 08 実測図 1:120

P_8 はSB20-P_eと重複関係にあり、土層断面は確認していないが、平面的な観察により、SB08はSB20よりも古いことが確かめられた。したがって、ここではSB08(古)→SB20・SK01(新)という新旧関係が知られる。

この建物跡の柱掘り形は方形で大規模なものであること、建物主軸方位がSB01・SB05・SB12に近いことが注意される。さらにこの建物跡の中軸線はSB01・SB12・SB05建物跡の中軸線から西へ30.3m(102尺)のところに位置していることが注意される。

SB09(第31図、図版9-2、図版10-1)

第5調査区のほぼ中央で検出された東西棟建物跡である。規模は3間(9.35m)×2間(4.75m)で、面積は44.4m²になる。建物主軸方位はN-10°-Eで、柱間寸法は桁行3.11m(10.5尺)等間、梁間2.37m(8尺)等間と考えられる。柱掘り形は径0.64~0.85m、深さ0.28~0.48mの円形のもので、やや大型である。 P_6 ~ P_8 以外のものについては半裁して底部まで確認した結果 P_1 ・ P_3 ・ P_4 ・ P_9 ・ P_{10} で幅0.28~0.4mの柱痕跡と思われる黒色土が柱状にみとめられた。このほか、平面的な観察により、 P_6 では径0.32m、 P_7 では径0.22mの柱痕跡と思われる黒色土が確認された。



第31図 SB09 実測図 1:120

第IV章 遺構の概要

P₆内からは須恵器壺の頸部下半と推定される破片が出土した。

S B09-P₅はS B07-P₂と重複関係にあり、S B07(古)→S B09(新)という関係が認められた。ほかにS B09-P₉はS B06-P₄と重複していたが、新旧関係については確認できなかった。またS B10と重複関係にあるが、柱穴は重複していなかった。

SB10(第32図、図版9-2)

第5調査区のほぼ中央で検出された南北棟建物跡である。

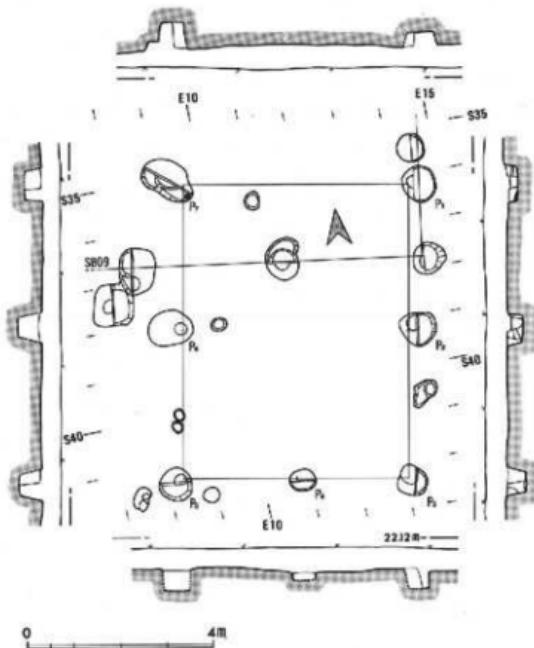
規模は2間(6.23m)×2間(4.87m)で、面積は30.3m²になる。建物主軸方位はN-12°-Eを測り、柱間寸法は桁行3.11m(10.5尺)等間、梁間2.43m(8.2尺)等間になるものと考えられる。柱掘り形は径0.56~0.8m、深さ0.18~0.5mの円形のものである。

P₆以外は全て半裁して底部まで確認したが、そのうちP₁・P₂・P₃・P₅・P₆で幅0.24~0.4mの柱痕跡と思われる黒色土が柱状に観察された。

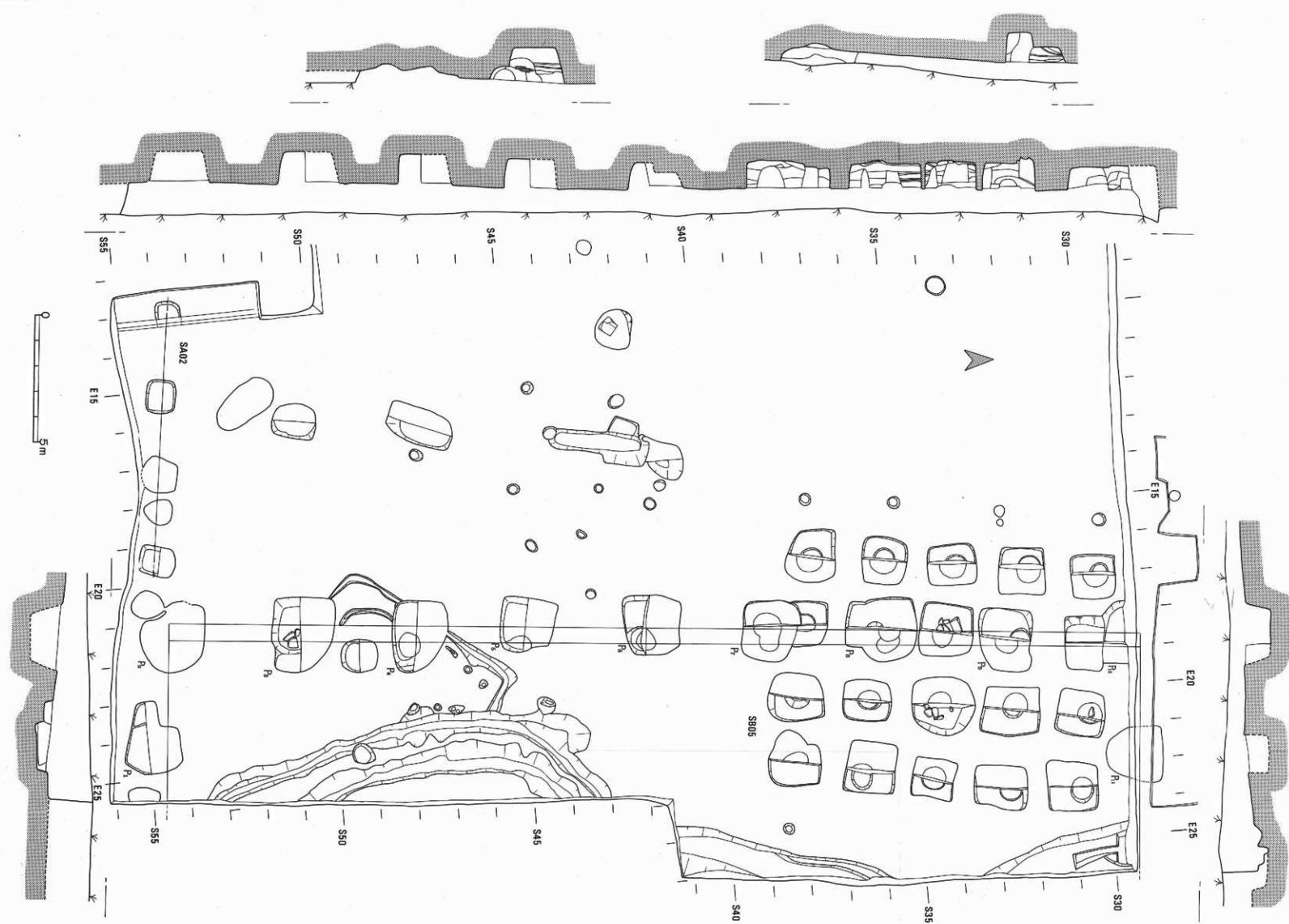
S B09と重複関係にあったが、柱穴の重複はなく、新旧関係については不明であった。

SB11a(第33図、図版8-1、図版11-1)

第5調査区東側で検出した南北棟建物跡である。丘陵が東側に向ってゆるやかに傾斜するちょうどその傾斜変換点に位置し、S B05と一部重複している。土層の観察によるとS B05(古)→S B11a(新)という関係が確められた。完掘はしていないが桁行8間(24.94m)、梁間2間(6.23m)以上と考えられる長大な建物跡で、建物主軸方位はN-5°30'-Eを測る。柱間寸法は桁行、梁間ともに3.11m(10.5尺)等間になる。柱掘り形は1.30×1.40m~1.50×1.90m、深さ0.35~0.94mの方形あるいは隅丸方形の大規模なものである。掘り形内の土層はいずれも柱痕跡と考えられるよう



第32図 S B 10 実測図 1:120



第33図 SB 11a・SB 11b 実測図

1:120

な柱状の黒色土が底部まで達しているものはみられず、大半は暗黄色土、黃色土、黒色土等がほぼ水平に交互にみられ、掘り形の東寄りにのみ柱痕跡状の黒色土が観察された。したがって、ここではまず大規模な柱掘り形をもつ建物が建てられ、その後この柱を抜き取って土を埋めたのちに同一場所に建て替へを行なったものと推定されるものであった。

S B11b (第33図、図版8-1、図版11-1)

S B11aを同一場所で建て替えたものと考えられるものである。規模は8間(24.94m)×2間(6.23m)以上と考えられるもので、建物主軸方位はN-5°30'-Eを測る。柱間寸法は桁行、梁間ともに3.11m(10.5尺)等間になる。柱掘り形は、S B11aの掘り形を一旦埋めたのちに再度掘り込んでいるため大きさは適確に把握し難いが概ね径1.0m前後のものと思われる。深さは0.3~0.4mしかなく、S B11aの掘り形をかさ上げして設置されている。したがって、地盤が軟弱なためかP₃の底部には30×10cm、厚さ5cmあまりの偏平な石が数個置かれていた。P₃・P₄・P₇・P₈・P₉・P₁₀・P₁₂では柱痕跡と考えられる幅0.3m前後の黒色土が柱状に観察された。

S B12 (第34図、図版12・14)

第10調査区で検出した総柱建物跡で、これに酷似する総柱建物跡S B01とS B05のほぼ中間に位置する。丘陵の東側傾斜変換点付近に位置し、土地境界線に近かったため光掲していないが、規模は4間(7.48m)×3間(6.69m)になるものと考えられ、面積は50.0m²である。建物主軸方位はN-9°-Eを測る。柱間寸法は桁行1.87m(6.3尺)等間、梁間2.23m(7.5尺)等間である。柱掘り形は一辺1.1~1.5m四方の方形あるいは隅丸方形を呈し、遺構検出面からほとんど垂直に0.7m前後掘り込まれていた。この建物跡の調査時にはすでに本遺跡を保存する方針が決定していたので、柱掘り形の大半は平面形を確認するに留め、7個のみを半裁して上層断面及び底部の観察を行なった。以下、その観察結果を記すことにする。

P₄ 一辺約1.25mの方形の柱掘り形である。遺構検出面から約0.38mの深さまでほぼ垂直に掘り込まれ、底部中央部でさらに上縁径0.4m、底部径0.3m、深さ0.04mあまり掘りくぼめられている。掘り形内の上層には柱の痕跡らしきものは認められず、底部附近に一部版築状の土層がみられたがその他は柱を抜き取ったあとに埋め戻したと考えられる黄色ブロックを多量に含む暗黒色土が広い範囲にわたってみられた。なお、掘り形上面は一部SD01によって破壊されていた。

P₅ 一辺約1.2mの隅丸方形の柱掘り形である。深さは約0.65mあり、底面中央部でさらに径0.54m、深さ0.08mあまり掘り込まれている。掘り形内の土層は、壁際には黒色土と黄褐色土が交互にみられたが中央部はかなり広い範囲にわたって黄色ブロックを含む暗黒色土や暗茶色土がみられ、柱を抜き取ったのちに埋め戻されたものと考えられた。なお、この柱掘り形は東西方向に半裁したが、版築状に柱の周囲に詰められたと考えられる土は東壁寄りの方が極端に少ないと

第IV章 造構の概要

ら、柱を東方に倒して抜き取ったものと推測される。このことは掘り形の西壁はほぼ垂直であるのに対して東側はかなり傾斜していることからもうかがえる。

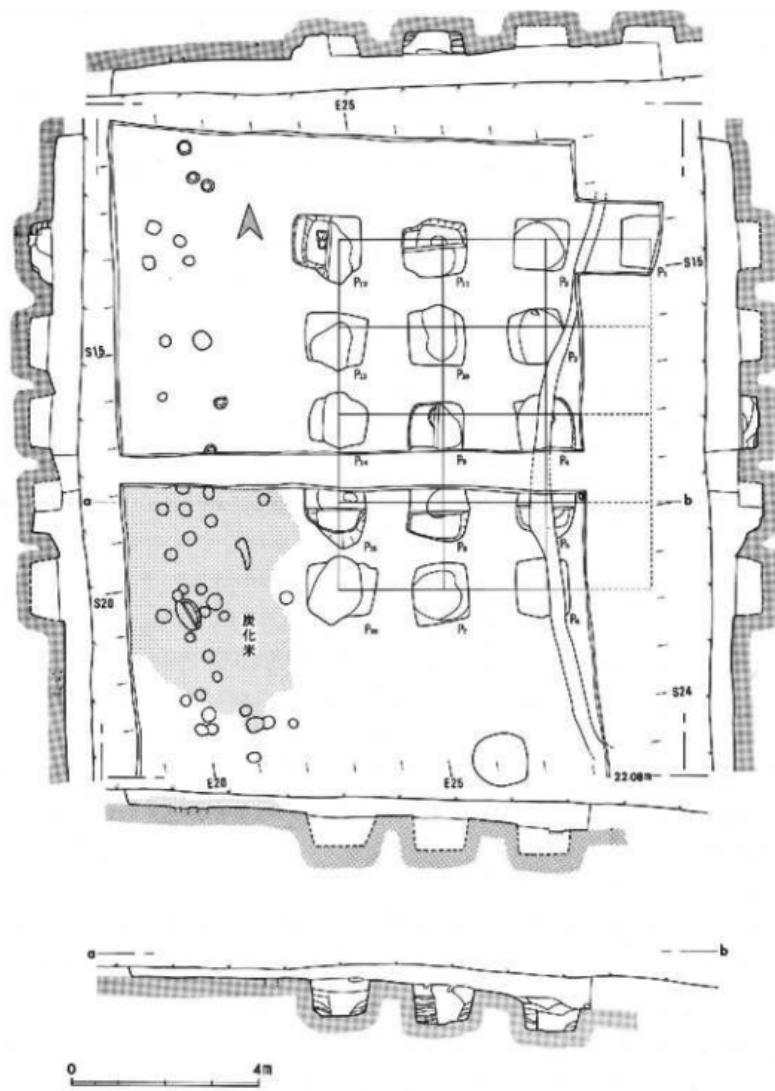
P₈ 一辺約1.25mの隅丸方形の柱掘り形である。深さは約0.68mまでほぼ垂直に掘り込まれ、底面中央部でさらに0.03m掘りくぼめられている。柱掘り形は南半を発掘して東西方向の土層を観察した。それによると西側は黄色土と黒色土が交互に整然とみられ、中央部から東側にかけて暗茶色土と黄色ブロックを多量に含む暗黒色土があり、東壁底部付近でわずかに黄色土と黒色土がサンドイッチ状に交互に観察された。掘り形内西側と東壁底部付近でみられた版築状の土層は柱設置時の詰土と考えられ、中央部から東壁上半にみられた黄色ブロックを含む土層は柱抜き取り後の埋土と考えられる。したがってP₈の場合と同様に柱を東方に倒して抜き取ったものと思われる。

P₉ 一辺約1.2mの隅丸方形の柱掘り形である。深さは約0.43mまでほぼ垂直に掘り込まれ、底面北壁寄りでさらに上緑径0.4m、下緑径0.34m、深さ0.02mあまり掘りくぼめられている。この柱掘り形は西半を発掘して南北方向の土層を観察した。その結果、南壁寄りの底部付近で詰土と考えられる黄色土と黒色土の層がわずかにみられたが、その他は柱抜き取り後の埋土と考えられる黄色ブロックを含む暗茶色土や暗黒色土が観察された。

P₁₁ 東西1.38m、南北1.24mの隅丸長方形の柱掘り形である。最初にやや西寄りを掘削したが位置が悪くて東側に変更して掘られたと思われ、東西方向にやや長い不整長方形を呈している。深さは0.52mまでやや傾斜をもって掘り込まれ、底面中央でさらに径0.34m、深さ0.05mあまり掘りくぼめられている。この掘り形は北半を発掘して東西方向の土層を観察した。それによると、東壁寄りと西壁底部付近で柱設置時の詰土と考えられる黄色土と黒色土が交互にみられ、中央部から西壁上半にかけては柱抜き取り後の埋土と考えられる黄色ブロックを含む暗黒色土が広い範囲にわたってみとめられた。この土層からすると柱を西側に倒して抜き取ったものと思われる。

P₁₂ 東西1.5m、南北1.15mの柱掘り形である。P₁₁の場合と同様に当初やや西側にかたよって深さ0.27mあまり掘られたのち東側に変更して掘られたものと思われ、東西方向に長い隅丸長方形を呈している。深さは0.51mまでやや傾斜をもって掘り込まれ、底面中央でさらに径0.4m、深さ0.04mあまり掘りくぼめられている。掘り形の西半を発掘して南北方向の土層を観察した結果、北壁寄り及び南壁底部付近で詰土と思われる黄色土と黒色土がわずかにみられた他は全て抜き取り後の埋土と考えられる黄色ブロックを含む暗茶色土・暗黒色土がみとめられた。したがって柱を南側に倒して抜き取ったものと思われる。また南壁上端が半円形に破壊されているのも柱抜き取り時の振り込みによるものと考えられる。

P₁₅ 一辺約1.32mの隅丸方形の柱掘り形であるが、南壁から東壁にかけての掘り形上半は半円形に破壊されている。造構検出面から深さ0.53mまでほぼ垂直に掘り込まれ、底面はほぼ水平にな



第34図 SB 12 実測図 1:120

第IV章 遺構の概要

っている。柱掘り形の南半を発掘したが、調査した範囲では底面に他の柱掘り形でみられたような円形のくぼみはなかった。掘り形内の土層は西壁寄りと東壁底部付近に粘土と考えられる黄色土と黒色土が交互にみられ、中央部から西壁上半にかけては柱抜き取り後の埋土と思われる黄色ブロックを含む暗黒色土、暗茶色土が広い範囲にわたって観察された。こうした土層および柱掘り形上面の平面形からみると、東あるいは南側に柱を倒して抜き取ったものと考えられる。掘り形上面で30×20cm大の石が1個出土したが、柱設置時に関係するものではなく抜き取り後の埋土とともに入ったものかその後に置かれたものと考えられた。

なお、P_s・P_s・P₁₅の北半はちょうど土地境界の道にあたるためあまり深くまでは攪乱を受けてしまわず、土層の観察によれば遺構を検出した面よりさらに0.1～0.2m高い位置から掘り込まれていることが確かめられた。

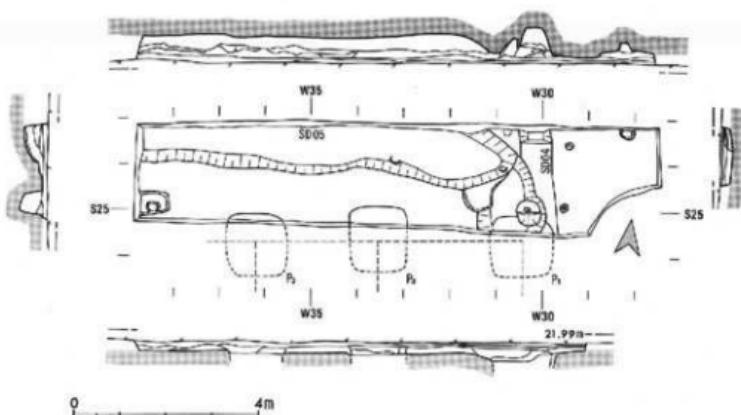
これらの柱掘り形内から遺物は出土しなかったが、建物跡南西隅にあたるP₁₅、P₁₆の西側で南北5.5m以上、東西3.5m以上にわたって多量の炭化米が出土した。

以上、S B12は大規模な柱痕跡、柱掘り形をもつ總柱建物であること及び付近から炭化米が多量に出土したことなどから倉庫跡と推定され、かつS B01、S B05との間には建物方向、建物配置などからみて、それらは相互に密接な関連をもって構築されていたことが知られる。

このほかにS B12の西側及び南側でいくつかのピットが検出された。建物の西側で検出されたものはS B12-P₁₂～P₁₆の柱穴列から約2.4mの間隔をおいてみられたもので、径0.25～0.4mの小ピットが13個確認された。これはS B01、S B05の西側で検出されたものと類似した規模、位置関係にあることが注意される。また、S B12の南側で1.3×1.2mの隅丸方形の大形ピットが1個検出された。かなり大型できちんとした掘り形であるがその周辺には全く柱穴らしきものはみあたらず、建物跡とは考え難い状況であった。時期的なものも不明ではあるが、S B12のはば南北中軸線上にあるほか、S B12の南側柱穴列から南方へ約3.58m(12尺)、S B05の北側柱穴列から北方へ約5.94m(20尺)離てたところに位置していることからS B12、S B05と密接な関連をもっていたものと推測される。

S B13(第35図、図版13・14)

第12調査区の南壁寄りで検出したものである。民家等があつて調査範囲が限定されていたため柱掘り形を3個確認したのみである。柱間寸法は2.82m(9.5尺)等間である。柱穴掘り込み面上には炭化米が散見された。S B13については柱掘り形を3個しか確認していない上、柱間寸法がS B01・S B12・S B05に比較して9.5尺とやや長いため、速断することはできないが、大規模な柱掘り形をもつこと、炭化米が出土していることなどから、S B01・S B12・S B05と同様に倉庫跡と考えられる。そこで、この建物跡もS B01などの倉庫跡と同様な4間×3間の南北棟と考えて復元



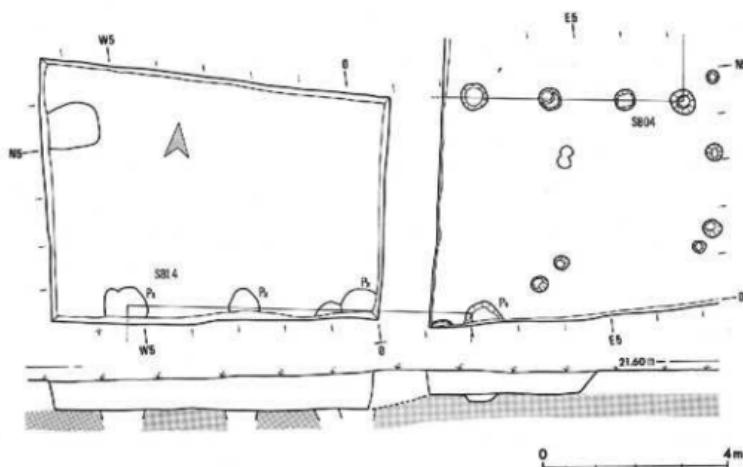
第35図 SB13・SD03・SD04実測図 1:120

すると、中軸線はSB08の中軸線から西へ30m（101尺）の地点にあたり、東側倉庫群（SB01・12・05）の中軸線からの距離は60.3m（103尺）になりかなり計画的に配置されているようにみうけられる。ただし、建物主軸方向を推定してみるとN-1°-Eとなり、東側倉庫群の主軸と若干異なるほか、SB13の北側柱穴列とSB05の北側柱穴列が一直線上にのらないなど、築成時期には若干の差があったとも考えられよう。

なお、P₁はSD03・SK04・小ピットと重複しており、SD03(古)→SK04→SD04(新)
ト(新)という関係にあった。

SB14（第36図、図版15-1）

第13調査区の南端部で検出したものである。4個の柱掘り形を確認したのみで、南北棟になるか東西棟になるか不明である。柱掘り形は円形～圓丸方形を呈し、一辺0.66～0.92mとやや大型のものである。柱間寸法は2.52m（8.5尺）等間になり、建物主軸方位は不明確であるがほぼN-9°-Eを示す。ここでこの建物を仮に3間×2間の東西棟とした場合、その中軸線はSB08のそれと一致し、SB08から北へ25.25m（85尺）の地点に位置することになる。さらにSB14は丘陵東側倉庫群（SB01・12・05）の建物主軸方位に近いこと、柱掘り形が比較的大きくしっかりしたものであることなどから、SB01などの倉庫群とほぼ同じ時期に計画的に設置されたものではないかと思われる。



第36図 S-B14 実測図 1:120

SB15 (第37図、図版15-2)

第8調査区の南西隅で検出したもので、一辺0.92mの隅丸方形の柱掘り形を1個確認している。この周辺部はすでに地山が削られていたため、掘り形の深さは0.2mしか残存していないなかつたが、ほぼ垂直にいねいに掘り込まれていた。柱掘り形の検出位置から建物が北と東に延びる可能性はないから南と西へ延長して仮りに3間×2間の南北棟建物を想定した場合、建物の中心は、SB08から南へ19m(64尺)、東へ17m(57尺)の位置にあたることになる。

SB16 (第37図、図版15-2)

丘陵のやや西寄りにあたる第8調査区で検出されたものである。梁間2間(3.2m)、桁行2間以上の南北棟建物と考えられるものである。柱間寸法は梁間1.6m(5.3尺)等間になり、建物主軸方位はN-4°-Eを示す。柱掘り形は円形で、径0.3~0.48m、深さ0.24~0.4mの小形のものである。SB16-P₄とSB17-P₃が重複関係にあり、土層の観察からSB17(古)→SB16(新)と考えられた。なお、P₅内から須恵器片が1個出土した。

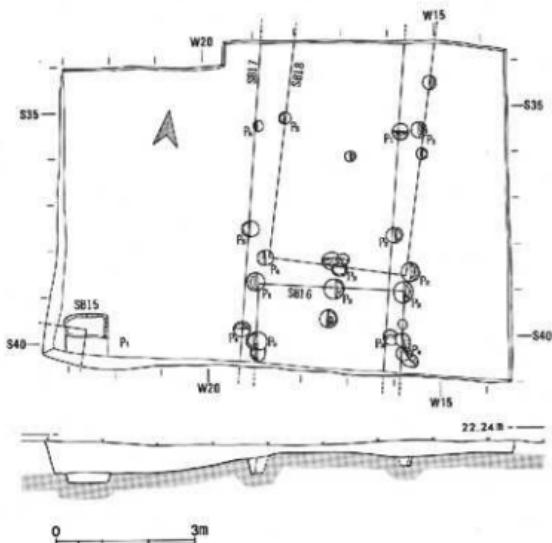
SB17 (第37図、図版15-2)

第8調査区で検出したもので、SB16、SB18と重複している。建物跡の一部しか確認していないが、桁行2間以上の南北棟建物になるものと考えられ建物主軸方位はN-4°-Eになる。梁間は3.15m(10.6尺)あり、調査区内ではその中間にあたる柱掘り形は検出していないが、梁間の距離

からすればおそらく梁間2間のものと推定される。桁行の寸法は $2.25m$ (7.5尺)等間である。柱掘り形は円形で、径 $0.24\sim 0.36m$ 、深さ $0.12\sim 0.25m$ の小形のものである。 $P_5 \cdot P_6$ 内より土師器小片が出土した。柱掘り形の重複関係からSB17はSB16より古いものと考えられた。

SB18(第37図、図版15-2)

第8調査区で検出されたもので、完掘していないが梁間2間($3.0m$)、桁行1間以上の南北棟建物と考えられるものである。建物主



第37図 SB15・16・17・18実測図 1:120

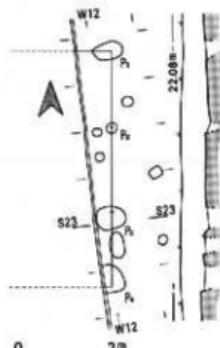
軸方位はN- 8° -Eを示し、梁間の柱間寸法は $1.5m$ (3尺)等間である。柱掘り形は円形を呈し、径 $0.24m\sim 0.4m$ 、深さ $0.14m\sim 0.28m$ の小規模なものである。SB16・SB17と重複関係にあらが、柱掘り形の重複はみられず、前後関係については不明であった。

SB19(第38図、図版10-2)

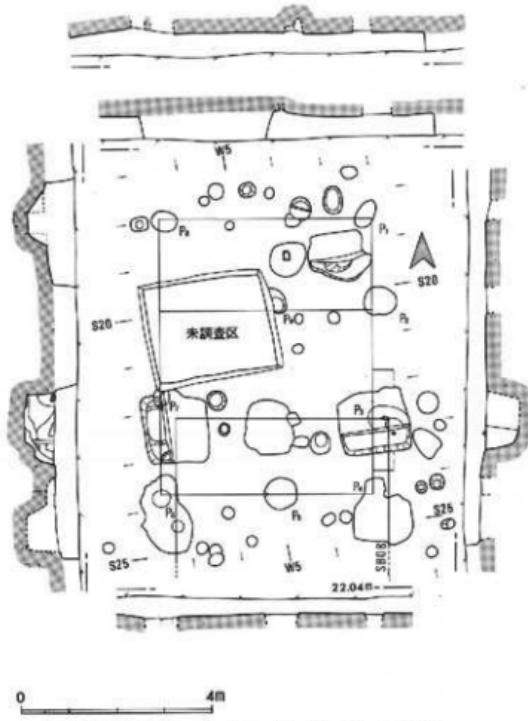
第11調査区の西壁際で検出した建物跡で、SB20の西側約 $5m$ の間隔をおいて位置する。柱掘り形が南北方向に4個のみ発見されているので全体の規模については不明である。建物主軸方位は概ねN- 7° -Eを示すものと考えられる。柱間寸法は北側から $1.63m$ (5.5尺)、 $1.80m$ (6尺)、 $1.63m$ (5.5尺)となっている。柱掘り形は $P_1 \cdot P_8 \cdot P_4$ は径 $0.6m$ あまりあるが、 P_2 は径 $0.22m$ ときわめて小規模である。

SB20(第39図、図版10-2)

第11調査区のほぼ中央で検出されたもので3間($5.79m$) \times 2間($4.46m$)の南北棟建物跡である。建物主軸方位はN- 8° -Eを示す



第38図 SB19実測図 1:120



第39図 SB20 実測図 1:120

m)以上、梁間2間(3.83m)の南北棟建物跡で、西側に幅1.00m(3尺)あまりの廊をもつものと考えられる。建物主軸方位はN-18°-Eを割り、柱間寸法は桁行東側が南から1.86m(6.2尺)、1.74m(5.8尺)、桁行西側が1.66m(5.5尺)、梁間は西から2.01m(6.7尺)、1.82m(6.1尺)と一定していない。柱穴掘り形は径0.20~0.34mの円形を呈するもので、深さは0.16~0.46mを測る。

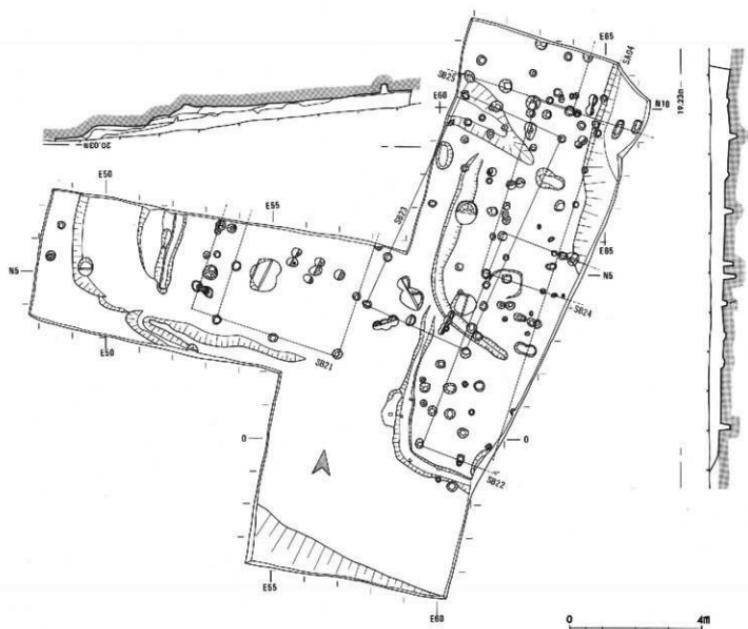
SB22(第40図、図版16-1)

第9調査区南東側で検出された桁行4間(6.90m)、梁間1間(2.20m)以上の南北棟建物跡である。斜面に位置しているため、SB21と同様に斜面を水平に造成したのちに建てられている。さらに建物の西側から南側にかけては上端幅0.6m、下端幅0.2m、深さ0.3mあまりの雨落溝状の遺構が設けられており、溝内及びその付近から室町時代ごろと思われる天目茶碗、擂鉢、青磁片等が出土した。建物主軸方位はN-21°-Eを示す。柱間寸法は桁行が南側から1.90m(6.3尺)、

し、重複関係にあるSB08と方向を同じくする。面積は25.61m²になり、北側の1間目に間仕切と思われる柱掘り形がある。柱間寸法は桁行1.93m(6.5尺)等間、梁間2.23m(7.5尺)等間である。柱掘り形は円形を呈し、径0.34~0.88m、深さ0.4~0.5mのものである。SB08と重複関係にあるP₃・P₇においては根固めの石が用いられた。このことからSB08との新旧関係はSB08(古)→SB20(新)といえる。

SB21(第40図、図版16-1)

第9調査区西側で検出したものである。斜面に位置しているため、山側の地山を削ってほぼ水平に造成したのちに建てられたものである。桁行2間(3.60



第40図 S B 21・22・23・24・25実測図 1:120

第2節 檻列遺構

1.90m (6.3尺)、1.50m (5尺)、1.60m (5.3尺) であり、梁間は北側が2.20m (74尺)、南側が1.20m (4尺) と不揃いである。柱掘り形は径0.20~0.38m の円形をなし、深さは0.24~0.62m ある。なかには P₅ のように掘り形上縁は円形を呈し、下半は方形になるものもある。P₁ 内からは土師器片・青磁片・石が、P₆内からは擂鉢片が出土した。

SB23 (第40図、図版16-1)

第9調査区のほぼ中央で検出されたもので桁行4間 (7.07m)、梁間北側3間 (3.31m)、南側2間 (3.31m) の南北棟建物跡である。建物主軸方位は N-24°-E を示す。柱間寸法は桁行が南側から1.50m (5尺)、1.57m (5.2尺)、2.00m (6.7尺)、2.00m (6.7尺) であり、梁間は北側が1.10m (3.7尺)、1.20m (4尺)、1.01m (3.4尺)、南側では1.38m (4.6尺)、1.93m (6.5尺) とまちまちである。柱掘り形は径0.16~0.34m、深さ0.10~0.70m の円形プランを呈するものが大半を占めるが、P₁・P₄・P₆などのように方形のものもある。P₅内には根石と思われる石が2個入っていた。

SB24 (第40図、図版16-1)

第9調査区北東側で検出した桁行3間 (5.45m)、梁間2間 (2.80m) 以上の南北棟建物で、建物主軸方位は N-18°-E を示す。柱間寸法は桁行が南側から1.15m (3.8尺)、1.65m (5.5尺)、2.65m (8.9尺) となり、梁間は北側で1.40m (4.7尺) 等間、南側で1.90m (6.3尺) である。柱掘り形は径0.16~0.42m、深さ0.16~0.78m の円形プランのものである。P₅内から根石と思われる石が出土した。また、P₆は上縁は円形プランであるが、掘り形下半は方形になっている。SB24-P₂は、SB25-P₂と重複関係にあり、SB25 (古)→SB24 (新) という関係が知られた。

SB25 (第40図、図版16-1)

第9調査区北端で検出されたもので、2間以上×1間以上になると考えられるが、東西棟建物であるか不明である。柱間寸法は東側が1.80m (6尺) 南側が東から2.10m (7尺)、1.20m (4尺) であり、建物主軸方位は N-18°-E を示す。柱掘り形は径0.3~0.42m、深さ0.12~0.92m のものである。P₃・P₄は上縁は円形を呈するが、下半は方形になっている。

(永瀬優理、三宅博士、松木岩地)

第2節 檻列遺構

SA01 (第20図、図版4-1)

第2調査区のやや東寄りで検出された6個からなる柱穴状落ち込み列で、主軸方位は N-10°-E を測り、柵と判断したものである。

第IV章 遺構の概要

柱間距離は北側にある2個の落ち込みが接近していることを除けば他は2m(6.7尺)等間となっている。それらはいずれも円形に掘り込まれており、その規模は南側のものから直径0.5m、深さ0.16m、直径0.4m、深さ0.24m、直径0.55m、深さ0.2m、直径0.37m、深さ0.2m、直径0.4m、深さ0.25m、直径0.42m、深さ0.11mを測る。

北側に位置する2個の落ち込みは上面が耕作のため著しく損われているが、本来はいますこし深いものであったと考えられる。

この櫛はSB02と約4.5mをへだてて、ほぼ平行することが注意され、SB02にともなうとすれば櫛とするよりも日かくし櫛のようなものであった可能性も考慮されよう。

SA02(第33図、図版10-1)

第5調査区南東部で検出したものである。東西方向に並ぶ4個のピット列で、建物跡になる可能性もあるが、地形がこのあたりからわずかに南側に向けて傾斜していることから櫛列と考えたものである。方向はN-98°-Eを示し、3間(6.21m)まで確認された。柱間寸法は2.07m(7尺)等間になる。柱掘り形は一辺0.64~0.96m、深さ0.32mあまりの隅丸方形のものである。このSA02としたものはSB05の中心から南へ20.8m(70尺)の位置にあたる。

SA03(第29図、図版9-1)

第5調査区のSB07の南側約3.3m隔てた位置で検出されたものである。建物跡になる可能性もあるが、現状ではこれ以外に柱穴が確認されなかったので、一応櫛列と考えたものである。方向はN-98°-Eを示し、SB07に近いことが注意される。3間(8.32m)まで確認され、柱間寸法は西側から3.56m(12尺)、2.38m(8尺)、2.38m(8尺)である。柱掘り形は径0.46~0.5mの円形のものである。

SA04(第40図、図版16-1)

第9調査区東端で確認された7個の柱穴列で方位はN-18°-Eを示す。柱掘り形は約0.2m、深さ約0.3mのもので、平面形は円形のものと方形のものがある。

(水嶺優理、三宅博士、松本岩雄)

第3節 溝 状 遺 構

SD01(第20・33・34図)

SD01とは昭和55年度に調査を実施した第4調査区の東南隅で検出した弧状の溝状遺構の呼称であった。その後、昭和54年度に調査を実施した第5調査区において調査区東壁に沿って南北に蛇行する溝状遺構が検出され、これをSD02と呼称することとしていた。ところが昭和55年度に両調査区の中間地区である第10調査区の調査を実施したところ、これまでSD01、SD02と呼称していたも

のは、第4調査区東南隅から第10調査区東側を南方向に走り、第5調査区のこれまで S D02と呼称している溝状遺構につながることが判明したので、以下これらを S D01と改称することにした。以下各調査区ごとに検出状況、他の遺構との重複等を記していくことにする。

第4調査区における S D01は調査区東南隅で弧状の溝として確認され、断面逆梯形を示し、上端幅0.8m、底幅0.3m、深さ0.3mを測るものであった。内部には黒色土が堆積し土中には若干の炭化米が認められた。

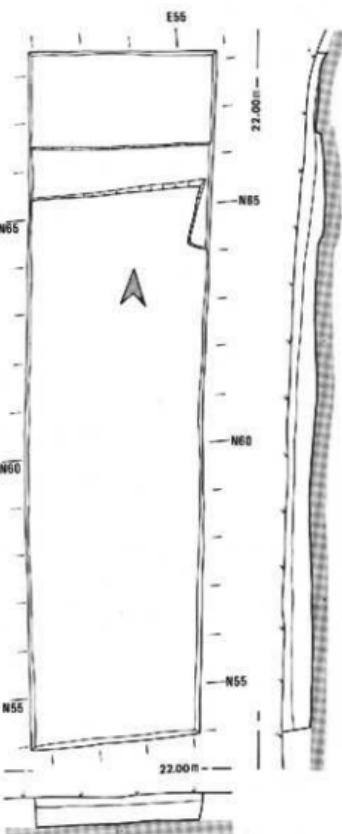
第10調査区では S D01は調査区北東隅から大きく弓なりの弧をえがいて同調査区東南隅の東壁へ入っている。この調査区においては後述する S B12のP₃・P₄・P₅・P₆と重複しており、S B12(古)→S D01(新)といった新旧関係が認められた。

S D01は部分的に幅が広くなったり、狭くなったりしており、最大幅1.5m、最小幅0.3m、確認できた部分での深さは0.3mを測る。前述の第4調査区で認められたような形の整ったものではなく、断面も不整形なU字形を示していた。

第5調査区での S D01は、同調査区北東隅でその一部が見えるが、それは調査区東壁へ斜めに入り、わずかに南下した箇所から大きく西に向かって蛇行しながら、調査区の東南隅、東壁に入っている。この S D01の南半部は途中で二条となり、全体の幅は1.5mと広くなっている。この広くなっている部分の土層は地山の黄色土が乱れた状態で浮いており、その直上に現在の耕作土が見られた。これは S D01の他の箇所では見られないことであり、この三条に擾乱されたのが、さほど古い時期ではないことをものがたっている。なお S D01は調査区の北東隅で S B11BのP₁₂と重複しており、S B11B(古)→S D01(新)という新旧関係が認められた。

SD02 (第41図、図版16-2)

第7調査区で検出された東西方向に走る溝である。上端幅0.96m、溝底幅0.86m、遺構検出面からの深さ0.1



第41図 SD02実測図 1:120

第IV章 造構の概要

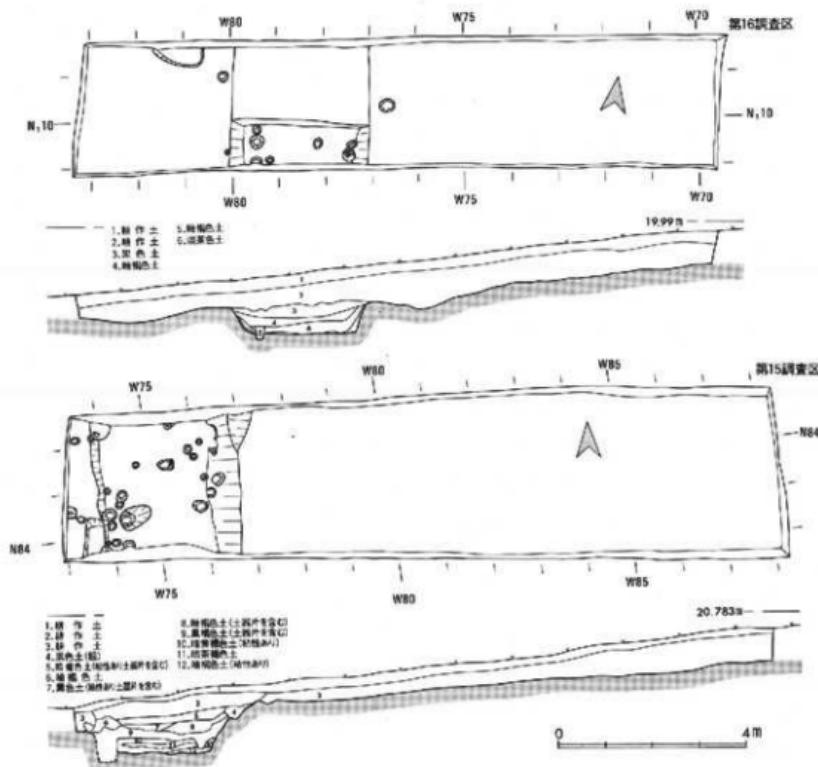
mの浅いもので、黒色土が入っていた。東西方向にのびていることが注意され、建物群の北限を画する溝ともみられるが、溝内から遺物が出土しなかったこと調査範囲がせまかったことなどから、建物群との関係は明らかにできなかった。

SD03 (第35図、図版13)

第12調査区で検出された南北方向に走る溝状造構で、上端幅0.7m、下端幅0.35m、深さ0.46mを測る。S B13-P1と重複関係にあり、S B13建物より古いことが認められた。

SD04 (第35図、図版13)

第12調査区で検出されたものでゆるい鉤形に折れ曲がる溝状造構である。上端幅1.30m、下端



第42図 S D 0 5 実測図 1:120

幅0.72m、深さ0.3mあまりのもので、断面は「U」字形を呈する。溝内からは9世紀代と思われる須恵器环、土師器皿片、瓦片が出土した。SD03、SB13-P₁と重複関係にある。

SD05 (第42図、図版17)

第15調査区及び第16調査区の表土下0.40~0.50mで検出された南北方向に走る溝である。第15調査区では調査区西端で認められ、規模は上端幅3.5m、溝底幅2.2m、深さは検出面から1mを測るものである。溝底はほぼ水平となっており、溝壁は50°前後の角度をもって掘り込まれ、断面逆台形を呈し、形は整っている。溝底及び溝壁の一部に大小25ヶからなる柱穴状の落ち込みが認められた。なお溝の検出面で多数の上師質土器片が出土した。軟質で完形に復しえるものはなかった。また下層では全く遺物は認められなかった。

第16調査区は第15調査区の北25mの位置に、SD05の走る方向を確認するために設定したものである。ここでは完掘せず、調査区南壁沿において、幅1mの範囲で溝底まで掘り下げ、堆積土層、及び溝の形態等をみるとこととした。その結果第15調査区で認められたと同様な規模と形態を示すものであった。さらに溝底ならびに溝上端付近に柱穴状の落ち込みが認められたことも同様であった。ここで特に注目すべきは溝内の土層観察から、溝が掘られた後、さほど時を経ずに径0.1m前後を測る柱状の木材が立てられたとみられ、その後溝底に土が約0.2m堆積した時点で、柱状の木材は抜き取られ、その後SD05は検出面付近まで埋められたものと判断されたことである。SD05は両調査区で得られた結果からその方向はN-10°-Eである。(永瀬優理、三宅博士、松本岩雄)

第4節 土 墳

SK01 第5調査区の西側に位置する性格不明の不整形な落ち込みで、長径8m、短径5m、深さ0.2mのものである。土壤内からは土師器片、須恵器片、縁軸陶器片、鉄器などが出土した。土壤内の七は黒色土で分層することはできなかったが、出土した遺物のほとんどが上面近くに敷きつめられたように存在し、土壤底部付近からは須恵器片がわずかに出土したのみで、土壤掘り込みの時期と上面の遺物群の時期にはかなりの時間的な幅があるものと観察された。

SK02 SB07の西側に接した位置で検出された平面小判形を示す落ち込みである。長軸をほぼ東西に置き、長径3m、短径1.5m、深さ0.5mを測る。底部はU字形を呈し、比較的ていねいに掘り込まれていることが注意される。土壤内には黒色土が堆積しており、分層することができなかった。遺物は皆無であり、土壤の性格については不明である。

SK04 第12調査区の中央やや東寄りで検出したもので幅1.2m、深さ0.25mを測る。SD03・SD04・SB13-P₁・小ピットとの重複関係が認められた。(永瀬優理、三宅博士、松本岩雄)

第V章 出 土 遺 物

3ヶ年にわたる調査で得られた遺物には土師器、須恵器、縦軸陶器、陶磁器、瓦、鉄器、石器など各種があった。しかし検出遺構の数に対し、それにともなう遺物は甚少であった。そのような傾向を示すなかで遺物が集中して認められたのは昭和54年度に調査を実施した第5調査区のS K01周辺と、その翌年、第12調査区で検出したS D04及び第9調査区のS B22付近と第15調査区のS D05上面であった。以下それらを中心に、各調査区から出土した遺物の概要を述べることにしたい。

第1節 古墳・奈良・平安時代遺物

SB11・SB05周辺出土遺物（第43図1～6）

(1)はB S11付近から出土した逆八の字状に開く形態の土師器である。ここでは高环の环部としだが、鼓形器台の器受部、あるいは壺の口縁部となる可能性もすてきれないものである。

(2)はS B05付近から出土した土師器高环の环部と脚部との接合部分である。

(3)はS B05付近から出土した須恵器环の底部とみられる破片で、外面下半に入念なヘラケズリが認められ、焼成は良好である。

(4)も須恵器环としたものであるが外面にはヘラケズリの痕跡は認められない。見込み面に黒色の付着物がみられ、器面も磨耗していることが注意される。

(5、6)はいずれも断面方形の高台をめぐらす須恵器川の一部で、底部裏面には糸切り痕が認められる。

SB16-Ps出土遺物

第43図(7)は第8調査区S B16のP5上面から出土した須恵器环である。焼成不良で器面はきわめて軟弱である。

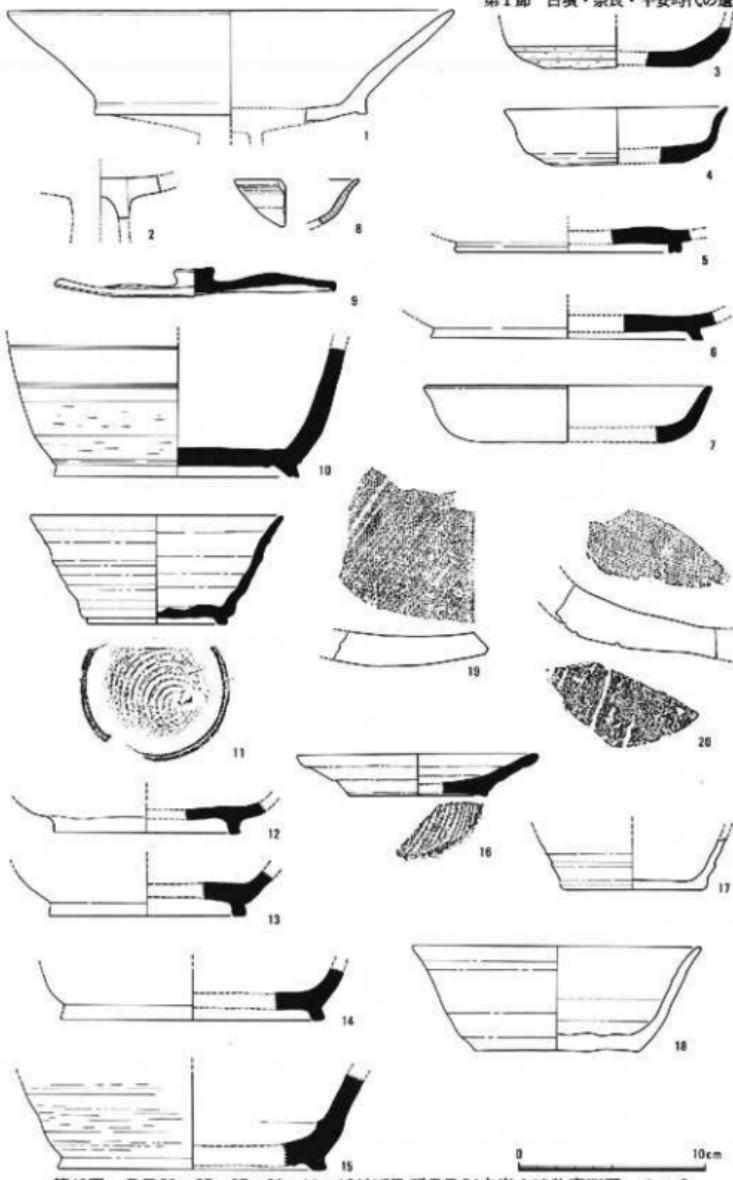
SB07付近出土遺物（第43図、図版21-1）

第43図(8)はS B07の西方の柱穴列を追求している際に付近で得た縦軸陶器环の口縁部の破片である。内外面とも淡緑色の施釉が認められたもので、硬陶である。

SB02付近出土遺物（第43図、図版19）

第43図(9)は第2調査区S B02の中央やや西よりの土壤内から出土した須恵器の蓋である。口唇端部をわずかに折り返す。器高の低いつくりとなっている。焼成時に生じたとみられる著しい歪があつて、口唇端が大きく反りかえり、正確な直径は求め難いが15cm前後を測るものと推定される。上面は中央部、径10cmあまりの部分にヘラケズリが認められ、その中央には径2cmを測る扁平なつまみがと

第1節 古墳・奈良・平安時代の遺物



第43図 SB02・05・07・09・11・16付近及びSD04内出土遺物実測図 1 : 3

第V章 山土遺物

り付けられている。とり付け部周辺は指頭による回転ナデ調整となっている。内面中央には黒色のしみがみられるが墨汁痕とは認め難いものである。出雲国庁における奈良時代須恵器編年IV形式に属するものであろう。

SB09-P₆出土遺物（第43図、図版21-1）

(10)はSB09のP₆内に落ち込んだ状態で出土したもので、高台をもつ壺の胸部下半であろうと考えられる。外面及び内面の一部に淡緑色の自然釉がかかり美しい。また外面下部にヘラケズリの痕跡が認められ、上部には4~5本を単位とする細い平行沈線が1.8cmをへだてて上下2ヶ所に巡らされている。

SD04出土遺物（第43図、図版21-1）

遺物には須恵器類(11~16)・土師質土器壺(17・18)・布目瓦(19・20)がある。

須恵器壺(11・16)土師質土器壺(17・18)ともに底部裏面に糸切り痕を残し、体部が逆八の字状に開く形態は後述するSK01出土のものと共通した点が認められる。須恵器底部(12~15)いすれも小片であるが、高台のつく壺あるいは壺の底部と考えられるもので、底部裏面は高台接合時のナデにより、糸切り痕は確認できない。なお(15)は内面に成形痕がみられることから、あるいは壺の胸部下半の可能性も考慮される。

(19・20)は布目瓦の破片で、いすれも内湾する面に布目が認められる。(19)は一辺は成形時に施されたヘラによる面取りが認められる。焼成は良好である。(20)は焼成不良でやや軟質である。

SK01出土遺物（第44図、第45図、図版20、図版21-2）

第5調査区の中央やや西よりに位置するSK01からは、上師質土器（第44図1~21）、須恵器（第44図22~26・第45図1~8）、縄釉陶器（第44図27~29）、鉄器（第44図30）が出土した。

土師質土器のなかには壺の底部（第44図1~15）と壺の口縁部（第44図18）がある。底部裏面にはいすれも糸切り痕が認められるが、糸切り技法で切り離したままの所謂ベタ高台とするもの(1~10)とそれに高台をつけたもの(11~15)の二種に分けられる。これらは(18)にみられるように逆八の字状に大きく開く口縁をもつものと考えられる。

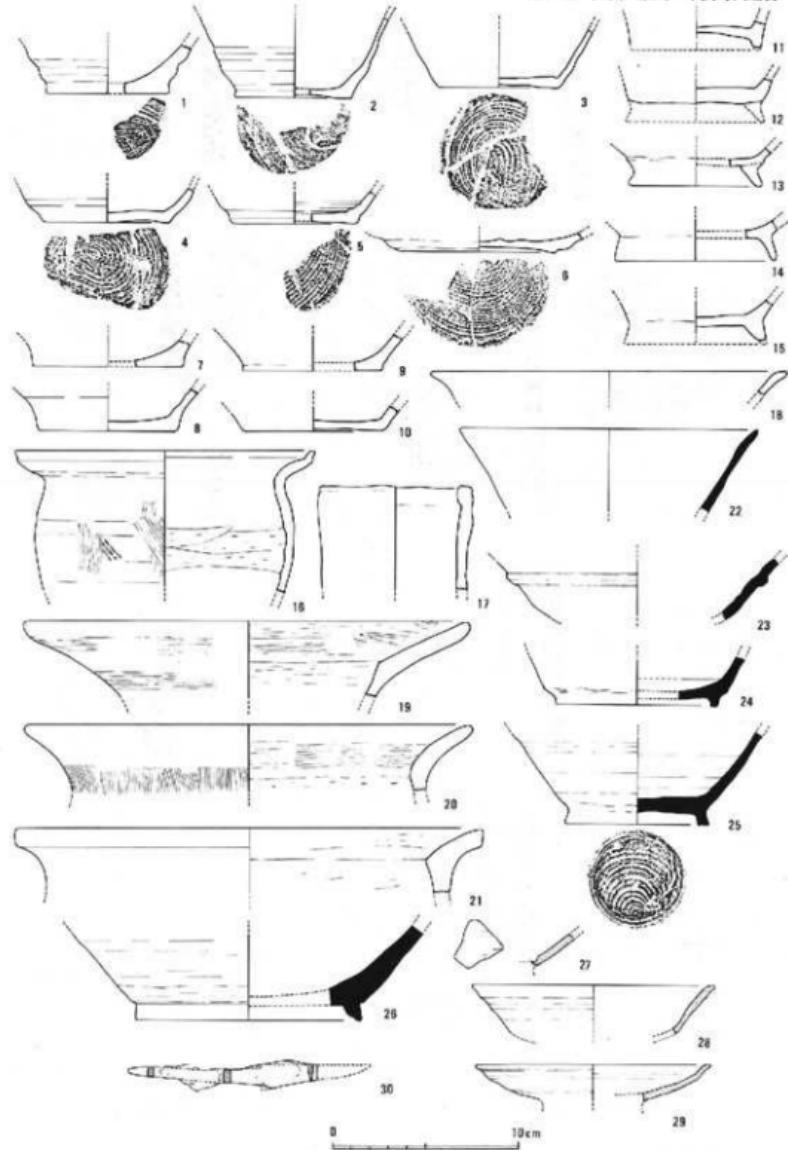
(22・24・25)は須恵器壺で前述した土師質土器壺と同様な技法が認められ、形態も類似していることが注意される。

(23)は須恵器の体部に細い突帯をめぐらすもので、高壺の壺部のようなものになるのであろう。

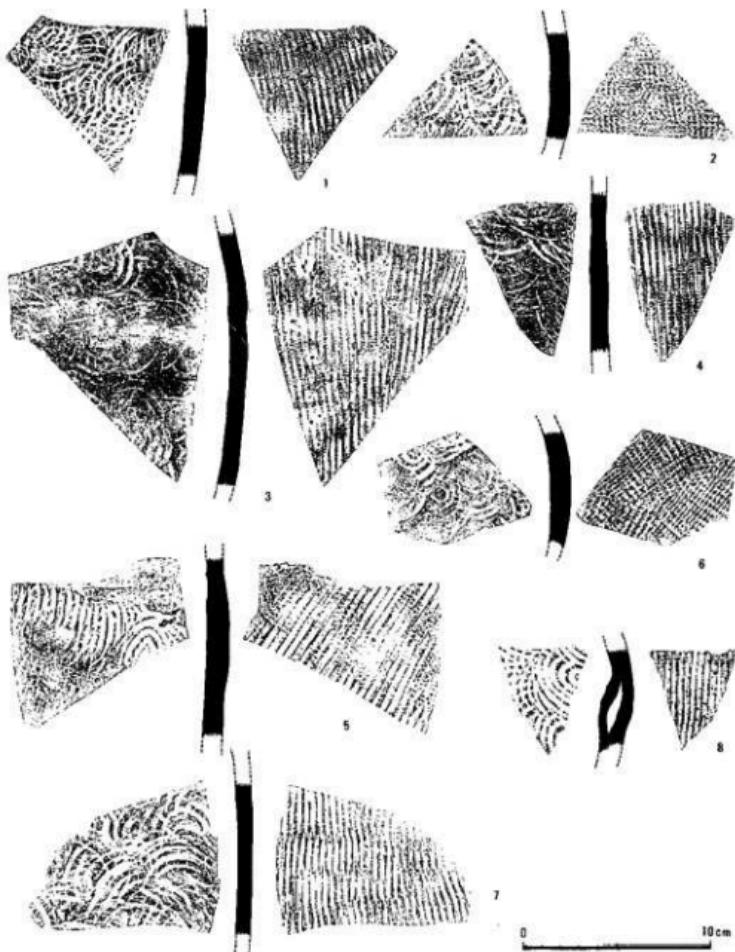
(26)は須恵器鉢で上半部を欠損している。断面三角形の高台をめぐらすもので、外面はヘラケズリとなっており器肉は厚いつくりとなっている。なお壺の底部となる可能性もある。

(16)は口唇端部がわずかに立ちあがる上師質土器で、胎土は大粒の砂を多量に含み、内面頸部下半は横方向ヘラケズリ、外面頸部には刷毛目が縱方向に認められる。

第1節 古墳・奈良・平安時代遺物



第44図 SK01及びその周辺出土遺物実測図 1 : 3



第45図 SK01出土須恵器実測図 1 : 3

(17)は直口壺の頸部から口縁部の部分と考えられるもので、11唇部はやや肥厚する形となっている。この他口縁部がくの字形状に開く壺(19・20・21)がある。(20)は外面部下半に媒状炭化物の付着が認められる。

(27~29)は縦軸陶器でいずれも小片であるが壺の一部と考えられ、内外面ともに淡緑色の施釉が

認められる。(27)は軟陶、(28・29)は硬陶である。

(30)は鉄器で全体に錆化が著しく、また一部に欠損部分がある。片刃の長頸鎌の可能性もあるが刃部がよく研ぎ込まれていてから刀子の一部としておきたい。

S K01内からは前述したような遺物の他に須恵器類の破片(第45図1~8)が出土している。いずれも大甕等の胴部の一部とみられ、外面に平行線叩き目、内面には同心円文が認められる。

(3・5)は叩き作業後内面の同心円文の一部がすり消されている。

(6)の外面は平行線叩き痕が認められ、叩き組み作業の後カキ目が施されている。

第2節 中・近世遺物

第6調査区及び第9調査区出土擂鉢(第46図1~5)

いずれも完形に復しえるものはないが、体部は逆八の字状に開き、口縁部は外面が帯状に肥厚するものである。

(1・2)は第5調査区南東隅で確認されたSD01にともなう可能性の強いものである。内面に8本以上を1単位とする卸目が施されている。

(3~5)はSB22の南西隅の加工壇周辺から出土したものである。形態は前述したものと同様であるが(4)の卸目は8本を1単位とし、(5)は9本を1単位としており、さらに口縁部の一ヶ所に片口が残存している。それぞれ長期にわたって使用されたものとみられ、内底部付近は磨滅痕が認められる。

第9調査区出土遺物(第47図1~3、図版22)

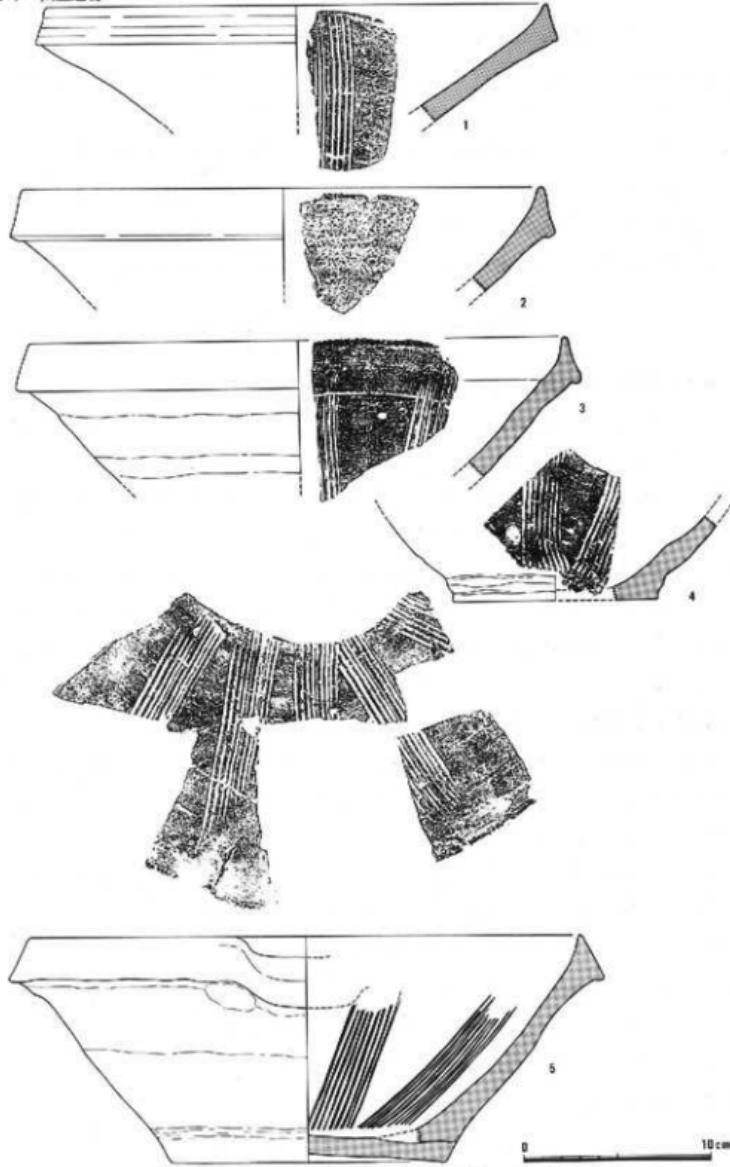
(1)はSB21の南側溝状遺構から出土した土師質土器坏で、口径8cmを測る小形のものである。底部にはかすかに糸切り痕が認められる。一見付高台のようにみえるがこれはロクロから切り離す際、粘土がそのまま付着したものであろう。

(2)はSB24のP1内から出土した青磁坏で、体部から口縁部にかけての破片である。体部は、口縁部に向って内湾した後、ゆるやかに外反するもので、外面には蓮弁文が表現されている。内外面ともに灰緑色の施釉が認められ、貫入がみられる。

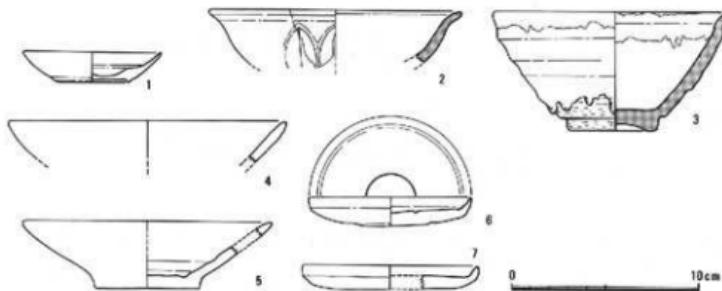
(3)はSB22の南西隅から出土した天日茶碗で、シャープに削り出された高台をもち、体部は口縁部に向ってわずかに内湾しながら立ちあがり、口縁部はややすぼまる形となっている。高台付近を除き、内外面ともに茶黒色施釉が認められる。

SD05出土遺物(第47図4~7)

第15調査区で検出したSD05上面から出土した上師質土器坏・皿である。ここからは多数の上師質土器の小片が出土している。いずれも坏あるいは皿と考えられるもので、それ以外の器種は認め



第46図 第5・9調査区出土擂鉢実測図 1 : 3



第47図 SB21・22・24及びSD05出土遺物実測図 1:3

られず、しかも須恵器類も皆無であった。

得られた杯・皿類の破片は糸切り痕を残すベタ高台で、逆八の字状に口縁を開く形態のもの（4・5）と、やや丸味をおびた底部裏面にヘラ切り痕が認められる浅い小形皿（6・7）との二種に分けることができる。

（三宅 博士）

第VII章 自然科学的調査

第1節 出土炭化米について

本遺跡ではこれまで記したようにSB01付近およびSB12付近で多量の炭化米が出土した。炭化米については当初は単純に火事等の何らかの理由により焼けたものであろうと考えていた。ところが、生の米粒が埋没して、常温で炭化する場合もあるとの見解があることを知り、本遺跡出土炭化米がどのような状況下で炭化したものなのかを調べる必要が生じてきた。しかし、これをどのような方法で測定するのが最も有効なのかまったく見当がつかなかった。そこで、1つの方法として炭化米を含む土層が過去において加熱を受けたかどうかを明らかにする目的で、時枝克安氏（島根大学理学部助教授）に依頼して熱残留磁気測定を行なうこととした（第VII章第2節）。他方では、こういった点について誰か造詣の深い方がいれば炭化米を実見していただき、所見を得たいと思い、調査指導に米県された甲元真之氏（熊本大学法文学部助教授）に尋ねたところ、誰か適当な人に照会してみようとのことであった。そこで早速、炭化米資料の一部をフィルムを入れるプラスチック製容器に詰めて手渡すこととなった。その後、甲元氏は横山浩一氏（九州大学教授）に事情を話された上、資料を預けられた所である。これにもとづき、横山氏が粉川昭平氏（大阪市立大学理学部助教授）に電話で問い合わせられるとともに、相原安津夫氏（九州大学理学部助教授）のところへ資料を持参されて意見を聞かれ、その状況について島根県教育委員会の方へ報告があった。

以下、その報告内容の概要を紹介しておくこととする。

粉川昭平氏の見解

イネの穀果の主として澱粉から成る部分は、土中に埋まればバクテリアなどによって分解されてしまう形を失ってしまうであろう。形を保ちながら常温で炭化するということは考えられない。日本の遺跡から出土する所謂炭化米は、すべて埋没前に熱によって木炭化したものと考えてよい。炭化米というよりは木炭化米という方が適切ではあるまい。

相原安津夫氏の見解

石炭には、植物遺体が埋没後に炭化した部分と、埋没前にすでに木炭化していた部分とがある。石炭の大部分は占植物が還元環境に埋没され地熱と圧力の影響を長時間受けながら炭化したものである。このような石炭は顕微鏡で見ても壊れ易い部分が多い。植物遺体が泥炭化作用の過程で、ほとんど原形を失い、分解されたためである。もっとも、均質な石炭の間に植物形態をとどめた部

分がはさまれていることがあるが、これは表皮、花粉、樹脂など、背面に強い組織が原形を保ち得たのだと考えられる。石炭中に見られる埋没前に炭化していたと考えられる部分は反射顕微鏡で見ると植物組織が残り、泥炭化を経た石炭よりも輝度が高い。成分も純粋な炭素に近い。

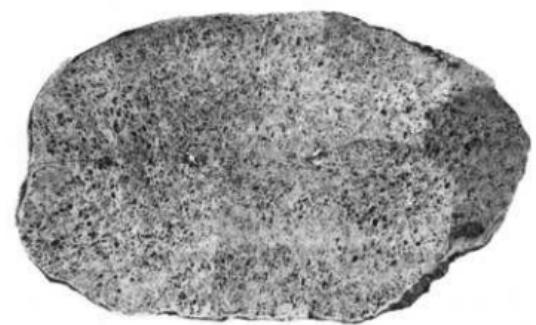
生の米粒が、地下2m位までのところに埋まって、わずか1000~2000年の間に石炭化するようなことは非常に考えにくい。遺跡出土のいわゆる炭化米が、埋没前に熱で木炭化されていたとすれば、その断面はたぶん石炭のなかの埋没前に木炭化されていた部分に似通っているだろうし、成分も純粋な炭素に近いはずである。遺跡出土炭化米をプラスチックに封入、研磨し、別に実験的に木炭化させた米粒と反射顕微鏡下で比較すれば、一応の見当がつくだろう。

以上、御二方の意見によ
って焼けた米粒であろうと
の方の判断はできたので
あるが、その後急のために
相原安津夫氏に資料をお送
りし、反射顕微鏡で観察し
ていただきことにした。そ
の観察結果は下記のとおり
であった。

資料を成形研磨し、反射
顕微鏡（ライツ社オルトル
ックスII型）で観察、測定、
写真撮影を行なった。第48
図の写真は反射顕微鏡下で
あるから白い方が反射率の
高い方で、黒いのが空間で
ある。中間色は空洞がこわ
れないように封入した合成
樹脂である。この写真から
もわかるように、外縁部が
特に反射率が高く、油浸法
($n = 1.515$) 平均反射率
(Rmean) で1.7%で、内



SB01 出土炭化米



SB12 出土炭化米



第48図 炭化米反射顕微鏡写真 (×20)

側に向け16%→1.4%と低下している。このことは外部から熱が加わり外側ほど炭化が進んだことを示唆している。またこのように高い反射率は、石炭でいえば高炭化度の褐青炭になっており、わが国では古第三紀（3～4000万年前）に普通にみられるもので、遺跡時代での埋没による変化では得られないものである。これらのことから、やはり炭化米はむし焼によるものと判断される。

以上の見解を参考にすれば、本遺跡出土の炭化米は何らかの理由により焼けたものと考えてよいと思われる。

これらの所見を得るにあたっては、甲元真之氏、横山浩一氏には格別の御配意をいただいたのをはじめ、粉川昭平氏、柏原安津夫氏には献身的な協力を得た。深甚の謝意を表する次第である。なお、この所見は数人の方々を介して面談あるいは電話による問い合わせによって得られた意見を紹介するというきわめて異例な掲載方法をとっている、その結果に多少なりとも問題点があるとすればその責はすべて編集者にあることを明記しておく。（松本）

注1 松谷曉子「炭化米」『世界考古学事典』平凡社、昭和55年

第2節 山代郷正倉跡考古地磁気調査

時 校 克 安*

1 目 的

山代郷正倉跡遺構のSB12付近から、炭化米が多量に出土した。炭化米はSB12の発掘された露地面の下、約2cmの深さにわたって分布している。この調査の目的は、炭化米を含む土層が、過去に加熱を受けたかどうかを、考古地磁気学の方法によって明らかにし、又、加熱を受けた時代を推定しようとするものである。

2 原理と方法

土中には、重量にして約数パーセントの強磁性鉱物がある。強磁性鉱物を含んでいる土が、地磁気中で加熱され、その後、冷却されると、地磁気の方向に帶磁する。このようにして得られた磁化は熱残留磁気とよばれ、その強度は、加熱温度が高くなると増大し、キュリー温度とよばれる強磁性鉱物特有の温度になると、一番強くなり飽和する。

強磁性鉱物を含む土は、加熱以外の作用によっても帶磁する。これらの作用の中で今回の調査に関係するのは堆積作用である。堆積作用によって、土がだんだん積み重ねられてゆくと、上層の土の重量による脱水作用のために、下層の土に含まれる水分が移動する。この時の水の流れが土中の強磁性鉱物粒子を動かして、磁気モーメントの方向を、地磁気の方向にそろえようとする。このよ

* 島根大学理学部

うにして、地磁気の方向を向いた堆積残留磁気が獲得される。一方、加熱作用も堆積作用も、強く受け付けていない土の自然残留磁気の強度は非常に弱く、その方向は場所によって大きく異なる。これは種々の原因による擾乱のために、強磁性鉱物の磁気モーメントが互に相殺しあうためである。この調査では、炭化米を含む土層と、それより下部の炭水米を含まない土層からそれぞれ試料を採取し、無定位磁力計を用いて自然残留磁化の方向を測定する。そして異なるグループの自然残留磁気の方向を比較することによって、又、広岡（1971）によって求められた西南日本における過去200年間の地磁気永年変化と比較することによって、炭水米が分布する土層が、昔、加熱されて、熱残留磁気を帯びているかどうかを判断しようとする。

3 試料採取

S B12建物跡にある二個の柱穴（P₅・P₁₅）の北側に、発掘によって垂直に切断された地層断面が残されていた。この断面について、現在の地表から約20cm下方までは、黒色を呈する土層であった。この黒色土層の最上部に、炭化米を含む厚さ約2cmの層がある。そして、黒色土層の下には、粘土色を呈する土層が約20cm続いている。試料は、次のように、これらの土層を三つのグループに分けて採取した。

(1) 黒色土層最上部

この土層には炭化米が分布している。炭化米は、S B12の発掘面の3×2.5の方形の範囲に確認できた。この方形の区域に、7ヶ所の小ブロックを均等に分布するように選んで、これらのブロックから次のように試料を採取した。

ブロック番号	試料番号	個数
1	Y-1~9	9
2	Y-10, 11	2
3	Y-12~15	4
4	Y-16~21	6
5	Y-22~25	4
6	Y-26~29	4
7	Y-30~36	7

ブロック1には、炭化した木片が多数見受けられた。

(2) 黒色土層の下部

10個の試料（Y-37~46）を採取した。

(3) 粘土色土層の上部



第49図 試料採取作業状況

10ヶの試料(Y-47~56)を採取した。

4 測定結果

試料は、一辺が約3cmの立方体に整形し、無定位磁力計を用いて、自然残留磁気の方向を測定した。

(1) 黒色土層最上部

ブロック1、4、5、7から採取した26個の試料のうち19個の試料について、自然残留磁気の方向を測定できた。他の試料、及びブロック2、3、6から採取した試料は、自然残留磁気の強度が非常に弱く、その方向を測定することができなかった。第50図に測定結果を示す。

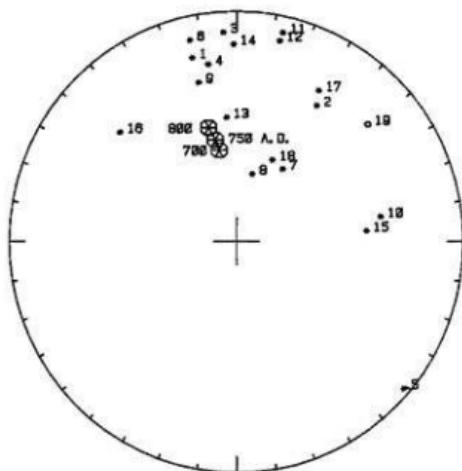
(2) 黒色土層下部と粘土色土層上部

これらの二層から採取した試料は、自然残留磁気強度が比較的強く、すべての試料について、自然残留磁気の方向を測定できた。黒色土層最上部と比較して、自然残留磁気の強度がほぼ一定であるのが、この二つの土層の特徴となっている。第51図及び第52図に黒色土層下部、及び粘土色土層上部の測定結果を示す。

(1)

N. R. M. MEASUREMENTS

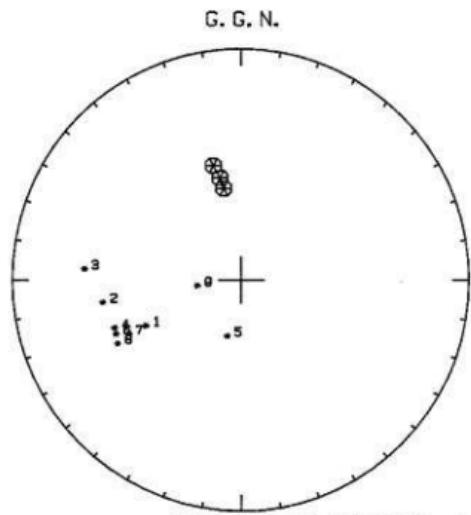
G. G. N.



SAMPLE	INCL.	DECLI.
1	1	19.28
2	3	32.28
3	4	9.08
4	5	23.28
5	7	3.08
6	8	11.38
7	16	59.58
8	17	65.58
9	18	29.08
10	19	35.08
11	20	8.08
12	21	12.08
13	22	45.28
14	24	15.58
15	25	42.28
16	32	31.28
17	34	25.28
18	35	58.48
19	36	-24.28

第50図 黒色土層最上部採取試料シュミットステレオ投影図

(2)



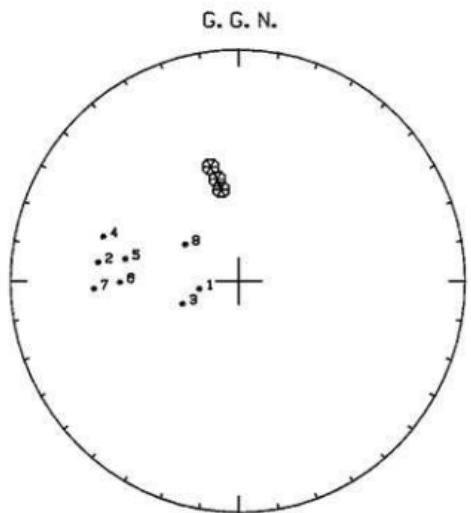
第51図 黒色土層下部採取試料シュミットステレオ投影図

N. R. M. MEASUREMENTS

SAMPLE	INCL.	DECLI.
1 37	51.98	-115.58
2 38	36.98	-99.18
3 39	32.98	-88.08
4 40	48.98	-118.58
5 41	69.98	-165.98
6 42	48.98	-113.18
7 43	44.98	-115.48
8 45	39.28	-117.08
9 46	74.28	-97.58

(3)

N. R. M. MEASUREMENTS

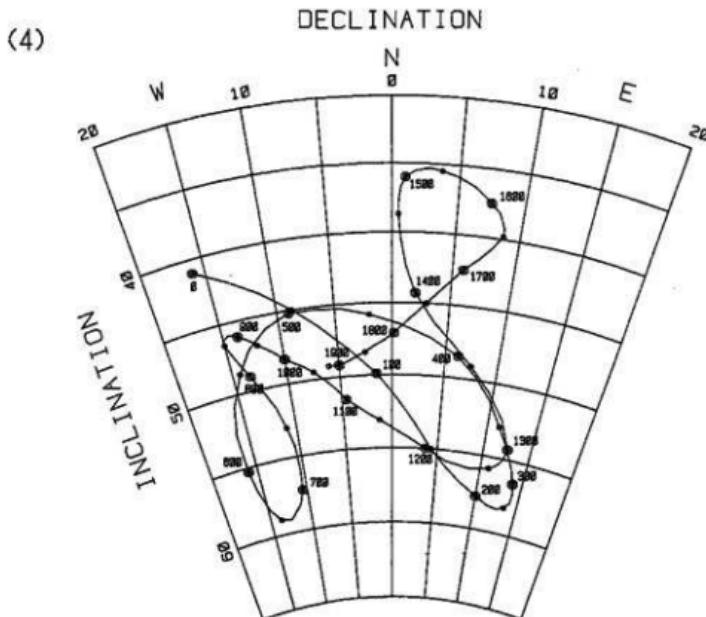


第52図 粘土層土層上部採取試料シュミットステレオ投影図

SAMPLE	INCL.	DECLI.
1 47	75.98	-181.88
2 48	38.98	-82.58
3 49	68.58	-111.68
4 50	37.98	-72.68
5 52	46.28	-79.28
6 54	47.98	-98.58
7 55	38.98	-93.98
8 56	67.98	-56.98

5 考 察

第51・52図からわかるように、黒色土層下部、及び粘土色土層上部の自然残留磁気の方向はよく似ており、又方向の分散が比較的小さい。二つの層を一緒にして、自然残留磁気の平均方向を計算すると、平均伏角が約52°、平均偏角が約99°Wとなる。さて、第53図に示された広岡(1971)による西南日本の過去2000年間の地磁気永年変化を参照すると、地磁気の方向は、2000年間に、偏角が15°Wから15°Eまで、伏角が35°から60°までの範囲にわたって変動したことがわかる。黒色土層下部及び粘土色土層上部の自然残留磁気の方向は、この変動範囲から著しくずれている。したがって、これら二つの層の帶磁年代は、少くとも2000年以上昔であり、又土層中に加熱を受けた形跡が見られないこと、及び自然残留磁気強度がほぼ一定であることから考えて、帶磁機構は堆積作用によるものと推定できる。一方、炭化米が分布している黒色土層最上部の自然残留磁気の方向は、第50図に示されているように、かなり大きく分散してはいるけれども、決して、でたらめではなく、ある程度のまとまりを示している。そして、平均の方向は、過去2000年間の地磁気の方向の変動範囲の



第53図 西南日本地磁気永年変化曲線（広岡1971による）

第3節 山代郷正倉跡出土の炭化米

中にある。さらに、これらの自然残留磁気の強度は一定ではなく、非常に弱いものから比較的強いものまで、広い範囲で変化している。もし、これらの自然残留磁気が下部の土層のように、堆積作用によるものであれば、その強度は、ほぼ一定となるはずである。それゆえ、炭化米を含んだ黒色土層最上部の自然残留磁気は過去2000年間のある時に、加熱作用によって獲得されたものであると結論できる。そして残留磁気の方向のまとまりが悪いのは、加熱温度が低かったためであると説明できる。しかし、自然残留磁気の方向の分散が大きいので、加熱を受けた年代を決定することはできない。

引用文献

Kimio Hirooka (1971) Archaeomagnetic Study for the past 2000 years in Southwest Japan. Mem. Fac. Sci., Kyoto Univ. Ser. Geol. Mineral., 38, 167-207.

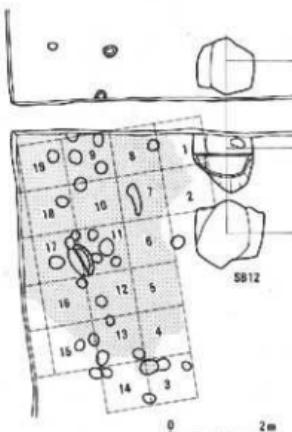
第3節 山代郷正倉跡出土の炭化米

佐 藤 敏 也*

佐藤敏也氏に分析していただいた炭化米の採取地点、採取方法、資料名称等について若干記しておくこととする。

S B01と表示した資料は、昭和53年度調査時に第1調査区内S B01周辺に散布していたものを採取したものである。採取した炭化米は全て篩にかけながら水洗を行ない、その総量は6斗9升2合であった。そのうちの一部を分析資料として送付した。水洗を行なった主たる目的は、採取した炭化米の量を把握することにあったが、その後、水洗によって篩にかかる可能性もあると考えるようになった。そこで、昭和54年度以降の調査で得られた炭化米は周辺の土壤とともに採取・保管し、後の分析に待つとした。

S B12第X区第7号、S B12第X区第10号と表した資料は昭和55年度調査時に第10調査区の南



第54図 SB12付近出土炭化米

区画配置図 1 : 120

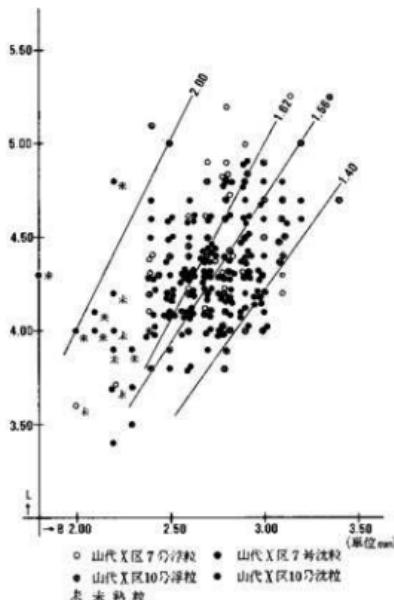
* 国分寺市文化財審議会委員

西側及びSB12付近で認められた炭化米の一部である。資料の採取に際しては、炭化米の散布地に1mグリッドを組み、北東隅から1・2・3……と番号を付し、各グリッド毎に取り上げた(第54図)。したがって佐藤敏也氏の文中にある7号、10号資料は各グリッドに付した番号に一致する。分析資料の抽出にあたっては、炭化米の密度が高いグリッドとし、土壤とともに採取してそのままの状態で資料を送付した。

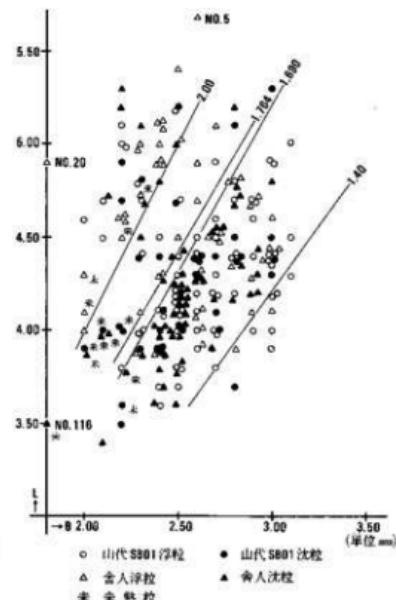
舎人郷正倉跡推定地と表示した炭化米は、島根県安来市沢町で昭和35年に恩田清氏によって採取されたもの一部である。採取された炭化米は尋大あまりのブロックとなっており、土をほとんど含まないものであった。無作為に抽出して送付した。(三宅・松本)

資料はそれぞれビニール袋に封入されていて、4包である。

- ① 山代郷正倉跡SB12第X区第7号採取土壤
- ② 山代郷正倉跡SB12第X区第10号採取土壤
- ③ 山代郷正倉跡SB01出土の米粒(昭和53年次検出)
- ④ 舎人郷正倉跡推定地採取の米粒



第55図 山代X区7号・10号出土炭化米粒長
と粒幅の計測値



第56図 山代SB01、舎人出土炭化米粒長
と粒幅の計測値

これらの資料は、それぞれ一定量を水洗し、常温で一昼夜水漬にし、浮上する粒、沈降する粒とに分離した。同じ未熟粒でも浮上するものと沈降するものとがあり、また個体の重量とも関係がないようである。浮上するものの粒断面は緻密で焼け焦げてはいるが組織は密着している。これに反して、沈降粒にはときに粒の断面の放射状組織が樹木の断面に見られる年輪状を呈したり、またあるものは孔隙が多く吸水性を示す。浮上沈降は焼け方に原因するものらしい。

1 山代郷正倉跡 S B12第X区第7号地区採土中に包含されていた米粒

100グラムの土壤を水洗いし、検出された米粒は、浮上完形粒15(全粒計測)、破片数粒、沈粒完形557粒中130粒計測、このほかに水洗直後計測の10粒計155粒計測(別表)これらの粒はすべて焼けて炭化した状態である。焼けぶくれ(図版26-No.1、No.18)焼け太り(図版26-No.18)を伴っている。

(1) 粒の形態

計測値	粒長	粒幅	粒厚	粒長/粒幅	粒長×粒幅
最大	5.20mm	3.20mm	2.40mm	2.38mm	14.88mm
最小	3.40mm	1.80mm	1.10mm	1.33mm	7.74mm
平均	4.38mm	2.67mm	1.85mm	1.62mm	11.45mm

粒長2.20mm未満、粒厚1.50mm未満のものは未熟粒

表4-1 粒の形状とその大きさ

L×B L/B	極々小	8.00mm	極小	12.00mm	小	16.00mm	中	20.00mm	大	合計
長粒 (L)	2.00以上	①-1(未)	①-2(未)	—	—	—	—	—	—	①-3(1.93)
		③-11	③-2	②-2	—	—	—	—	—	③-2(3.33)
		④-20	④-9	④-9	—	—	—	—	—	④-13(11.82)
		⑤-1(未)	⑤-13	⑤-3	—	—	—	—	—	⑤-29(24.79)
中粒 (M)	1.80~2.00	⑥-1(未)	⑥-9	⑥-3	—	—	—	—	—	⑥-147(94.84)
		⑦-1(未)	⑦-4	⑦-4	—	—	—	—	—	⑦-92(83.64)
		⑧-2(未)	—	—	—	—	—	—	—	⑧-86(75.50)
		⑨-1(未)	⑨-10	⑨-10	⑨-17	⑨-1	—	—	—	⑨-53(88.34)
短粒 (S)	1.60~1.80	—	—	⑩-33	⑩-31	—	—	—	—	⑩-5(3.23)
		⑪-1(未)	⑪-33	⑪-11	⑪-19	⑪-1	—	—	—	⑪-5(8.33)
		⑫-1	—	⑫-17	⑫-16	—	—	—	—	⑫-5(4.54)
		—	—	⑫-16	⑫-11	—	—	—	—	⑫-2(1.71)
円粒 (R)	1.00~1.40	—	—	⑬-1	⑬-4	—	—	—	—	⑬-0
		—	—	⑭-3	⑭-2	—	—	—	—	⑭-3(2.73)
		—	—	⑮-3	⑮-2	—	—	—	—	⑮-2(1.71)
		—	—	⑯-1	⑯-1	—	—	—	—	⑯-1(1.94)
合計		⑰-3(1.94)	⑰-97(62.58)	⑰-55(35.48)	⑰-1	—	—	—	—	⑰-155
		⑰-0	⑰-28(46.67)	⑰-31(51.67)	⑰-1	—	—	—	—	⑰-60
		⑰-3(2.73)	⑰-73(66.36)	⑰-34(30.91)	—	—	—	—	—	⑰-110
		⑰-2(1.71)	⑰-76(64.96)	⑰-39(33.33)	—	—	—	—	—	⑰-117

(①: 第X区第7号、②: 第X区第10号、③: S B01、④: 各人種、細字は粒数)

表4-2 粒形の構成

L/B L×B	長粒						短粒						円粒			合計
	小	極小	極々小	小計	中	小	極小	極々小	小計	小	極小	極々小	小計	小	極小	
出土地区																
① 第X区第7号	-	2	1	3 (1.94)	-	51	94	2	147 (94.84)	4	1	5 (3.23)	-	-	-	155(35.07)
② 第X区第10号	2	-	-	2 (3.33)	1	27	25	-	53 (88.34)	2	3	5 (8.33)	-	-	-	60(13.57)
③ S B 0 1	2	11	-	13 (11.82)	-	30	59	3	92 (83.64)	2	3	5 (4.54)	-	-	-	110(24.89)
④ 合 入 算	9	20	-	29 (24.79)	-	29	55	2	86 (73.50)	1	1	2 (1.71)	-	-	-	117(26.47)
合 計	13	33	1	47 (10.63)	1	137	233	7	378 (85.52)	9	8	17 (3.85)	-	-	-	442(100)

(2) 粒の形とその大きさ

粒の形とその大きさを区分するために、表4の基準表の各欄へさきに計測した表7以下の各計測値をプロットしたもので、①に属する粒形では 155粒中、粒長／粒幅比が2.00以上の長粒3(1.93%)、1.40mm以上2.00mm未満の短粒147粒(94.84%)、1.40mm未満の円粒5(3.23%)であり、粒の大きさでは粒長×粒幅積12.00mm以上16.00mm未満の小つぶが55(35.48%)、8.00mm以上12.00mm未満の極小つぶ粒が97(62.58%)、8.00mm未満の極々小つぶが3(1.94%)となり、短粒の極小つぶ数が圧倒的であることがわかる。その長粒と見されるものは、実は短粒の末熟粒で、長粒種ではない。未熟粒を除くとこのグループの粒形構成のパターンは Ⓐ S となる。

2 山代郷正倉跡S B12第X区第10号地区採土中に含まれていた米粒

①の場合と同様に 100グラムの土壤を水洗いして、同様に一晩夜水漬した結果、浮粒完形6、沈粒完形145、崩壊れ(図版26-Na2、Na12)二つ折れ破片217、他に木炭細片また未だ炭化していない木根の細片が認められた。浮粒は全粒、沈粒は44粒、水洗直後粒10計60粒を計測した。

(1) 米粒の形態

計測値	粒長	粒幅	粒厚	粒長/粒幅	粒長×粒幅
最大	5.10mm	3.40mm	2.30mm	2.12mm	16.00mm ²
最小	3.80mm	2.40mm	1.60mm	1.33mm	9.12mm ²
平均	4.36mm	2.80mm	1.97mm	1.56mm	12.19mm ²

(2) 粒の形とその大きさ

さきに計測済の表7の各粒を表4-1の基準表各欄へプロットした結果、長粒2(3.33%)、短粒53(88.34%)、円粒5(8.33%)またその粒の大きさでは、中ほどのつぶ1(1.66%)、小つぶ

(51.67%)、極小つぶ28 (46.67%) となり、小つぶの短粒が圧倒的である。①グループに比較して粒が若干大きいといえる。なお2粒の長粒(図版26、No.1および4)が含まれている。これは未熟の粒ではない。長粒種である。このグループの粒形構成のパターン⑩ S である。

3 山代郷正倉跡 S B01周辺から採取された米粒

白色を呈するほど灰にまみれているもの、灰のまま10グラム計量し、①および②の場合と同様水洗処理してえた粒は、浮粒完形159粒、破片115、60粒計測、沈粒完形105粒、破片44、40粒計測、未熟粒(図版27-No.18)、胴割れ(図版27-No.42、71、73、74、66、69、70、109)粒が多数含まれている。

(i) 米粒の形態

計測値	粒長	粒幅	粒厚	粒長/粒幅	粒長×粒幅
最大	5.30mm	3.10mm	2.30mm	2.31mm	15.90mm
最小	3.50mm	2.10mm	1.30mm	1.32mm	7.70mm
平均	4.32mm	2.68mm	1.83mm	1.69mm	11.19mm

(ii) 粒の形とその大きさ(第4表)

前2遺構出土粒について行ったと同様の基準により整理した結果、長粒13 (11.82%)、短粒92 (83.64%)、円粒5 (4.54%)、粒の大きさでは、小つぶ粒34 (30.91%)、極小つぶ73 (66.36%)、極々小つぶ3 (2.73%)で、極小つぶの短粒が主体をなしている。粒形構成のパターンは⑩前項の出土米に類似している。

4 舎人郷正倉跡推定地出土の米粒

灰のまま10グラム計量、水洗処理し、浮粒完形155粒、破片2、木炭片2、46粒を計測した。また沈粒完形202粒、破片58、61粒を計測した。長粒(図版28-4、5、6、11、12、14)胴割れ(図版28-14、55)胴切れ(No.32、54)疵米(No.81)虫喰い(No.103)また堅割れ(No.107)など多様の疵米が含まれている。いずれも焼けているが多く胚芽(図版28-No.31、32、36)を残している。

(i) 米粒の形態

計測値	粒長	粒幅	粒厚	粒長/粒幅	粒長×粒幅
最大	5.70mm	3.00mm	2.20mm	2.72mm	14.56mm
最小	3.40mm	1.80mm	1.00mm	1.36mm	6.30mm
平均	4.39mm	2.51mm	1.76mm	1.76mm	11.05mm

(ii) 粒の形とその大きさ

第4表-1に充当したところでは、長粒29 (24.79%) 短粒86 (73.50%) 円粒2 (1.71%) また

粒の大きさでは、小つぶ粒39(33.33%) 極小つぶ76(64.96%) 極々小つぶは2(1.71%) にすぎない。極小つぶの短粒が主体である。粒の構成は⑧パターンを呈する。

5 長粒の遺構別比率の検討

①～④の各遺構とも長粒と目されるものと眞の長粒とを含み、未熟粒を排除すると、⑧パターンの①に属する遺構と、⑧パターンを呈する②～④に属する遺構とに大別される。

表5 遺構別の長粒比率

粒形	出土区 ①第X区第7号	③第X区第10号	④S B 0 1	⑤舍人郷	合計
長 粒	0<3(3)	2(3.33)	9<13(4) (8.18)	24<29(5) (20.51)	35
短 粒・円 粒	155	58(96.67)	101(91.82)	93(79.49)	407
合 計	155	60	110	117	442

(未熟粒)

遺構別にみられる長粒の混り方は不同である。それが実態における自然の在り方なのか、それともサンプリングに片寄りがあるのかが気概りなので、計測しなかった残りの粒について再測した。その結果①'には長粒は含まれていない。③'では172粒中、長粒1粒で0.58%④'では183粒中、長粒3粒で1.64%④'では109粒中、長粒13で11.93%であった。前者(第5表)と前者に対応する後者の欄の長粒率を χ^2 (yatesの補正)で検定したが、有意差を認められないので、サンプルは一応実態を代表しているものと判断される。

表6 長粒比率の95%信頼限界

出土区	①	③	④	備考
長粒率(P)	3.33%	8.18%	20.51%	$P = 100 \times \gamma/n\%$
95%信頼幅	4.54%	5.11%	7.31%	$V(P) = \frac{\gamma(n-\gamma)}{n^2} \times 10^4$
(PU)上限	7.87%	13.29%	27.82%	$PU = P + 1.96 \sqrt{V(P)/n}$
(PL)下限	(-1.17) 0%	3.07%	13.20%	$PL = P - 1.96 \sqrt{V(P)/n}$

次に計測した長粒比率が実態ではどういう在り方をもっていたのかを推定して見た。③を例にとると、長粒率は81.8%であるが、この遺構に属する炭化米粒の長粒率は3.07%から13.29%の間にあるものと考えられる。同じように④にあっては0%から7.87%、④にあっては13.20%から27.82%の範囲内にあるものと考えられる。

6 まとめ

- 1) 出土の米粒は焼けふくれ、焼け太りがあり、焼けて黒く炭化している。
- 2) 米粒の形態は遺構ごとに若干の違いがある。短粒小つぶ、また短粒の極く小つぶの粒形のものが中心をなしているが、それに小量の長粒と円粒が混在する。長粒率も相違する。

3) 山代第X区第7号資料からは長粒が検出されなかつたが、山代第X区第10号には小量の長粒を伴う。それはおそらく焼けた米粒が搗き出される際、上層に在った山代第X区第7号粒がまず搗き出され、次に下層にあった山代第X区第10号粒が搗き出されたもののように想像される。倉庫塞積みの際、穂付きの穎稻が床敷きとして使用されている記録・越中同官倉納穀交替帳（平安道文204）にみられ、またそれではないかと思われる例を二本松・郡山台遺跡（郡山台II1978二本松市文化財調査報告書第4集）で実見している。乾燥した長粒稻は日本船とちがい稈はもろいが硬く、米粒も硬質でむれにくく床敷きに適している。

4) 焼ける前の貯蔵粒は穎稻であった可能性が高い。送付資料からはそれを抽出できなかつたが、図版にみると粒に胚芽を焼け残している。みていないが、「炭化米だけが大きな塊となって検出」（田原遺跡発掘調査概報I p. 9）された塊に穎が残っているのではないか。

表7 山代郷正倉跡S-B12第X区第7号出土米粒計測表（単位ミリ、小数点2位以下切捨）

番号	粒形	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要	
							水洗直後	要
1		5.20	2.80	2.40	1.85	14.56		
2		5.00	2.90	2.20	1.72	14.50		
3		4.80	2.80	1.80	1.71	13.44		
4		4.20	3.10 (3.90)	2.40	1.35	13.02	焼け太り	
5		4.90	2.80 (2.80) 3.60	2.10	1.75	13.72	焼けぶくれ	
6		4.90	2.70	2.10	1.81	13.23	胚芽残存	
			2.80					
7		4.80	3.60 (3.60)	2.10	1.71	13.44	胚芽残存、焼けぶくれ	
8		4.60	2.70	1.70	1.70	12.42	胚芽残存胚	
9		4.30	2.90	2.00	1.48	12.47	芽残存、剥剝れ	
10		3.70	2.20	1.50	1.68	8.14	胚芽残存、未熟粒	
小計		46.40	27.20	20.30	16.76	128.94		
11		4.80	2.70	2.00	1.77	12.96	浮粒完全15粒、破片3粒	
12		4.70	2.80	1.80	1.67	13.16	胚芽焼け残る	
13		4.40	2.80	1.80	1.57	12.32	胚芽焼け残る、剥剝れ	
14		4.40	2.70	2.00	1.62	11.88	胚芽焼け残る、剥剝れ	
15		4.40	2.40	1.80	1.83	10.56	胚芽焼け残る、剥剝れ	
16		4.40	2.40	2.00	1.83	10.56	胚芽焼け残る、剥剝れ	
17		4.60	2.60	2.00	1.76	11.96	胚芽焼け残る	
18		4.30	3.10	2.00	1.38	13.33	胚芽焼け残る	
19		4.30	2.80	1.80	1.53	12.04	剥剝れ	
20		4.30	2.40	1.70	1.79	10.32	胚芽残、剥剝れ	
小計		44.60	26.70	18.90	16.75	119.09		

第VI章 自然科学的調査

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
21	4.20	2.80	2.00	1.50	11.76	剥離、胚芽残る
22	4.20	2.60	1.40	1.61	10.92	小枝残る
23	4.10	2.70	1.80	1.51	11.07	胚芽残る
24	4.10	2.40	1.60	1.70	9.84	剥離、胚芽残る
25	3.60	2.00	1.50	1.80	7.20	未熟粒
26	4.90	2.90	2.20	1.68	14.21	沈粒光形557粒、破350粒分位 他に土頭粒2、木炭薄片10×8× 1.5mm大片
27	4.90	2.90	2.00	1.68	14.21	
28	4.80	3.10	2.20	1.54	14.88	
29	4.80	3.00	2.00	1.60	14.40	
30	4.80	2.90	2.00	1.65	13.92	
小計	44.40	27.30	18.70	16.27	122.41	
31	4.80	2.80	2.00	1.71	13.44	
32	4.80	2.80	1.80	1.71	13.44	
33	4.80	2.20	1.70	2.18	10.56	未熟粒
34	4.70	3.20	1.60	1.46	15.04	
35	4.70	3.00	2.00	1.56	14.10	
36	4.70	2.90	1.80	1.62	13.63	
37	4.70	2.60	1.90	1.80	12.22	
38	4.70	2.40	1.70	1.95	11.28	
39	4.60	3.20	2.90	1.43	14.72	
40	4.60	3.10	1.80	1.48	14.26	
小計	47.10	28.20	19.20	16.90	132.69	
41	4.60	3.00	2.00	1.53	13.80	
42	4.60	2.90	2.00	1.58	13.34	
43	4.60	2.90	2.00	1.58	13.34	
44	4.60	2.90	1.70	1.58	13.34	未熟粒
45	4.60	2.80	1.80	1.64	12.88	
46	4.60	2.70	1.70	1.70	12.42	
47	4.60	2.70	1.90	1.70	12.42	
48	4.60	2.60	2.00	1.76	11.96	
49	4.60	2.60	1.80	1.76	11.96	
50	4.60	2.60	1.80	1.76	11.96	
小計	46.00	27.70	18.70	16.59	127.42	
51	4.60	2.50	1.80	1.84	11.50	
52	4.60	2.50	1.80	1.84	11.50	
53	4.60	2.40	1.40	1.91	11.04	未熟粒
54	4.50	2.90	1.80	1.55	13.05	
55	4.50	2.90	1.90	1.55	13.05	
56	4.50	2.60	1.70	1.73	11.70	
57	4.50	2.50	1.80	1.80	11.25	
58	4.50	2.50	1.80	1.80	11.25	
59	4.50	2.40	1.80	1.87	10.80	
60	4.40	3.00	1.80	1.46	13.20	
小計	45.20	26.20	17.60	17.35	105.14	

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
61	4.40	2.90	2.00	1.51	12.76	
62	4.40	2.90	2.10	1.51	12.76	
63	4.40	2.90	1.90	1.51	12.76	
64	4.40	2.80	2.00	1.57	12.32	胴割れ
65	4.40	2.70	2.00	1.62	11.88	
66	4.40	2.70	2.00	1.62	11.88	
67	4.40	2.70	1.80	1.62	11.88	
68	4.40	2.70	2.00	1.62	11.88	
69	4.40	2.70	2.20	1.62	11.88	
70	4.40	2.70	1.70	1.62	11.88	
小計	44.00	27.70	19.70	17.44	121.88	
71	4.40	2.70	1.90	1.62	11.88	
72	4.40	2.70	2.20	1.62	11.88	
73	4.40	2.50	2.00	1.76	11.00	焼けぶくれ
74	4.40	(3.30)	2.90	1.90	1.51	12.76
75	4.30	3.00	2.00	1.43	12.90	
76	4.30	3.00	2.10	1.43	12.90	
77	4.30	2.90	2.00	1.48	12.47	
78	4.30	2.80	2.00	1.53	12.04	
79	4.30	2.80	2.00	1.53	12.04	
80	4.30	2.80	1.80	1.53	12.04	
小計	43.40	28.10	19.90	15.44	121.91	
81	4.30	2.70	1.90	1.59	11.61	
82	4.30	2.70	1.90	1.59	11.61	
83	4.30	2.70	1.70	1.59	11.61	
84	4.30	2.60	1.80	1.65	11.18	
85	4.30	2.60	2.00	1.65	11.18	胚芽焼け残る
86	4.30	2.60	2.00	1.65	11.18	
87	4.30	2.60	2.10	1.65	11.18	
88	4.30	2.60	1.90	1.65	11.18	
89	4.30	2.60	2.00	1.65	11.18	
90	4.30	2.60	1.70	1.65	11.18	胴割れ
小計	43.00	26.30	19.00	16.32	113.09	
91	4.30	2.50	1.90	1.72	10.75	
92	4.30	2.40	1.70	1.79	10.32	未熟粒
93	4.30	2.40	1.70	1.79	10.32	未熟粒
94	4.30	1.80	1.50	2.38	7.74	未熟粒
95	4.20	3.00	2.20	1.40	12.60	
96	4.20	3.00	2.10	1.40	12.60	
97	4.20	3.00	2.10	1.40	12.60	胴割れ
98	4.20	3.00	2.00	1.40	12.60	胴割れ
99	4.20	2.90	2.00	1.44	12.18	胴割れ
100	4.20	2.80	2.10	1.50	11.76	胴割れ
小計	42.40	26.80	19.30	16.22	113.47	

第VI章 自然科学的調査

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
101	4.20	2.80	2.00	1.50	11.76	胴割れ
102	4.20	2.80	1.90	1.50	11.76	胴割れ
103	4.20	2.80	1.90	1.50	11.76	胚芽残る
104	4.20	2.80	1.80	1.50	11.76	
105	4.20	2.70	1.70	1.55	11.34	
106	4.20	2.70	2.00	1.55	11.34	
107	4.20	2.70	1.70	1.55	11.34	胴割れ
108	4.20	2.60	1.70	1.61	10.92	胴割れ
109	4.20	2.60	1.50	1.61	10.92	
110	4.20	2.50	1.70	1.68	10.50	胴割れ
小計	42.00	27.00	17.90	15.55	113.40	
111	4.20	2.50	1.70	1.68	10.50	胴割れ
112	4.20	2.50	1.70	1.68	10.50	胴割れ
113	4.20	2.50	1.90	1.68	10.50	胴割れ
114	4.20	2.50	1.70	1.68	10.50	
115	4.20	2.40	1.60	1.75	10.08	
116	4.20	2.20	1.50	1.90	9.24	未熟粒、胴割れ
117	4.10	3.00	1.90	1.36	12.30	胴割れ
118	4.10	2.90	1.80	1.41	11.89	胚芽残る
119	4.10	2.90	1.90	1.41	11.89	胴割れ
120	4.10	2.90	2.10	1.41	11.89	胴割れ
小計	41.60	26.30	17.80	15.96	109.29	
121	4.10	2.80	1.90	1.46	11.48	胴割れ
122	4.10	2.70	1.80	1.51	11.07	
123	4.10	2.60	1.80	1.57	10.66	胚芽残る
124	4.10	2.60	1.80	1.57	10.66	胚芽残る
125	4.10	2.60	1.90	1.57	10.66	
126	4.10	2.60	1.90	1.57	10.66	胚芽残る
127	4.10	2.60	1.70	1.57	10.66	胴割れ
128	4.10	2.50	1.90	1.64	10.25	胴割れ
129	4.10	2.50	1.60	1.64	10.25	胚芽残る
130	4.10	2.50	1.60	1.64	10.25	胚芽残る
小計	41.00	26.00	17.90	15.74	106.60	
131	4.10	2.40	1.90	1.70	9.84	
132	4.10	2.10	1.50	1.95	8.61	未熟粒
133	4.00	3.00	2.00	1.33	12.00	
134	4.00	2.90	1.90	1.37	11.60	
135	4.00	2.80	2.20	1.42	11.20	
136	4.00	2.80	1.70	1.42	11.20	
137	4.00	2.70	1.90	1.48	10.80	
138	4.00	2.70	1.80	1.48	10.80	胴割れ、胴切れ
139	4.00	2.60	2.00	1.53	10.40	胴割れ
140	4.00	2.40	1.50	1.66	9.60	
小計	40.20	26.40	17.40	15.34	106.05	

第3節 山代郷正倉跡出土の炭化米

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘 要
141	4.00	2.40	1.80	1.66	9.60	糊割れ
142	4.00	2.40	1.80	1.66	9.60	糊割れ
143	4.00	2.20	1.50	1.81	8.80	未熟粒
144	4.00	2.10	1.50	1.90	8.40	未熟粒
145	4.00	2.00	1.50	2.00	8.00	未熟粒
146	3.90	2.70	2.00	1.44	10.53	糊割れ
147	3.90	2.30	1.70	1.69	8.97	未熟粒
148	3.90	2.20	1.60	1.77	8.58	未熟粒
149	3.80	2.50	1.60	1.52	9.50	糊切れ
150	3.80	2.60	1.90	1.46	9.88	
小計	49.30	23.40	16.90	16.91	91.86	
151	3.80	2.60	1.70	1.46	9.88	
152	3.70	2.30	1.70	1.60	8.51	
153	3.70	2.20	1.50	1.68	8.14	未熟粒
154	3.50	2.30	1.70	1.52	8.05	
155	3.40	2.20	1.10	1.54	7.48	未熟粒
小計	18.10	11.60	7.70	7.80	42.06	
総数	678.70	413.40	286.90	251.72	1,775.30	155粒
	4.3841	2.67	1.85	(1.62)	(11.45)	
水洗粒	4.64	2.77	2.03	(1.68)	(12.90)	水洗直後粒10粒
浮粒	4.32	2.61	1.81	(1.66)	(11.33)	15粒
沈粒	4.37	2.67	1.84	(1.62)	(11.36)	130粒

表8 山代郷正倉跡SB12第X区第10号出土米粒計測表

(単位ミリ、小数点2位以下切捨)

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘 要
1	5.10	2.40 (3.40)	1.90	2.12	12.24	水洗直後
2	5.00	3.20	2.20	1.56	16.00	焼け太り
3	4.80	2.90	1.80	1.65	13.92	
4	5.00	2.50	1.70	2.00	12.50	
5	4.80	2.70	1.80	1.77	12.96	
6	4.70	3.40 (3.60)	2.10	1.38	15.98	焼けぶくれ
7	4.70	3.00	1.80	1.56	14.10	
8	4.40	2.80	1.80	1.57	12.32	糊割れ
9	4.00	2.90 (3.10)	2.00	1.37	11.60	焼けぶくれ
10	3.80	2.80	1.70	1.35	10.64	焼けぶくれ
小計	46.30	28.60	18.80	16.33	132.26	

第VI章 自然科学的調査

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
10-1	6.00	3.30	2.20	—	—	木炭細片、米粒でない厚粒全
11	4.50	3.00	2.00	1.50	13.50	削割れ
12	4.45	2.60	2.05	1.71	11.57	削割れ
13	4.40	2.70	2.30	1.62	11.88	削割れ
14	4.30	2.45	1.70	1.75	10.53	腹切れ、削割れ
15	4.20	2.80	1.70	1.50	11.34	
16	4.20	2.40	1.90	1.75	10.08	腹切れ、削割れ、薄深
17	4.90	3.00	1.80	1.63	14.70	粒完全形145粒
18	4.80	2.90	2.00	1.65	13.92	破片217片、胴から二つ折れ
19	4.80	2.80	2.20	1.71	13.44	粒が多い、他に細上部粒、細木炭片2
20	4.70	3.10	2.00	1.51	14.57	炭化していない木根細片2、44粒計測
小計	45.25	27.75	19.65	16.33	125.53	
21	4.70	2.80	2.30	1.67	13.16	厚き焼けぶくれる
22	4.60	3.10	(2.40)	1.48	14.26	厚き胚芽焼け残る
23	4.60	2.80	2.00	1.64	12.88	
24	4.50	3.10	2.20	1.45	13.95	虫喰い
25	4.50	3.10	2.20	1.45	13.95	
26	4.50	2.90	2.00	1.55	13.05	
27	4.50	2.70	1.80	1.66	12.15	
28	4.40	3.10	2.00	1.41	13.64	
29	4.40	3.10	2.00	1.41	13.64	
30	4.40	2.90	1.90	1.51	12.76	
小計	45.10	29.60	20.60	15.23	133.44	
31	4.40	2.80	2.00	1.57	12.32	削割れ
32	4.40	2.60	2.00	1.69	11.44	削割れ
33	4.40	2.50	1.80	1.76	11.00	削割れ
34	4.30	3.00	2.00	1.43	12.90	
35	4.30	2.90	2.00	1.48	12.47	削割れ
36	4.30	2.90	1.80	1.48	12.47	削割れ
37	4.30	2.80	2.00	1.53	12.04	削割れ
38	4.30	2.80	2.00	1.53	12.04	
39	4.30	2.70	1.90	1.59	11.61	削割れ、虫喰い
40	4.30	2.70	1.80	1.59	11.61	
小計	43.30	27.70	19.30	15.65	119.90	
41	4.30	2.60	2.00	1.65	11.18	
42	4.20	2.70	2.10	1.55	11.34	焼け太り、胚芽残る
43	4.20	(3.30)	2.00	1.40	12.60	
44	4.20	3.00	2.00	1.40	12.60	胚芽残る
45	4.20	2.80	2.00	1.50	11.76	
46	4.20	2.60	2.00	1.61	10.92	虫喰い
47	4.10	2.80	2.00	1.46	11.48	
48	4.10	2.70	2.10	1.51	11.07	胚芽残る
49	4.10	2.70	1.60	1.51	11.07	胚芽残る
50	4.10	2.60	2.00	1.57	10.66	
小計	41.70	27.50	19.80	15.16	114.68	

第3節 山代郷正倉跡出土の炭化米

番号	粒形	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
	51	4.10	2.50	1.70	1.64	10.25	
	52	4.00	3.00	2.10	1.33	12.00	
	53	4.00	2.80	2.20	1.42	11.20	
	54	4.00	2.80	2.00	1.42	11.20	
	55	4.00	2.80	2.00	1.42	11.20	
	56	4.00	2.60	2.00	1.53	10.40	
	57	4.00	2.40	2.00	1.66	9.60	
	58	3.90	2.80	2.10	1.39	10.92	
	59	3.90	2.50	1.80	1.56	9.75	
	60	3.80	2.40	1.90	1.58	9.12	
小計		39.70	26.60	19.80	14.95	105.64	
合計		261.35	167.75	117.95	93.65	731.35	60粒
		4.36	2.80	1.97	1.56	12.19	

表9 山代郷正倉跡S-B01昭和53年調査区出土米粒計測表

(単位ミリ、小数点2位以下切捨)

番号	粒形	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
1	5.10	2.20	1.90	2.31	11.22		水洗直後
2	5.00	2.20	1.70	2.27	11.00		水洗直後
3	5.00	2.20	1.80	2.27	11.00		水洗直後
4	4.20	(4.00)	3.00	2.20	1.40	12.60	水洗直後
5	5.00	3.10	2.00	1.61	15.50		
6	4.40	3.00	2.30	1.46	13.20		
7	4.50	2.70	2.00	1.66	12.15		
8	4.20	3.00	2.00	1.40	12.60		
9	4.20	2.60	1.80	1.61	10.92		
10	3.70	2.40	1.60	1.54	8.88		
小計		45.30	26.40	19.30	17.53	119.07	
11	5.30	3.00	1.80	1.76	15.90		序粒定形159粒
12	5.20	2.50	2.00	2.08	13.00		破片115、60粒計測
13	5.10	2.60	2.00	1.96	13.26		
14	4.90	2.70	2.00	1.81	13.23		崩れ
15	4.90	(3.10)	3.00	2.00	1.63	14.70	
16	4.90	3.00	2.00	1.63	14.70		
17	4.80	2.80	2.00	1.71	13.44		
18	4.80	2.30	1.70	2.08	11.04		
19	4.70	2.90	2.00	1.62	13.63		
20	4.70	2.90	2.20	1.62	13.63		焼け太り
小計		49.30	27.70	19.70	18.90	136.53	

第VI章 自然科学的調査

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
21	4.70	2.80	1.90	1.67	13.16	
22	4.70	2.50	2.10	1.88	11.75	
23	4.70	2.30	1.50	2.04	10.81	未熟粒
24	4.70	2.10	1.40	2.23	9.87	未熟粒
25	4.60	2.90	2.00	1.58	13.34	
26	4.60	2.70	2.10	1.70	12.42	
27	4.60	2.00	1.40	2.30	9.20	未熟粒
28	4.50	3.10	2.00	1.45	13.95	焼け太り
29	4.50	2.60	1.80	1.73	11.70	
30	4.50	2.40	1.80	1.87	10.80	
小計	46.10	25.40	18.00	18.45	117.00	
31	4.50	2.10	1.40	2.14	9.45	未熟粒
32	4.40	3.00	2.20	1.46	13.20	焼け太り
33	4.40	(3.60)	3.00	1.46	13.20	
34	4.40	3.00	2.00	1.46	13.20	
35	4.40	2.90	2.20	1.51	12.76	胴割れ
36	4.40	2.80	2.00	1.57	12.32	
37	4.40	2.80	2.10	1.57	12.32	胴割れ
38	4.40	2.60	1.80	1.69	11.44	胴割れ
39	4.40	2.50	1.70	1.76	11.00	胴割れ
40	4.40	2.30	1.60	1.91	10.12	胴割れ
小計	44.10	27.00	19.00	16.53	119.01	
41	4.30	3.10	2.20	1.38	13.33	焼け太り
42	4.30	2.70	1.90	1.59	11.61	
43	4.30	2.50	2.10	1.72	10.75	
44	4.20	2.80	2.20	1.50	11.76	焼けぶくれ
45	4.20	2.70	1.80	1.55	11.34	
46	4.20	2.70	2.00	1.55	11.34	
47	4.20	2.50	2.00	1.68	10.50	
48	4.20	2.50	1.70	1.68	10.50	胴割れ
49	4.20	2.50	1.90	1.68	10.50	
50	4.10	2.60	1.80	1.57	10.66	
小計	42.20	26.60	19.60	15.90	112.29	
51	4.10	2.50	1.60	1.64	10.25	未熟粒
52	4.10	2.50	2.00	1.64	10.25	胴割れ
53	4.10	2.50	1.60	1.64	10.25	胴割れ
54	4.10	2.40	1.70	1.70	9.84	胴割れ
55	4.10	2.40	1.80	1.70	9.84	
56	4.00	3.00	2.00	1.33	12.00	胚芽残る
57	4.00	2.90	1.90	1.37	11.60	胚芽残る
58	4.00	2.70	1.80	1.48	10.80	
59	4.00	2.70	1.80	1.48	10.80	胴割れ
60	4.00	2.60	1.60	1.53	10.40	胴割れ
小計	40.50	26.20	17.80	15.51	106.03	

第3節 山代郷正倉跡出土の炭化米

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
61	4.00	2.50	1.60	1.60	10.00	
62	4.00	2.30	1.70	1.73	9.20	
63	4.00	2.30	1.70	1.73	9.20	
64	3.90	3.00	2.00	1.30	11.70	
65	3.90	2.60	2.00	1.50	10.14	
66	3.80	2.50	2.00	1.52	9.50	
67	3.80	2.50	1.70	1.52	9.50	
68	3.80	2.20	1.40	1.72	8.36	未熟粒
69	3.70	2.50	1.70	1.48	9.25	脚割れ
70	3.60	2.40	2.00	1.50	8.64	脚割れ
小計	38.50	24.80	17.80	15.60	95.49	
浮粒計	260.70	167.70	111.90	100.89	686.35	浮粒60粒
平均	4.35	2.80	1.87	1.68	11.44	
71	5.20	2.40	1.80	2.16	12.48	沈粒壳形105粒
72	5.10	2.80	2.10	1.82	14.28	Feb. 22, '81
73	4.90	2.20	1.60	2.22	10.78	
74	4.80	2.30	1.60	2.08	11.04	
75	4.70	2.20	1.60	2.13	10.34	
76	4.60	2.50	1.60	1.84	11.50	
77	4.50	3.00	2.00	1.50	13.50	厚き焼けぶくれ
78	4.50	2.80	2.00	1.60	12.60	
79	4.40	3.00	2.00	1.46	13.20	
80	4.40	2.80	2.00	1.57	12.32	
小計	47.10	26.00	18.30	18.38	122.04	
81	4.40	2.80	1.90	1.57	12.32	脚割れ
82	4.40	2.70	1.80	1.62	11.88	脚割れ
83	4.40	2.60	1.70	1.69	11.44	脚割れ
84	4.40	2.60	1.90	1.69	11.44	脚割れ、胚芽残る
85	4.40	2.60	2.00	1.69	11.44	脚割れ
86	4.40	2.40	1.80	1.83	10.56	脚割れ
87	4.40	2.30	1.40	1.91	10.12	脚割れ、胚芽残る
88	4.30	3.00	2.10	1.43	12.90	脚切れ
89	4.30	2.60	1.80	1.65	11.18	
90	4.30	2.60	2.00	1.65	11.18	脚割れ
小計	43.70	26.20	18.40	16.73	114.46	
91	4.20	2.50	1.70	1.68	10.50	脚割れ
92	4.20	2.50	1.90	1.68	10.50	脚割れ
93	4.10	2.70	1.80	1.51	11.07	脚切れ
94	4.10	2.40	1.60	1.70	9.84	
95	4.00	2.70	2.00	1.48	10.80	脚割れ
96	4.00	2.50	1.90	1.60	10.00	脚割れ
97	4.00	2.50	1.80	1.60	10.00	脚割れ
98	4.00	2.40	1.70	1.66	9.60	脚割れ
99	4.00	2.20	1.30	1.81	8.80	脚割れ、未熟粒
100	4.00	2.10	1.60	1.90	8.40	脚割れ
小計	40.60	24.50	17.30	16.62	99.51	

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
101	4.00	2.20	1.80	1.81	8.80	腐割れ
102	3.90	2.40	1.70	1.62	9.36	
103	3.90	2.30	1.70	1.69	8.97	
104	3.90	2.40	1.70	1.62	9.36	
105	3.90	2.40	1.60	1.62	9.36	腐割れ
106	3.90	2.00	1.40	1.95	7.80	未熟粒
107	3.80	2.70	1.70	1.40	10.26	腐切れ
108	3.70	2.80	1.70	1.32	10.36	
109	3.60	2.20	1.30	1.63	7.92	未熟粒、腐割れ
110	3.50	2.20	1.80	1.59	7.70	
小計	38.10	23.60	16.40	16.25	89.89	
沈粒計	169.50	100.30	70.40	67.98	425.90	沈粒40粒
平均	4.24	2.51	1.76	1.70	10.65	
総数	475.50	294.40	201.60	186.40	1,231.32	110粒
@	4.32	2.68	1.83	1.69	11.19	

表10 安来市沢町舍人郷正倉推定地出土米粒計測表

(単位ミリ、小数点2位以下切捨)

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
1	5.10	2.70	2.00	1.88	13.77	水洗直後
2	5.10	2.40	1.70	2.12	12.24	
3	5.00	2.50	1.90	2.00	12.50	
4	4.90	2.40	1.70	2.04	11.76	
5	5.70	2.60	1.70	2.19	14.82	
6	5.40	2.50	1.80	2.16	13.50	
7	4.40	3.00	2.00	1.46	13.20	
8	4.10	3.00	2.10	1.36	12.30	
9	4.10	2.60	1.90	1.57	10.66	
10	3.90	2.80	1.90	1.39	10.92	
小計	47.70	26.50	18.70	18.17	125.67	
11	5.20	2.50	1.80	2.08	13.00	洗粒完形155粒、破片2
12	5.10	2.40	1.70	2.12	12.24	木炭薄片2
13	5.10	2.40	1.70	2.12	12.24	46粒計測
14	5.00	2.40	1.60	2.08	12.00	
15	5.00	2.30	1.60	2.17	11.50	
16	5.00	2.30	1.70	2.17	11.50	
17	4.90	2.60	1.80	1.88	12.74	
18	4.90	2.40	1.60	2.04	11.76	
19	4.90	2.40	1.70	2.04	11.76	
20	4.90	1.80	1.00	2.72	8.82	
小計	50.00	23.50	16.20	21.42	117.56	未熟粒

第3節 山代郷正食跡出土の炭化米

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
21	4.80	2.80	2.00	1.71	13.44	剥削れ
22	4.80	2.80	1.90	1.71	13.44	
23	4.70	2.90	2.10	1.62	13.63	
24	4.70	2.90	2.10	1.62	13.63	剥削れ
25	4.70	2.60	1.90	1.80	12.22	剥削れ
26	4.70	2.30	1.60	2.04	10.81	未熟粒
27	4.60	3.00	2.10	1.53	13.80	
28	4.60	2.20	1.90	2.09	10.12	
29	4.60	2.20	1.70	2.09	10.12	
30	4.60	2.20	1.70	2.09	10.12	剥削れ
小計	46.80	25.90	19.00	18.30	121.33	
31	4.50	2.70	1.70	1.66	12.15	
32	4.50	2.70	1.60	1.66	12.15	剥削れ
33	4.50	2.70	2.10	1.66	12.15	剥削れ
34	4.50	2.50	1.60	1.80	11.25	剥削れ
35	4.50	2.20	1.50	2.04	9.90	未熟粒
36	4.40	3.00	2.20	1.46	13.20	
37	4.40	3.00	2.00	1.46	13.20	
38	4.40	2.80	2.00	1.57	12.32	
39	4.40	2.70	1.90	1.62	11.88	剥削れ
40	4.30	2.70	2.00	1.59	11.61	
小計	44.40	27.00	18.60	16.52	119.81	
41	4.30	2.60	2.00	1.65	11.18	
42	4.30	2.40	1.90	1.79	10.32	
43	4.30	2.40	1.70	1.79	10.32	
44	4.30	2.00	1.60	2.15	8.60	未熟粒
45	4.20	2.50	1.80	1.68	10.50	
46	4.20	2.50	1.80	1.68	10.50	剥削れ
47	4.10	2.90	1.70	1.41	11.89	
48	4.10	2.70	1.70	1.51	11.07	剥削れ
49	4.10	2.60	1.80	1.57	10.66	剥削れ
50	4.10	2.40	1.50	1.70	9.84	
小計	42.00	25.00	17.50	16.93	104.88	
51	4.10	2.30	1.70	1.78	9.43	
52	4.10	2.00	1.40	2.05	8.20	未熟粒
53	4.00	2.00	1.70	2.00	8.00	未熟粒
54	3.90	2.60	1.90	1.50	10.14	剥削れ
55	3.90	2.40	1.60	1.62	9.36	剥削れ
56	3.90	2.30	1.70	1.69	8.97	
浮粒計	207.10	115.00	81.30	83.81	517.68	浮粒46粒
57	5.30	2.20	1.80	2.40	11.66	沈粒元形202粒、破片158
58	5.20	2.80	2.00	1.85	14.56	小上圓粒4粒
59	5.20	2.20	1.80	2.36	11.44	
60	5.10	2.30	1.70	2.21	11.73	
小計	44.70	23.10	17.30	19.46	103.49	

第VI章 自然科学的調査

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要	要
61	5.00	2.50	1.70	2.00	12.50		
62	4.80	3.00	2.00	1.60	14.40	瘦切れ	
63	4.80	2.80	1.80	1.71	13.44		
64	4.80	2.40	1.80	2.00	11.52	剥剝れ	
65	4.70	2.80	2.00	1.67	13.16	剥剝れ	
66	4.70	2.80	1.80	1.67	13.16	剥剝れ	
67	4.70	2.30	1.50	2.04	10.81		
68	4.70	2.10	1.80	2.23	9.87		
69	4.50	2.70	1.80	1.66	12.15	剥剝れ	
70	4.50	2.70	2.00	1.66	12.15		
小計	47.20	26.10	18.20	18.24	123.16		
71	4.50	2.70	1.70	1.66	12.15	剥剝れ	
72	4.50	2.30	1.50	1.95	10.35		
73	4.40	2.90	2.20	1.51	12.76	厚さ 焼けぶくれ	
74	4.40	2.80	(2.80)	2.10	1.57	12.32	
75	4.40	2.50	1.70	1.76	11.00		
76	4.40	2.50	1.50	1.76	11.00		
77	4.30	2.90	1.90	1.48	12.47	一部剥剝れ	
78	4.30	2.90	1.80	1.48	12.47		
79	4.30	2.60	1.80	1.65	11.18	剥剝れ	
80	4.30	2.60	1.80	1.65	11.18	剥剝れ	
小計	43.80	26.70	18.00	16.47	116.88		
81	4.30	2.50	1.80	1.72	10.75	瘦米	
82	4.30	2.40	1.70	1.79	10.32		
83	4.20	2.90	1.80	1.44	12.18		
84	4.20	2.90	2.00	1.44	12.18	剥剝れ	
85	4.20	2.80	1.90	1.50	11.76		
86	4.20	2.70	2.10	1.55	11.34	剥剝れ	
87	4.20	2.50	1.90	1.68	10.50	剥剝れ	
88	4.20	2.50	2.00	1.68	10.50	剥剝れ	
89	4.20	2.50	1.70	1.68	10.50	剥剝れ	
90	4.20	2.50	1.70	1.68	10.50		
小計	42.20	26.20	18.60	16.16	110.53		
91	4.10	2.50	1.80	1.64	10.25		
92	4.10	2.50	1.70	1.64	10.25	剥剝れ	
93	4.10	2.50	1.80	1.64	10.25	剥剝れ	
94	4.10	2.50	1.70	1.64	10.25	剥剝れ	
95	4.00	2.60	1.70	1.53	10.40		
96	4.00	2.50	1.70	1.60	10.00		
97	4.00	2.50	1.70	1.60	10.00		
98	4.00	2.50	1.60	1.60	10.00		
99	4.00	2.50	1.90	1.60	10.00	剥剝れ	
100	4.00	2.40	1.70	1.66	9.60		
小計	40.40	25.00	17.30	16.15	101.00		

粒形 番号	粒長	粒幅	粒厚	長/幅	長×幅	摘要
101	4.00	2.40	1.60	1.66	9.60	割れ
102	4.00	2.40	1.60	1.66	9.60	剥れ、腹切れ
103	4.00	2.10	1.40	1.90	8.40	虫喰い
104	4.00	2.10	1.50	1.90	8.40	割れ
105	3.90	2.70	1.90	1.44	10.53	未熟粒
106	3.90	2.40	1.80	1.62	9.36	
107	3.90	2.30	1.80	1.69	8.97	割れ
108	3.90	2.00	1.40	1.95	7.80	未熟粒
109	3.80	2.50	1.70	1.52	9.50	腹切れ、割れ
110	3.80	2.50	1.70	1.52	9.50	
小計	39.20	23.40	16.40	16.86	91.66	
111	3.80	2.40	1.60	1.58	9.12	
112	3.80	2.20	1.50	1.72	8.36	割れ、未熟粒
113	3.70	2.40	1.40	1.54	8.88	虫喰い
114	3.60	2.50	1.70	1.44	9.00	
115	3.60	2.40	1.70	1.50	8.64	割れ
116	3.50	1.80	1.30	1.94	6.30	未熟粒
117	3.40	2.10	1.50	1.61	7.14	
小計	25.40	15.80	10.70	11.33	57.44	
沈粒計	259.00	152.70	106.50	104.03	650.06	
总数	513.80	294.20	206.50	206.01	1,293.41	
乳粒@	4.39	2.51	1.76	1.76	11.05	117粒
沈粒@	4.50	2.50	1.77	1.82	11.25	46粒
沈粒@	4.25	2.50	1.75	1.71	10.66	61粒

第4節 山代郷正倉跡の¹⁴C年代測定

山 田 治 *

試料は島根県山代郷正倉推定地のSB01出土の炭化米で、三宅博士・樋野真司氏の提供による。測定結果は次の通りである。

K S U-394 1220 ± 22 B.P. (AD 730)

註 1. 國際的約束により¹⁴C半減期を5568年として計算する。

2. B.P.は Before Present の意味で、AD1950年を0としてそれ以前の年数を表わすこととされている。(Before Physicsと解釈する人もいる)

3. 誤差は統計的標準偏差 1σ のみで表記されている。確率的には68%の割合で眞の値が入るはずである。この倍の 2σ を取れば95%、 3σ には99.7%の信頼性があると考えられる。ただし、非常に微量の試料とか古い試料とかでは実験誤差も若干加わる可能性があるので、その際は備考として附記する。

4. 細かい誤論のために年輪年代を備考として附記することもある。

(備考)

年輪年代対照値 AD 760~730

* 京都産業大学理学部

第VII章 律令出雲の正倉

—文献を中心として—

加藤義成*

序

律令制実施の最も重要な経済基盤は、班田による納租にあった。従ってその租稻を収納する正倉の充実は、地方行政を掌る国司の最重要責務であった。律令の中に倉庫令の一篇を設けて厳重な管理を命じている所以である。

ところがこの倉庫令には正倉という言葉が全く用いられていない。これは恐らく下令間もない頃、官符などをもってこの倉庫を正倉と呼ぶことや、その設置規準などの施行細則を示したものと考えられる。この倉庫令に、設置場所は郡家の近くとか郷庁の近くとかの指示もなく、その建物の規模、布置、構造様式等の具体的指示のない点からもそのように考えられるのである。

しかるに『出雲國風土記』には、郷庁のある所に13個所、里庁のある所に2個所、計15個所に「有正倉」と記されているだけである。そのため私どもは從来次のような大きな疑問をもっていた。

- 1 出雲国では郡家の近くには正倉を置かなかったか。
- 2 出雲国以外でも郷庁の近くに正倉を置いた例があるだろうか。
- 3 出雲国の正倉設置には特別な事情があったのであろうか。

以上のようなことを思っている時、過般意宇郡山代郷庁近くの正倉跡の発掘調査が行なわれて見事な成果が認められ、これを契機に律令出雲の正倉について文献の面からも考察する必要を感じてまとめてみたのが本稿である。史学にうとい拙稿、大方諸先生の御叱止を心からお願ひする次第である。

第1節 出雲国風土記にみえる正倉

1. 各郡の郷里記述にみえる正倉

『出雲國風土記』は、各郡の郡家や郷庁里庁への方角・路程を詳記しているので、これによって郡家と正倉のある郷・里の位置を推定表記すると次頁表の通りである。

* 島根県文化財保護審議会委員

郡名	郡家所在地	正倉の所 在 地				備 考
		方角	路 程	郷 里 名	郷・里庁所在地	
意 宇	松江市大草町	東 南	32里230歩 (17,515m)	山 四 郷	安来市吉田町	
		正 東	26里000歩 (13,888m)	と ち 人 郷	安来市齊方	
		正 北	3里120歩 (1,817m)	山 代 郷	松江市山代町	柱穴発掘調査
		正 西	21里210歩 (11,622m)	は せ や し 振 志 郷	八束郡玉瀬町林	
		東 南	34里000歩 (18,174m)	賀茂神戸	安来市大塚町	
島 根	松江市持田町納 佐	正 東	10里264歩 (5,835m)	手 し み 染 郷	松江市本庄町別所	
出 雲	簸川郡斐川町	正 東	5里270歩 (3,153m)	しつ ち な 淳 治 郷	簸川郡斐川町貞船	
		正 北	9里240歩 (5,239m)	み び み 美 誠 郷	平田市美誠町東谷	社名・伝承遺存
駿 石	掛合町 郡	東 北	24里000歩 (12,829m)	み と き 三 刀 崖 郷	三刀尾町三刀崖	
		正 西	19里000歩 (10,156m)	須 佐 郷	簸川郡佐田町須佐	
		正 南	41里000歩 (21,916m)	来 朝 郷	赤来町野瀬	
仁 多	仁多郡	西 南	25里000歩 (13,364m)	二 沢 郷	仁多町阿井山	
		東 南	21里000歩 (11,225m)	横 田 郷	横田町大呂	
		正 西	28里000歩 (14,967m)	レ ト 里	大原郡木次町温泉	
大 原	大次町里方	正 北	10里116歩 (5,552m)	屋 代 郷	加茂町中村	地名・寺号遺存

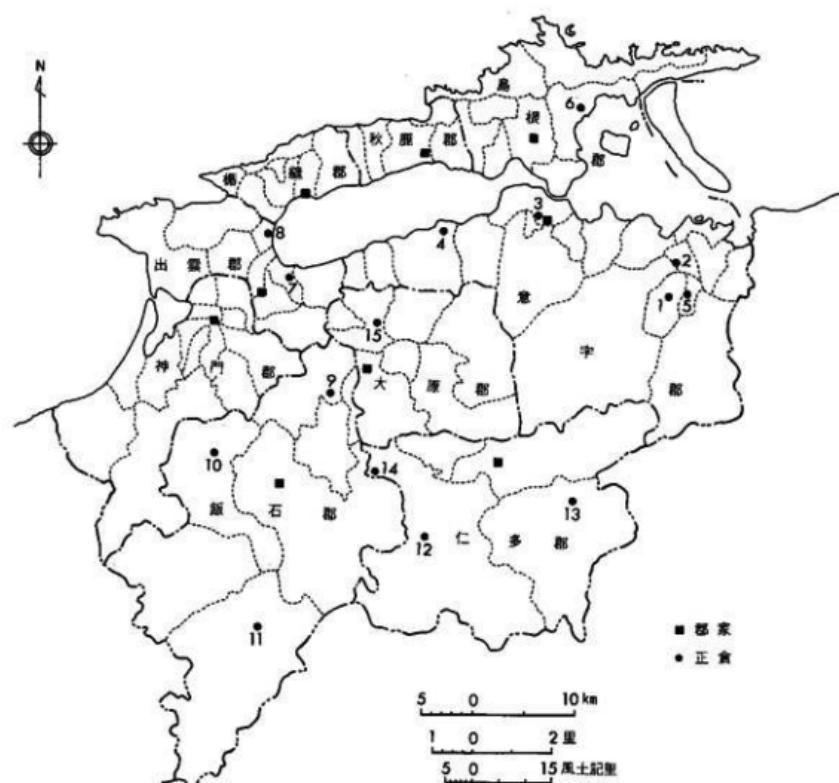
上表の路程は、実際に歩行して行ける長さで、一里は534.54m、一里は300歩で、一步は六尺、一尺は約29.69cmであったから、一步は約1.7818mであった。

以上大體して第一に不審に思われるには、西北山嵩の諸郡に正倉が少く、秋鹿・幡縫・神門の三郡に全くないことである。尤も秋鹿・幡縫は四郷ずつの小郡であるから、郡家に正倉があれば租稻の収納にはあまり無理ではなかったと思われるが、神門郡は八郷に余戸や神戸もあったから正倉のなかったはずはないので、郡家には必ずあったと思われる。これは後節で検討してみたい。

それでは風土記に明記された上表の15個所に、それを実証する文献や遺構・遺跡などがあるかを見ると、これも意外に少い。その中でこれまでに証跡の得られたものを挙げてみると次の通りである。

2. 舍人郷の正倉

この正倉については、從来郷庁から300mばかり西方にあたる教吳寺跡（郡家正東 13,577m）の



第57図 「出雲國風土記」にみえる正倉と都家

- 山西郷
- 合人郷
- 山代郷
- 押志郷
- 賀茂神社
- 手染郷
- 漆治郷
- 美談郷
- 三屋郷
- 須佐郷
- 来島郷
- 三沢郷
- 横田郷
- 漆仁郷
- 山代郷

近くに、民家の宅地背後の断崖に稻葉の炭化物らしい堆積層があるのがそれがとぎれ、最近では昨年道路拡張の際、更に西方300m余の処に柱列が検出されて、今後の調査に期待されている。

3. 山代郷の正倉

最近の調査によって明確な証跡が示されたので、やや詳しく述べよう。

風土記には、山代郷、都家西北三里一百廿步。所造天下大神大穴持命御子、山代日子命坐。故云山代也。即有正倉。

とあって、郷庁の位置、郷名の由来を述べ、次に正倉の存在を示している。今の松江市山代町はその遺称であって、ここに聳える美しい山は風土記に神名極野（神の籠る草山の意）とある山である。

が、中世には山代山と呼ばれ、今は茶臼山と呼んでいる。(標高172m)

この郷庁の位置は、国庁と同所にあった意宇郡家から西北1.8kmとなるから、当時各地への距離測定の基点となった国庁跡北方の十字路から西進北上した所にあったわけである。ところがこの基点は昭和43年からの国庁跡発掘調査によって、大草町の六所神社北方の十字路がそれであろうと推定されたので、そこから条里制の遺構を残している意宇平野の通道を西進し、大庭の十字路と呼ばれる辺りを北上した辺りと考えられる。

その辺り古くから長者原と呼ばれる台地があるが、これについては『雲陽誌』(享保2年—1717年長沢長尚撰)の意宇郡大庭の条に、

長者原、往古笠井長者といふ者居住す。故に所の名とす。

長者原の屋敷跡に米塚、茶磨塚などといひ傳る所あり。倭俗富有人を長者と称す。

とあって近世の実状を伺わせている。この辺はちょうど山代町と大庭町との境に当つていて、時代によって境界の移動があったことも想像される。この辺りは旧世纪の火山灰上といわれた黒土層の台地で、甘藷や長芋、大小豆などの好適地であったが、所々に炭化米が出るので米倉の焼跡であろうといわれていた。ところが昭和40年代に入る頃から貴重な文化財の保護活用の必要が強調され、この地域も「八雲立つ風土記の丘」の一環として保存されることになったところ、その頃からこの台地の住宅化が急速に進められたので、急速発掘調査を行なうこととなり、昭和53、54、55年にわたって実施された。

この輝かしい成果については考古学の方々から詳細報告があるはずであるが、約1000m²の地区に次のような柱穴が検出された。

東側	3間×4間 縦柱	3棟
中央	管理棟らしい小柱穴	数棟
西側	東側と同規模らしい一部柱穴	1棟

昨年末、文化庁はこの地区を国の史跡に指定されたので、今後保存活用のための整備が進められ、諸國正倉の究明に貴重な資料を提供することとなるであろう。

4. 美談郷の正倉

風土記の記述は次の通りである。

美談郷、郡家西北九里二百四十步。所造天下大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之。即彼神坐郷中。故云三太三。三太三即有正倉。

この郷は出雲郡家の北方5km余に郷庁があったわけであるが、太古から天つ神の御領田で、國作りの大神の御子がその管理に奉仕したとの伝承をもっていた。いわゆる県(領主)で、そこにはその御領田の納租を収集した屯倉があったわけで、律令制実施と共に正倉に組み入れられたものと

思われる。

この推定を証するものとして神社がある。風土記にみえる出雲郡の神社名がそれである。

神祇宮社 弥陀弥社 県社

國庁社 弥陀弥社・同社 十一社

県社

このように官幣社と國幣社両方に両種の社があって、この御領田奉仕民の集落の祭儀場とされたものと思われる。その後200年、平安時代に成った『延喜式』の神名帳では官幣社のみが列記されているが、そこには

美談神社・同社比充遅神社

県神社

とあって、記載位置も美談郷に当っている。この郷は中世来神門郡に編入されたが、今は平田市に編入されている。「ミダミ」は「御田見」即ち御領田の見守り役の意で、御田の管理を奉仕した有力首長が、その祖神を国作りの神とする傳承をもち、奉斎社の祭神ともするようになったものと思われる。

いま参考までに延喜式の県神社をみると、

國名	郡名	神社名
伊勢	鈴鹿	県主神社
尾張	丹波	丹縣神社・大原神社 <small>名神大</small>
美濃	方県	方県津神社
丹波	桑	三県神社
出雲	出雲	県神社
阿波	勝浦	御縣神社

となっていて、天皇家と格別の関係のあった人々が多く、特に尾張に明神大社に格付けされた神社があるのは、倭健命伝承や壬申の乱の要地であったことも想起される。出雲の例によれば、これら諸國にも國幣社の県社や民間社もかなりあったことと思われる。

ただ美談郷ではまだ地名や発掘による証跡がないので、今後に期待したい。

5. 尾代郷の正倉

風土記の大原郡の郷里記述に、

屋代郷、郡家正北一十里一百一十六歩。所造天下大神之森立射處。故云矢代アマタケ三年即有正倉。

とあって、木次町里方にあった郡家の北方5.5km余、加茂町中村の辺りに郷庁カミヤシナがあったことになる。

ところがその東方の丘陵を「倉敷山」と呼んで居、その南斜面に建つ寺を「正倉山慶用寺」とい

う。この丘陵名や、全國的に珍しい山号は、いかにもその近傍に正倉の存在したことを思わせるが、倉跡の地名は知られていなかった。

ところが昨年地元の伊藤米蔵氏から、この丘陵西南斜面に「藏の上」と呼ぶ2畳程の茶畠があつて同氏有であるが、明治22年から10年間寺小屋を統合して小学校敷地とされた由で、下方の石垣は旧藩時代以来のままである。更に昨年役場の古文書の中から精巧な「加茂中図」が発見され、「合藏」という古い小字が見られた。合併の藏の意が郷藏の宛字かは不明であり、且つその辺は中世末墓地や道路とされて全く旧態を存しないのは惜しいが、その辺りに正倉があったことはほぼ明らかであろう。

6. 出雲九郡の郡家の正倉

律令時代の出雲は、延喜式の時代まで九郡となっていたので、以下各郡家跡について正倉の遺跡を探ねてみよう。

(1) 意宇郡の郡家 風土記によれば郡家は国府^{のうち}と同處にあった。そこで国府^{のうち}の周辺、出雲国府城内の地名を検すると、国府^{のうち}跡発掘調査後諸家が一致して国府城の西限と見られた大草町西側の難沿いの築地の内側の南方に、南から北へ「藏ノ前」「藏尾敷」「藏ノ後」という小字があり、その東に「門ノ後」があって、東に門のある倉庫が想像され、築地には照葉樹が茂って、外側を用水路が南流して意宇川に注いでいて恰好の倉地であると思われるが、国府^{のうち}や同所にあった意宇軍団の器材の納庫であったかも知れないので、更に今後の調査を要するであろう。

(2) 島根郡の郡家 島根大学の東北近い納佐の丘陵上に「小正部屋敷」と呼ばれる台地があって、そこに郡家があったようである。地名はこの郡の大領社源氏の屋敷であったことを物語っていて、周辺の広さ、川津川の流れは目前で、正倉があってよい所であるが、地名等全く証跡を求めていない。

(3) 秋鹿郡の郡家 風土記の通道の記述や地理からみて今の松江市東長江町の湖岸「郡崎」に郡家があったようである。一畑電鉄の長江駅を出て西へ向かうと、目前の森の麓に「藏本」と呼ぶ櫻谷家がある。このお宅の右側の竹藪は旧藩時代の穀倉の跡で、明治初年に廃されたがその規模は次の通りであった。

東向 黒瓦葺 3間×4間

南向 黒瓦葺 3間×4間

用心池 2間×2間

この東向のは櫻谷家と並んでいたが、南向のはその北にあって、明治20年頃迄そのままであったのを取壊した由で、両倉の礎石は長く残っていた。用心池は現存し、「地下水神」といって祀られている。この櫻谷家は代々藏番として扶持米50石を給されていた由である。（以上櫻谷吉郎右衛門氏談による）恐らく正倉の遺構を受けついだものであろう。この藏本の東前方は藩の人蔵烟であつ

た由であるが、恐らくその辺に郡家の建物や正倉もあったと思われ、ここから北方300mばかりにある水田を「公家田」と呼んでいるのは郡司の職田であったことを思はせている。

このように多くの証跡があり、山代郷正倉と同規格の倉跡が遺存されていたのは、出雲各郡の郡家にも正倉があった有力な証左となるであろう。

(4) 椎錆郡の郡家 郡家は平田市多久谷灘にあったと推定され、字「古殿」は大領出雲氏の邸宅を想望されるが、倉跡を思わせる地名は、この北方300m程の処に「藏屋敷」「倉本」「上藏本」という字名や「上藏本」「中藏本」という居号があって藩倉の跡らしいが、そこは西南面高燥で眼前を多久川が流れて正倉であった可能性も考えられる。然しやはり今後の調査を待つ外ない。

(5) 出雲郡の郡家 風土記から推定できる地点は斐伊川の盛んな沖積原で、少くとも天平以後5m以上埋没されているので今は容易に調査もできない状態である。

(6) 神門郡の郡家 風土記の記述からみると出雲市吉志町の東方、今の神戸川の堤防辺にあったようであるが間もなく淡水に埋没して他へ移転されたらしい。ところが昭和45年、風土記の神門郡高岸郷の郷庁跡と推定される出雲市天神町で道路整備に先だつ発掘調査が行なわれた際、一部柱穴の列が発見され、更に昭和47年鳥根医科大学建設地の先行調査で次のような柱穴が発見された。

南方 北面 2間×4間 総柱 1棟

北方 西面 2間×4間 総柱 1棟

西方 西面 1間×2間 1棟

そして検地帳に「天神村藏元」とあることが紹介された。もとの神門郡家の流失によって、この微高地（標高7.5m）に移転されたと想像されるが、正倉はかなり多くの棟数を要したのであろう。

(7) 飯石郷の郡家 垂合町の郷にあったと推定され、近傍に「郡山根」「番屋」「土居」など、旧藩時代に引継がれた面影を推定されるが、倉跡関係の証跡はまだ見られない。

(8) 仁多郡の郡家 仁多町部はその遺跡地で、そこにある大領神社近い小学校辺りにあったろうとされている。近くに字「大領原」山手に字「内裏原」があって水田と山林になっているのは大領の職田の名残らしく、その川向に字「郷床」があり、ここに藩倉があったのを明治初年小学校に改造されたが、現小学校に統合されて以来公会所として使用され、近年近代的建築とされた。約2aの台地で、その下方に架橋の際不思議な柱穴が現われたと地元の人が伝えているなど、前述屋代郷の正倉跡推定地に似た点をもっている。

(9) 大原郡の郡家 風土記の時代には今の本次町里方の「菟原野」の麓にあったが、間もなく斐伊川の流砂に埋没してしまって大東町仁和寺に移された。ところが風土記によれば律令施行当初には大東町前原の「土居」辺りにあったらしい。（郡家の東北十里一百一十六步—5.552m）ここは両面開闊の台地で、里裏郷新造院の建立者鶴田源氏の居宅であったと思われる。この南に字「藏脇」

がって、ここに藩の戸の税を納める倉庫があつて、廃止後もこの集落の雜納庫とされていたが昭和43年解体された。またその北方「土居」の南境にも藩の税倉があつたが、大正5年木次線の敷地として買収解体された。(若槻正一氏談)

この両倉の規模は次の通りであった。

伊戸倉 3間×7間(2階附) 1棟

税 倉 2間×3間 1棟

これらは藩として規模を改造したり黒瓦を葺いたりしたらしいが、これも律令初期の郡正倉の名残りかと思われる。ここは眼前を斐伊川の支流赤川が流れ、大原の平原を望む理想的な倉地であったと考えられる。

以上各郡を検討して、秋鹿・神門・仁多・大原などがかなり有力な証跡があつて、出雲国でもやはり郡の正倉もあったと想像される。

第2節 正倉の本義と律令の実態

1. 正倉の本義

私どもはこの際改めて「正倉」とは何ぞやということを明らかにせねばならぬと思う。そこで辞典を見ると、中國では「正倉」という語は用いられなかつたらしく、唐制によつたといわれる律令の文にも見えていない。

一体「正」という字は「一」と「止」との合字で、形容詞としては「正しい」、動詞としては「正す」として用いられるが、『廣雅』の釋言には「正、要也」とあって重要な意、また「正、君也」とあって主君の意、『呂覽』には「正、主」とあって主従の長の意などがあつた。

次に「倉」の字は『説文解字』に「倉、穀藏也」とあって穀物倉を意味し、これと組んで用いられた「庫」は『説文新附』に「庫、兵車藏也」とあり、「禮記」の曲體の注に「庫、謂車馬兵甲之處也」とあって兵器を収めるのが本義であった。なお「蔵」については『説文新附』に「蔵、隱也、匿也」とあって、重要なものを秘藏する処の意であった。

そこで我が國の古辞書を翻みると、占淵古義を伝えることの多い『類聚名義抄』には、

セイ
正倉 マサシ
カミ オサオサシ

とあって「正」は「正しい」「主長」「すぐれている」などの意に用いられ、^{セイ}「庫の長を「里正」といった言葉は律令にも用いられた。また「正一位」「從一位」など、主従の主を小字としても使われた。『和泉監正税帳』に正倉管理の長を「正倉正」といい、税帳管理の長を「主税正」といっ

ているのも主長の意である。

一方「倉」については上の『類聚名義抄』は、

ソロフ
倉
カロフ
モロシキタカラヒカサ

とあって、「正倉」の理解を助ける潮がない。しかるに律令では「倉庫令」を誤いて「倉庫」と熟し、「正倉」を「正蔵」と併用するのみか、諸國の正税帳では「屋」をも併記してあって、正倉の定義は必ずしも確立していなかったと思わせる。

何れにしても「正倉」は、国の経済基盤としての重要な穀倉の意であった。当時の地方行政においては、納租が正確に計算され、その記載通りの現物が保管されていることが国守の最重要責務であったから、国守交替の際は前任者からその税帳と、これを納めた正倉の籠及び食印を受領することが国守新任の確証であった。国守のことを「受領」と呼んだ所以である。「倉庫令」中に「置公文庫領益、長官白掌」とあるのも、この税帳などを入れた文庫をいったのであろう。

2. 倉庫令の規定

「正倉」の文字は用いられてないが、この規定はよくその実態を示しているので以下摘記してみよう。

倉庫令第廿二

- 凡倉、皆於高燥處置之。側臨池渠、以防火災者也。
ナムアキシケン。クニケラ。高燥地、成業可帶水。去倉五十丈内不得置館舍。
- 凡受地租、酒器服器等、皆令乾淨以次取候。同時者先取。京國官司署候前着出。
ナムテフツシラ。ナラバニセヨリキ。酒器服器等、皆令乾淨以次取候。同時者先取。京國官司署候前着出。
- 共輸人執事對受。署置。在京倉者共主稅按檢。國郡則長官監檢。以至所及者。
- 凡倉出給者、每出盡。若送有欠棄、不相應。相應者附帳。乘者附帳。欠隨事徵討。歲亦准此。
- 凡倉貯積者、稻穀栗支九年。置公文庫領益者、長官白掌。若無長官。次官掌之。

このような規定をみると、安全正確な管理に関することが主となっていて、律令時代の史書に散見する諸国正倉の記事も、やはり管理上の出来事が多い。

3. 史籍にみえる正倉関係記事

律令時代の正倉記録は『続日本紀』に集中している。

- 是日通夜地震三日三夜、美濃國椿館正倉佛寺塔塔廬含觸處崩壞。(大享十七年—745年)
- 諸國司等貪求利潤、(中略)百姓斬勞、正倉頗空。(天平十八年—754年)

○大宰府言、肥後國八代郡正倉院北畔、蠍蛇陣列 廣可 七丈、南向而去。及日暮不知去處。

(神聖四年二月一日—768年)

○下野國災、燒正倉十四字、穀織二萬二千四百餘束。(寶龜四年—776年)

○上野國綠野郡災、燒正倉八間、穀織三萬四千餘束。(寶龜四年)

○諸國公卿處分(中略) 大年燒正倉。獨罪郡司不坐國司。事稍^レ無理。(延暦五年—786年)

このような記録は油断のならぬ正倉の管理に関するものだけである。

次に『三代實錄』を見ると

○河内國丹比郡驛家院倉八守屋二字、遷建當郡日根郷為正倉。(承和八年—841年)

とあるのは、駅家に「院倉」と呼ぶ倉があったのを日根郷に移築して「正倉」としたという特殊事情を物語っている。

○勅勒納調庸物者、郡司見參之日省錄率史生等向正倉院。(承和七年—841年)

では、河内では郡司の監査の際、木当の録が史生を伴って臨検したことが知られる。また

○十九國貢組急惡特甚。(中略) 採取正倉舊様組。仙國陽一^レ、依舊様操作。(仁和三年—853年)

には、貢納品の粗悪化が伺われる。

更に『類聚三代格』に見える正倉関係の太政官符を見ると、平安初期、これ等に対応して種々の施策が用いられたことが知られる。例えば延暦10年(791年)には、「應造倉事」という布告の中で、諸国の正倉は余りに相接して建てられているため、一倉の失火で百倉も焼ける。今後倉庫を建てるには必ず10丈以上の間隔を置けとあり、延暦14年(796年)2月の官符には「應建置倉院事」として、諸国の大倉は元一處に置いたので僻遠の百姓は納租に苦労する上、一倉の失火で百倉を焼く危険もあるので、今後は郷毎に一院を置き、間隔を10丈にせよとする。

ところがその年の潤7月の官符では、「應改行建正倉院事」として、5ヶ月前の布令を改め、あれば却って穩便でなかった。今後近接した郷ではその中央に一院を置き、隔絶した村邑には郷ごとに置けといっている。

また官倉の修理については、弘仁2年(811年)の官符によって、平素の修理に公程を用いないようし、大破の際に公程が引かせねことがないようにせといい、弘仁4年(813年)には、「應早修造前國司時破損雜物事」という指令を出して、諸の官倉正倉器仗池堰など前任國司が破損のままにしていたものは、新任の國司は直ちにこれを修造せよといっている。

これら5通の官符には、當時このような指令を要した實状があったことが想像される。

4. 出雲國計会帳にみえる正倉関係文書

正倉院文書中にある『出雲國計會帳』(天平六年—736年)には、若干の関係文書が見られるので

次に摘要してみよう。(図版23-2)

諸伎國不動穀倉應修理状(移文)

官稻混合状 稲税等不合状

大税出納帳一巻

郡税出事帳一巻

公用税出舉一巻

この少數の書状や書卷にも、正倉の建物や収納物の公正な管理を期した実状が想像されたが、出雲の正税帳が伝っていないのは誠に惜しく、諸國の正税帳からの推察を要請されるのである。

第3節 諸国の正税帳にみる正倉

1. 諸国の正倉と税帳

諸國の正倉の実態を正確に示すものは正税帳である。これは諸国から毎年政府に提出させた1年間の正税の収支計算書で、この税額の数量、これを収めた正倉や錠、倉印の数を明記し、管下各郡別の統計を記している。

現在正倉院に伝わる正税帳は25個国といわれるが、ほとんどが断簡であるため、正倉の記載を見せるものは11個国である。しかもその中で、一国の統計と各郡全部の正倉を伺えるものは總伎國だけであるが、いまこれら諸國の税帳を幾分見易くして表示すると次の通りである。

報告年	国名	郡名	正倉計	錠 数	七 倉印	部別残額	
						部数	正倉数
聖老2	大倭	3	(不動) (常)	—	—	6	6、5、8、16、 8、16。
天平2	紀伊	7 90	15 6 9	—	—	—	—
天平3	越前	6 343	—	—	—	5	16、51、64、 45、54。
天平5	總伎	4 55	20 4 16	—	1枚	4	12、12、17、14。
天平8	薩摩	13 —	—	—	—	3	10、6、15。
天平9	長門	5 197	5	—	1面	—	—
天平9	壹後	8 —	—	—	—	2	19、19。
天平10	駿河	7 250	16 1 錠 1	11	11	3	38、39、23。
天平10	和泉	3 —	—	—	—	2	20、14。
天平11	伊豆	3 85	12 6 6	—	—	—	—
天平11	周防	6 156	12 6 6	—	—	—	—

上の表にみると、駿河国では鎌と共に「七」(短剣)を添えているのは嚴重な警備の姿勢を想させ、鎌数の内訳として不動倉用と常備鎌を明記しているのや、駿河国では別に駿倉鎌や塙倉鎌を併記しているのが注目され、倉印を数えるのに「一枚」「一面」「一口」などの用語の規定は嚴重ではなかったことも知られる。

以下注目すべき税帳につきやや詳しく述べてみよう。

2. 隠岐国正税帳

正倉院文書の正税帳の中で、一国の正税と正倉の全容が伺えるのはこの1巻だけで、天平3年2月前年度の実状を報告したものである。巻頭に先ず国内4郡の集計を記し、次に各郡の郡ごとの税収の集計と正倉の内容別実態を記しているので、いまその巻頭の部を表記してみると次の通りである。(図版24-1)

合計四郡天平三年正税

定	二三二九六石一斗一升
不動	一九六三四石八斗六升
動用	二六六一石二斗五升
業	二一〇石五斗七升
頸稻	九八四四束 八把
穀	三六二石〇斗八升
鹽	八石五斗〇升
未穀	二石〇斗〇升

都合正倉五五間 故事一司 定五四間

不動倉食 一五四
動用倉食 四四四
公用稻食 六四
穀 食 三三間
鹽食 五五
都合倉 一〇四
空 五五

鎌二〇勾 不動指帶正倉印一枚

このように正税の中に穀(干飯) 鹽(醤油) 未穀(味噌) があって正倉に納められていた。そして正税の後に鎌と倉印が併記されて管理体制を見せてている。

次に隠岐4郡の正倉を表示してみよう。

郡名	倉名	不動穀合	動用穀食	稻食	郡總合	公用稻食	義食	鹽食	空食	破壁	計
智大郡	3	1	2	2	2	—	2	—	—	—	12
海郡	5	1	1	2	1	1	1	—	—	—	12
周吉郡	5	1	1	4	1	1	1	3	—	—	17
役道郡	2	1	2	2	2	1	1	2	1	—	14
計	15	4	6	10	6	3	5	5	1	—	55

ここでは1郡に12~17倉が置かれ、どの郡でも不動穀倉が最も多かった。

3. 和泉監正税帳

後の和泉國であるが、當時は民部省の直轄地として和泉監と呼ばれ、各郡を統べていた。この正税帳も断簡ながら、正倉の規模や収納の状態を尺度で示した稀有の文献であって、出雲の正倉の考察にも貴重な参考となるものと思われる。(図版24-2)

まずこの断簡にみえる正倉の種類別棟数をみると下表の通りである。

郡名	倉名	不動倉	動用倉	穀稻倉	借納倉	空倉	計
某郡		8	2	5	1	11	27
某郡		10	2	3	1	4	20
日根郡		3	1	6	—	4	14
計		21	5	14	2	19	61

不動倉が最も多いのは隠岐と同様であるが1郡の倉数が多いのは、郡内の鄉数が多いことを思われる。

この郡の正倉の倉名と尺度記載の例としてははじめの某郡をみると次の通りである。

郡名	正倉	倉名	長さ(寸)	広さ(寸)	高さ(寸)	塞長(寸)	塞幅(寸)	横幅(寸)	高さ(寸)
某郡	不動	東第一板倉	丈尺寸	169	159	105	51	40	103
	動用	東第二板倉		174	145	105	52	42	97
	動	東第三板倉		190	150	119	57	33	104
		東第四板倉		170	121	91	—	—	(空倉)

このような詳密な記述に、柱数や柱間距離が示されていないのは誠に惜しいが、在庫穀の積まれた処を「塞」として、その底面の長さ広さと高さを尺度で示しているのは全く他に例のないことで、諸国でも大体そのようにして検証に供えていたことと思われ、ここでは直轄領としてその範を示しているともみられる。

4. 上野國交替實錄帳

これは九条家本『延喜式』の裏文書として危うく残存した僅か七葉の断簡であるが、同司交替の際の正倉の実態を記したもので

□同郡

正倉西一倉一字 西壹屋一字 東土倉一字

郡外正倉 □ 第一板倉一字 第二板倉一字

中行第二倉一字 南収板倉一字 第二板倉一字

中四板倉・一宇

というように以下廿七郡、多胡郡、綠野郡、那波郡、群馬郡、上妻郡、勢多郡、新田郡、山田郡、邑樂郡の残骸が記されている。このように実録板では第一に正倉の実態を記し、次に郡衙の建物を列記して引継の重要事を示しているが、これら諸郡の倉名別表を作つてみると次のようである。

郡名	口間	甘楽	多胡	綠野	那波	群馬	口妻	勢多	口口	新多	山田	邑樂	計
豐 郡	1												1
土 倉	1	5	5	6				7	6	11	5	4	50
板 倉	5	6	2			1		17	5		5	8	49
屋				3									3
甲 倉					1	1	3	2	4				11
倉					16								16
丸木倉									2				2
計	7	11	7	9	17	2	3	26	17	11	10	12	132

残念ながらその幾分を想定できるであろう。上表中の欠字は和名抄によってそれぞれ「片岡」「吾妻」「佐佐」の各郡であったと知られる。これによつて土倉や板倉が意外に多いこと、甲倉が中部諸郡に偏していることなどが感じられるが、記録者の考え方や、國の調整の不十分なども考えられるであろう。

以上諸文書にみえる正倉はすべて郡衙近くに置かれていたわけで、たまたま発掘調査によって郷庁の正倉跡と推定された滋賀県高島郡今津町の「弘川遺跡」も調査の結果、前述した延暦14年の官符による正倉分派以後のものと判定されたので、やはり出雲独自のこととして考察すべきこととなつた。

なお正倉の種類を示す用語は定義づけも行なわていなかったようであるが、冠根についての記録は最も不備である。諸國文書に見る倉名のうち「板倉」は板壁の倉の意であろうが「印倉」については和名抄の倉類部には「印倉、古木久良、校倉、阿世久良俗用之。」とある。「法倉」については所見がないが、法定の倉の意でやはり校倉の意であろうか。「丸木倉」は用材からの名称で「構木倉」も類似のものかと思われる。また「土倉」「塗壁倉」は土壁の倉、「瓦倉」は珍しく瓦葺の倉の意で、他は草葺が普通だったのであろう。「屋」は家屋に近い構造だったのであろうが、「圓倉」は和名抄に「倉圓曰圓、一云圓、萬呂久良」とあって、「圓」は『説文解字』に「団、巒之圓、从禾在口巾」とあって、禾(稻)を圓の中に入れた形から楷書化された字であった。「椭倉」「鞍倉」は非常の予害や凶年に窮民を救うための貯倉、「放生倉」は放生会に家禽や家畜等を放つための用に当てられた。ところが『統日本紀』の慶雲3年(706年)の条によると、有位者をはじめ百姓雜色に

據出させた粟を貯めた義倉の制であるのを、貧民にも供出させたり、目的以外の用にこの粟を用いるようなことが生じたので、以後は中々以上の生活者にだけ供出させ、決して他の用に供しないよう厳命している。

5. 発掘によって出現した正倉跡

前章まででは、文書によって知られる正倉について追究したのであるが、この外に発掘によって出現した正倉跡があつて、文書では何えないその実態を示した数例がある。

(1) 常陸國新治郡家の正倉

この郡家を最初に推定した藤田清氏は、昭和4年「新治郡家の跡」と刻んだ碑を建て、その北に隣接する新治庵寺跡の調査を遂げた高井悌三郎氏は、爰や根菜類などの耕作者の同意を得て、昭和16年と18年の秋、綿密な調査の上『常陸國新治郡上代遺跡の研究』一巻として報告された。これによれば郡家跡の建物群は4群51棟に及び、東部の西面13字は不動穀倉、南部の西面4字は動用穀倉、北部南面の25字は倉庫、西部の9倉は郡の大領新治眞の住宅群と推定され、その西10間ばかり離れた外に見られた石材は門跡の礎かとされた。

この調査では耕作の際礎石が持去られたり、柱穴も乱されていて、柱数や柱間距離の認定ができなかったのは惜しく、倉庫間の距離が規定より遙かに狭く、1字の形もかなり大きいもの、長いものなどあったようである。それにしても正倉が郡家周辺に群立していた状況が具象的に示され、また律令の規定が必ずしも嚴守されていなかったことを知ることはまことに有難い。

(2) 最近の正倉跡出現

近時考古学の進歩と一般の関心の高まりによって、正倉跡についても着々発掘の成果が発表されているが、その中で次の3遺跡は古代正倉の考察に有力な示唆となるものであろう。

小郡遺跡 筑後國御原郡倉跡

3間×4間 6棟

3間×5間 2棟

宮尾遺跡 美作國久米郡倉跡

3間×4間 1棟

閑和久遺跡 陸奥國白河郡倉跡

3間×4間 6棟

以上はみな郡家跡近傍であること、1棟が3間に4間を基準的な規模とされたことなどが推定されるが、それはちょうど出雲の山代郷正倉や秋鹿郡正倉とも共通であったことが想ばれるのである。

第4節 古代出雲の正倉の盛衰

1. 発生期の郷倉

採集生活から栽培生活へと地区生活が定着すると、漸次有力民族の長が中核となり、非常の災変や土工などのため稻穀や粟などを備蓄したのが郷倉の始であろう。このような意味で出雲の郡家と正倉のあった郷里の首長たちは、律令実施以前から定着した支配権をもち、郷倉を設けて祭政の運営や非常の備えとしたと考えられる。意宇郡舍人郷の正倉なども、同郷にあった教吳寺の建立者^{かみのたちひの}上旗^{うぢ}の一族の首長の所管と思われ、五重塔の聳える堂々たる伽藍であったらしいことからも、古くからの名家であったと考えられ、他の郡郷の首長たちも、郡司や寺院の建造者や郷長里長である家に関するものが多いのである。

2. 律令実施による正倉

大化の改新後、次第に整備された律令制の施行については、一郡の租船を郡家まで運ばせるような改革にはかなりの反撃も予想されるので、当分郷倉を充用する処もあってよいというような猶予期間も設けられたのである。ところが風土記の撰上にみられるように政令に対しても極めて忠順であった出雲では直ちに郡家近くに正倉を設備すると共に、それまでにかなり整備されていた郷倉も、政令に従って3間と4間の規格や池溝の整備も実施したと考えられる。

これに対して諸國の正倉は、とかく遠巡して猶豫期間が過ぎても整備しない状態だったので、国司をして律令の基準による早急実施を厳命したのである。それでやっと郡倉が実現したがなお倉庫間距離など守られず、群立の令に応じた形となつた。

それに引きかえ、出雲では早く郡や主要郷里に律令の期待通りの規格で整備され、1郡の首長で統合され易い郡では郡家だけに群立させ、地勢的にも収納の無理な地区では郡倉と郷倉とを併置して理想的な収納態勢を作っていたので、出雲国造家の一族が大領以下の郡司であった郡が8郡にも及んでいた出雲のこと、四司たちも一目を置いて認容し、政府もこれを追及しなかったので天下の特例となつたと思われる。

出雲国造だけが國造新任の儀を200年後まで続けられ、その度毎に再度參内して神賀詞を炎上して官人からも讃美され、國守も多く若い皇族や貴族が任せられて、國造には特別の礼をとり、風土記の編纂も國造の連署で撰上したことはこれを裏證するものである。

3. 律令衰退期の正倉

律令の強化されるまでに早く正倉設立の進められた出雲では、律令制の衰退という全國的な趨勢に伴なつて意外に早く正倉の制が緩み、再び郷倉として有力首長の倉庫化して行った。

特に出雲は國造の信望が高いため、これを敬遠して早くから國司の任職も行なわれ、中央の社寺や有力貴族の莊園化が進むとともに社会不安も増大して、郡や郷、里の首長たちは居宅や倉庫に土堤を巡らし、警備の武上を兼てこれを守らねばならなくなつた。郡家や郷町の跡に「土居」という地名や、「藏木」「藏屋敷」という地名や屋号が多いのはこれを物語つてゐる。このような実情から見ればかの太政官符にみられた延暦10年の指令や同14年の指令などは全く無意味なものであったのである。

第5節 結 語

地方の首長を中心として祭政一致の村づくり国づくりを進める無数の国家群であったわが國が、比較的短期間のうちに律令国家としての統一を遂げた蔭には、幾多の困難が克服されねばならなかつた。『魏志』の倭人傳に、「分かれて百余國」とした國々にはそれぞれの國ぶりがあつて、これを画一的な法令で統一するにはかなりの抵抗もあり、適當な調整を要することも多かつたはずである。この中で出雲だけは、原始的小國家が國造家のものとに統合されて一王国をなし、正倉の設置にも、むしろ律令の不安を是正した形で整備されていたと考えられるのである。

あとがき

この小論をまとめるについては、多数の皆様の御教示や御協力をいたしました。ここに深く感謝申し上げる。しかもまだ多くの足らないところや誤もあること安からぬものがある。どうか大小となくよろしく御叱正をお願い申し上げる次第である。

参考文献

1. 倉庫令 国史大系本『令義解』
2. 出雲國風土記 千鳥書房刊『校注出雲國風土記』
3. 山代正倉跡 島根県教育委員会『岡原遺跡発掘調査概報』I (昭和54年)、II (昭和55年)
4. 尺度 沢田晋一著『奈良時代民政經濟の數的研究』昭和42年
5. 天神遺跡 出雲市教育委員会『天神遺跡』昭和52年
6. 辞典 諸橋徹治編『大漢和辞典』等
7. 名義抄 正宗教大編『奈良名義抄』
8. 正税帳 竹内理三編『寧樂造文』
9. 六國史 国史大系本
10. 太政官符 国史大系本『奈良三代格』
11. 山雲藏計倉帳 国史大系本『寧樂造文』・マイクロ写真
12. 和名抄 正宗教大編『倭名類聚抄』
13. 諸國遺跡 各調査報告書
14. 弘川遺跡 濱賀県教育委員会『弘川遺跡発掘調査報告書』昭和54年
15. 上野國父體實錄板 前沢和之『上野國父體實錄板』についての基礎的研究』『群馬県史研究』第4号 昭和51年
16. 新治郡家遺跡 高井第一郎『高家新治郡家遺跡の研究』昭和19年
17. 律令制 上田正昭外諸先生の論考

第VII章 ま と め

以上、3ヶ年にわたる調査の概要を述べてきたが、ここではこれまでに得られた調査結果をもとに若干の検討を行ない、そこから派生する今後の課題等を記してまとめとしたい。

これまでの調査によって当遺跡で検出した遺構は、掘立柱建物跡25、柵列3、溝状遺構5、土壙4である。出土した遺物には土師器、須恵器、瓦、縄釉陶器、陶磁器類、鉄器、石器など各種のものがあるが、量的に多いとはいえない。また、掘立柱建物跡という遺構の性格上、確実に遺構に伴出した遺物は皆無に近い状態であったが、出土した遺物は検出遺構とまったく無関係のものとは思われないので、まず出土遺物の年代を検討することによって、建物遺構の年代推定の手掛りとしたい。

第1節 出 土 遺 物 の 年 代

出土遺物のうち最も古いものは、黒曜石製打製石鎌や打製石斧（図版19）であり、この台地上において縄文・弥生時代以降何らかの生活の営まれていたことが知られるが、その時代の明確な遺構といったものは検出されていない。

古墳時代の遺物と考えられるものに高坏（第43図1・2）がある。この高坏は坏部に明瞭な段を行するもので、古墳時代中期ごろのものと推定される。この遺物に伴う明確な遺構はないが、SB05の南側に堅穴住居跡の落ち込みがあり、土師器高坏もこの付近から出土したことを合せ考えれば、古墳時代に堅穴住居跡の存在していた可能性がある。

次に、奈良時代乃至平安時代初期（8～9世紀）と考えられる遺物として、須恵器蓋・坏などがある。このうちSB02付近から出土した須恵器蓋（第43図9）は、国庁第4形式の特徴をそなえたものと思われ、8世紀代に位置付けて良いものと判断される。須恵器高台付坏のうち、SD04出土品（第43図11）や第44図25などは国庁第5形式にあたるものとの思われ、その形式は9世紀初頭ごろに比定されている。また、SB11、SB05付近出土の坏（第43図4）やSB16-P5出土の坏（第43図7）は、柳浦編平4式^{注2}に併行するものと思われ、その形式は8世紀後半～9世紀後半ごろのものと考えられている。

SK01上面から出土した須恵器高台付坏（第44図25）は、国庁第5形式に属するものと思われ、9世紀初頭に位置付けられている。SK01上面から出土した土師質土器坏（第44図1～10）は、底部が糸切りのままのもので、概ね10世紀前半以降のものと推定される。またSK01上面出土の縄釉陶器も、糸切り痕を有する土師質土器坏とほぼ同様な時期のものと考えられる。したがって、SK

01上面出土の遺物は少なくとも9世紀初頭から10世紀前半以降のものまで含まれていることになる。なお、SK01内の壇底付近で出土した須恵器壺片について時期は決し難いが、土壇上面出土の土師質土器环より相当古いものと思われ、SK01が掘り込まれた年代もその須恵器に近いころと考えられる。

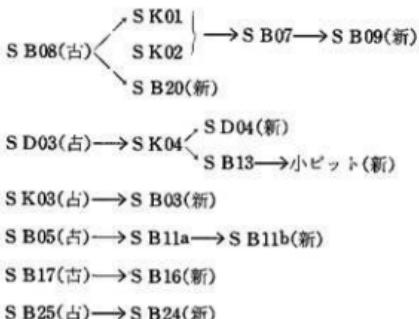
S B09-Pe内から出土した須恵器（第43図10）は、壺胴部下半と考えられるもので、10世紀代のものと推定される。

第9調査区から出土した備前焼指鉢は、断面の形態などから備前焼時代区分IV期にあたるものと考えられ、南北朝時代～室町時代ごろのものと考えられる。また、S B24-P₁内から出土した青磁や、S B22の南西隅から出土した天日茶碗なども、備前焼指鉢に近い時期のものと思われる。

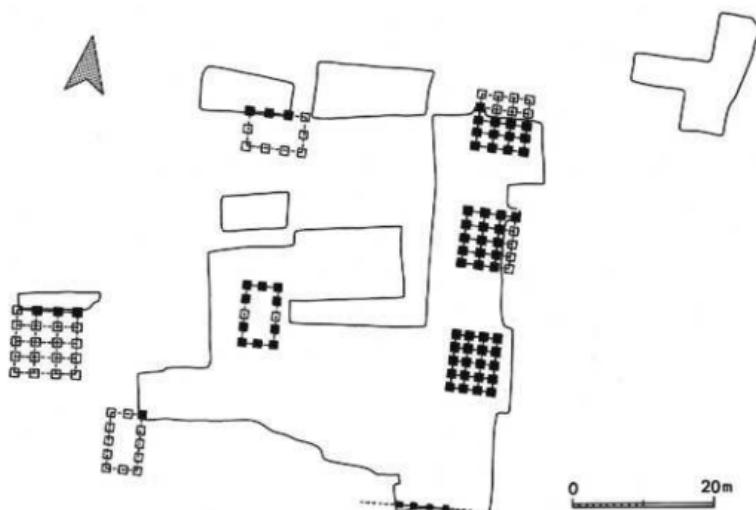
以上の出土品のうち、掘立柱建物跡等に関連すると思われるものは、奈良・平安時代および室町時代の遺物と考えられる。

第2節 検出遺構の構成と出土遺物の関係

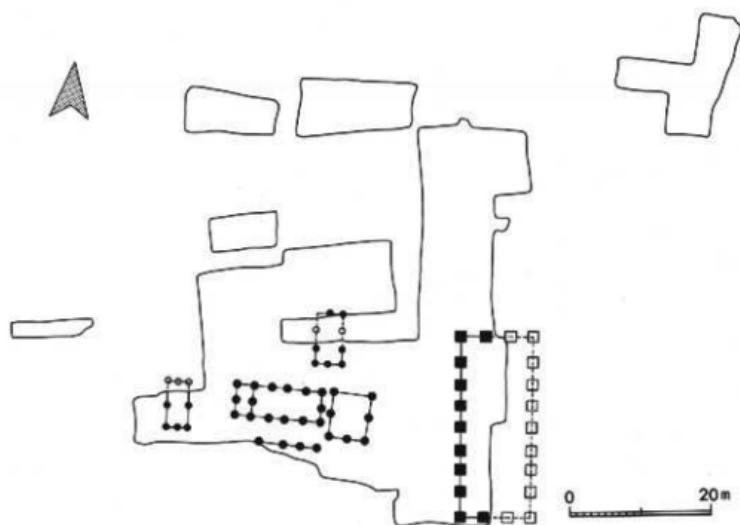
3ヶ年にわたる調査によって検出した遺構にはいくつかの重複関係が認められた。そのうち上層によって前後関係を認識できたものを示すと下記のとおりである。



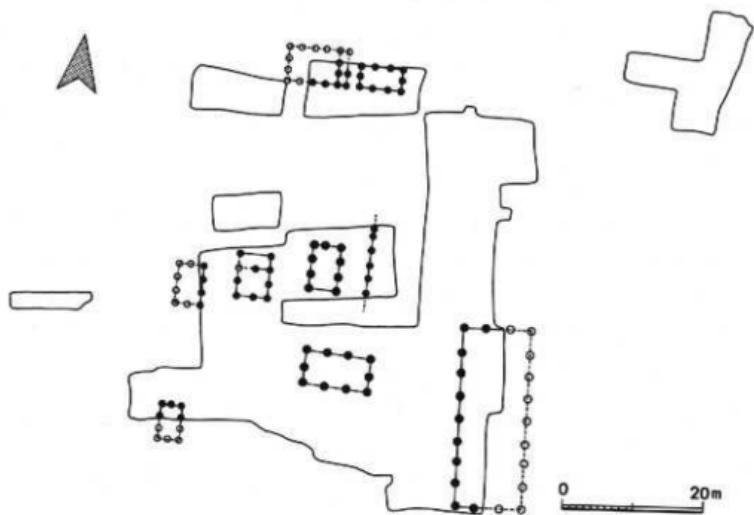
これらの遺構のうち、最初に台地斜面に位置する第9調査区以外のものについて検討してみることにする。掘立柱建物跡のみの重複関係をみた場合、S B08→S B07→S B09、S B05→S B11a→S B11bという関係にみられるように、少なくとも3時期の遺構が重複していることが知られる。掘立柱建物跡の柱掘り形をみると、大規模で方形乃至隅丸方形を呈するものは7世紀～8世紀代の公的建物にみられる例が多い。そこでまず、大方形の柱掘り形を有するものを抽出すると、S B01、S B05、S B08、S B12、S B13、S B14、S B15、S B11a、SA02をあげることができ



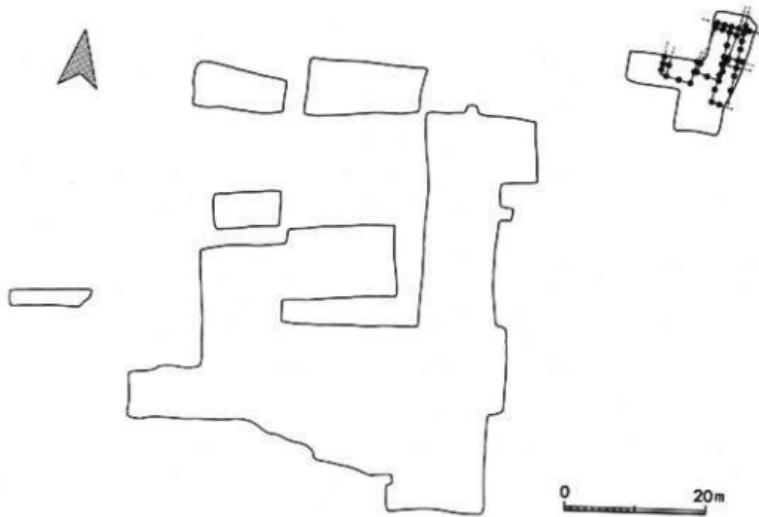
第58図 A期建物群の構成



第59図 B期建物群の構成



第60図 C期建物群の構成



第61図 D期建物群の構成

る。このうち、S B05とS B11aは重複関係にあり、S B05(古)→S B11a(新)という関係が明らかになっているので、S B11aのみは除外される。

次に、重複関係からS B05、S B08より新しいと認識できたS B07、S B11aの建物跡をとりあげ、これらとの位置関係によって同時に建てることが可能でかつ建物方位が近いものを抽出すると、S B06、S B10、S B18、S A03をあげることができる。

さらに、重複関係によりS B07、S B11aより新しいと認識できたS B09、S B11bをとりあげ、これらとの位置関係によって同時に建てることが可能でかつ建物方向の近いものを抽出すると、S B02、S B03、S B16、S B19、S B20、S A01をあげることができる。

このようにみてくると、台地上に位置する掘立柱建物跡を中心とする遺構群は、おおまかにみて少なくとも3期に分けて考えることが可能であり、ここでは古い方からそれぞれA期、B期、C期と仮称しておくことにする。それでは、このA・B・C期ととらえた遺物群はそれぞれいつの時期に属するものであろうか。全体に出土遺物の量が少なく、かつ明確に遺構に伴うものもないため、年代は容易に決し難い。ただ、先に触れたように大形で方形の柱掘り形を有するものは一般的に7・8世紀代に多い傾向があることからすれば、莫然とではあるが、A期の建物群は概ねその時期に比定してよいものと考えられる。なおこれまでの出土遺物のなかには、8世紀代と考えられるものは存在するが、7世紀代とみられるものが含まれていないことから、現状ではA期建物群を8世紀代を中心とした時期のものと推定しておきたい。

次にB期建物群であるが、この期のものは柱掘り形内から出土した遺物等がまったくないので不明といわざるを得ない。

C期建物群については、S B16-P₆内とS B09-P₆内から出土した遺物があるので、若干の手掛りが得られる。S B16-P₆出土須恵器环片(第43図-7)は、概ね柳浦編年4式の中でも新しい類に併行するものと考えられ、9世紀後半ごろのものと推定される。S B09-P₆内出土の須恵器は、概ね10世紀代のものと推定される。仮にC期建物群がこの遺物に比較的近いころのものとすれば、9世紀後半~10世紀代のものと推定することが可能である。

以上の見解が正しいとすれば、B期建物群は重複関係からA期とC期の中間に位置するものであるから、およそ9世紀代のものとみることができよう。

最後に、台地東側斜面に位置する第9調査区の建物群について触れることにしよう。ここでは小範囲しか調査していないが多数の小形ピットが検出され、5棟の建物跡と1条の柵列をはじめ溝状遺構・地山加工段などが検出されている。これらの遺構群のなかで、年代推定の手掛りとなるものはS B22の西から南にかけて検出された溝内より出土した遺物である。この遺物は、室町時代ごろと考えられる天日茶碗、鋸鉢、青磁などであり、S B22もこれに近い時期のものと思われる。この

調査区で検出された多くの遺構は複雑に重複しており、少なくともピットの重複関係から S B25(古)→S B24(新)という関係が知られ、数時期に分ける必要がある。ただし、小範囲しか調査していないため全体の状況が十分把握できない上、いずれも中世に多くみうけられる小形ピットを有する建物群であるので、ここでは大雑把にすべてを中世遺構としてとらえ、D期と仮称しておくことにしたい。

以上の関係を整理すると表11のとおりである。

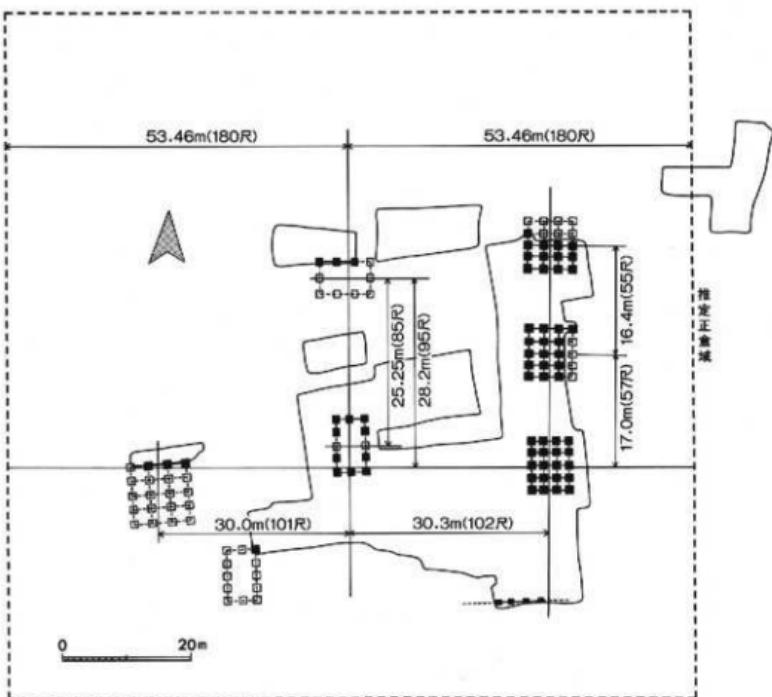
表11 挖立柱跡と柵列の時期

	遺構名	推定年代
A期	S B01, S B05, S B08, S B12 S B13, S B14, S B15, S A02	8世紀代を中心とした時期
	S B06, S B07, S B10, S B11a S B18, S A03	
B期	S B02, S B03, S B09, S B11b S B16, S B19, S B20, S A01	9世紀後半～10世紀
	S B21, S B22, S B23, S B24 S A25, S A04	
D期		室町時代

第3節 A期建物群の検討

A期とした遺構は掘立柱建物跡7棟、柵列1条である。これらはいずれも方形あるいは隅丸方形の大型の柱掘り形をもち、建物主軸方位を測定できないS B13、S B15を除くと他の遺構は全てN—10°—E前後の方向になるものである。

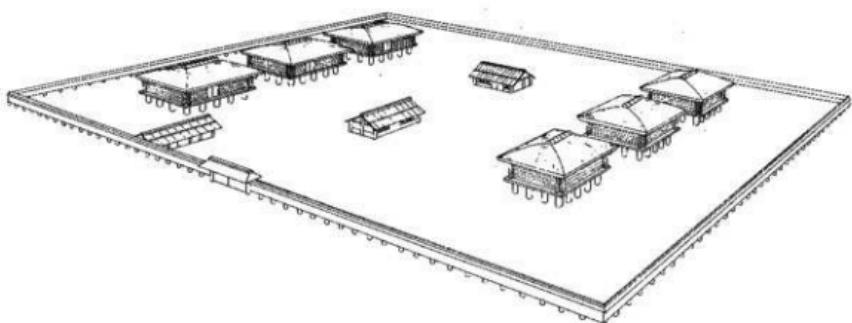
建物は全てを光擇していないので不明確な点もあるが、3棟が側柱のみをもつもの、4棟が総柱建物の倉庫と考えられるもので、その配置はきわめて計画性に富んだものといえる。すなわち、丘陵のはば中央に巾軸線をそろえて側柱のみの建物であるS B08とS B14を85尺(25.25m)隔てて置き、その中軸線から東へ102尺(30.3m)隔てた南北線上に倉庫3棟(S B01、S B12、S B05)を配し、西へ101尺(30m)隔てた地点にも倉庫(S B13)を置いている。丘陵東側に配置された3棟の倉庫は中軸線をそろえているばかりでなく、南北方向の相対的間隔もS B01とS B12建物の心心距離が55尺(16.4m)、S B12とS B05建物の心心距離が57尺(17m)とほぼ似た間隔におかれている。さらにS B05からS A02までは70尺(20.8m)、S B08からS A02の延長線上まで80尺(23.8m)



第62図 A期建物群の配置と推定正倉域

となっている。3次にわたる調査では建物群を区画する明確な遺構は検出されていないが、建物配置の状態、地形・立地その他を考慮すると、概ね1町四方に及ぶものと考えられる。このように一定の地域に大規模な建物群が配置されることからすれば、短期間のうちに計画的に建てられたものと思われ、それらが公的かつ、重要な意味をもつ建物群であったとみて誤りないものと思われる。また倉庫付近から多量の炭化米が出土していることは、それが穀倉であった可能性の強いことを示唆しているものといえる。さらにその建築時期が、重複関係や出土遺物によって奈良時代のものと推定され、かつ大規模な倉庫群を主体とすることからすれば律令時代の官倉であった可能性が強く、国郡制にともづく収奪体制あるいは地方における支配体制など律令国家の実態を解明する上できわめて貴重な遺跡といえる。

ところで、これら本遺跡で検出したA期建物群に関連して特に注目すべきは、天平5年（733）



第63図 A期建物群復元模式図（永瀬優理原図）

に勘定された『出雲國風土記』意宇郡の条に「山代郷、郡家西北三里一百廿步所造天下人神大穴持命御子山代口子命坐。故云山代也。即有正倉。^{註4}」とあることである（図版23-1）。ここに記載された意宇郡家は現在のところ調査によって明確にされているわけではないが『出雲國風土記』に「自國東界去西廿里一百八十步至野城橋、長州丈七尺、広ニ丈六尺飯梨川。又西廿一里至國府・意宇郡家北十字街」^{註5}とあることから國府^{註6}と意宇郡家はほぼ同所にあったものとみられ、発掘調査によって確認された出雲國府跡（松江市大草町）の北側隣接地（意宇郡家推定地）からの方向・距離からするとちょうどこの調査区に近い場所に山代郷庁があったことになり、『出雲國風土記』記載の正倉も郷府の近辺に設置されていたものと想像されることから、本遺跡で検出された倉庫群を七体とする奈良時代の遺構は山代郷の正倉に比定する蓋然性が強いものと思われる。さらに『倉庫令』^{註7}には倉庫を設置する条件として高燥の地を選び、近くには防火用の池、溝を設け、50丈（約150m）以内には他の建物を置くことを禁止するという条項が設けられている。本遺跡が台地上に位置し、北東約20mの地点には一辺約25mの方形の池（池の尻池・現在消滅）があったことなど、まさに『倉庫令』の条件に合致している。

ただし、『出雲國風土記』所載の正倉の性格については不明な点が多い。もともと正倉は郡ごとに設置するのが通例である。^{註8}ところが『出雲國風土記』には出雲國9郡のうち秋鹿、櫛縫、神門の3郡を除く6郡に15の正倉の記載があり、この通例に異なる正倉の在り方がいかなる意味をもつかは不明である。また正倉を郷に置くものとしては文献でみる限り、延暦14年（797）の太政官符による倉庫分散の通達が最古のものであるが、それ以前の天平5年（733）に勘定されたといわれる『出雲國風土記』にはいずれも各郡家推定地以外の郷に正倉の記載がみえる。こうした『出雲國風土記』に記された正倉の在り方に關してこれまで大きく二つの考え方がある。すなわち『出雲國風

『土記』所載の正倉が大化以前から設置されているいわゆる屯倉であるとする説と、天平4年(732)對外的な防衛態勢強化のために設置された節度使との関連から特別指標として置かれたとする説である。ところが、今回調査を実施して内容がある程度知られた山代郷正倉推定地に限定していえば、いまのところ大化以前に遡りうる明確な遺構はない。また、これまでの調査で検出したあまりにも整然とし、かつ丁寧なつくりの建物群からは緊急的事情によって設置されたとは考え難い。第1次調査ではこの正倉推定地の調査成果から出雲においては天平5年以前よりすでに正倉の分散をはじめており、また全国各地でこのような特別な事情が数多く出てきたからこそ延暦14年の太政官符が発せられたと考えた方が自然ではなかろうかと考えた。しかしながらこの考え方にも『出雲國風土記』には正倉の記載のない郡があるなどその性格については十分説明しきれないうらみがある。

ところで、倉庫跡と考えられる建物跡の周辺で炭化米が多量に出土したことから、いつのころかこの建物群が焼失したことが推定される。いつごろ、いかなる事情によって焼失したのか不明であるが、建物遺構の重複関係とそれぞれの年代観からすれば、少なくともB期建物の年代(9世紀代)以前には焼失した可能性がある。

『続日本紀』によると、奈良時代後半に「神火」と称して諸国の郡正倉に放火し、これを焼いてしまう動きが頗るにみられる。たとえば、760~770年にかけて下総国猿島郡、式武国人鶴郡、下野国、上野国、園野郡、陸奥國行方郡などの正倉が多数焼かれている。これらの火災の原因は、政府には神の怒りによるものと報告され、はじめは政府もそれを信じていた。ところが度重なる「神火」の真相をつきとめようとした政府は「神火」の背後の政敵を追いおとそうと狙う地方の有力豪族、郡司らの動きをとらえるようになる。この動きはさらに、租税の未納、虚納などをかくすための放火にすすみ、これを取り締らうとする国司や律令国家への対抗という意味をもっていたという。

出雲国において8世紀後半のこうした事例は不明であるが、9世紀前半には「官倉を焼く」などといった記載が『続日本後紀』や『類聚國史』などに散見される。出雲国内のどこで発生した事件なのかはよくわからないが、少なくとも9世紀前半ごろには出雲国でもこうした事例のあったことは確かであり、当地においてもそれ以前にも「神火」のあったことが推測される。

本遺跡A期建物群の場合、先に述べたように少なくとも一部は9世紀以前に焼失したものと考えられるが、政争にからんだいわゆる「神火」ともながら無関係ではなかったものと推察される。

いずれにしても、本遺跡は古文献との関連から、出雲国はもとより全国的にも律令國家の実態を解明する上できわめて重要な意味をもち、今後の調査で遺構群(正倉)の全体的な配置状況、範囲等がより明確になれば、正倉をめぐる種々の問題点が明らかになり、本遺跡の価値がますます高くなってくるものと思われる。

(三宅博士・松本岩雄)

- 註 1. 山木廣・町田幸ほか『出雲國守跡発掘調査概報』松江市教育委員会 昭和46年
 2. 柳浦俊一「出雲における歴史時代須恵器の編年試論」『松江考古』3号 松江考古学談話会 昭和55年
 この種の环は、国府編年（註1）や柳浦氏の編年表には掲載されていないが、柳浦氏から編年表24の环よりやや後出的な要素をもっているものの、5式にまでは降らないとの御教示を得た。

3. 伊藤晃・上西節雄『備前』日本陶磁全集10 昭和52年
 4. 加藤義成『出雲國風土記叢考』原書房 昭和32年
 5. 註4と同じ
 6. 国史大系「令魏解」による。

凡倉、皆於 高塚處置之。側開 池渠。去 倉五十丈内、不 得置館舍。

7. 国史大系「類聚三才格」による。

庁建置倉院事

右被 右大臣宣稱。率勅。加 聞諸國建郡倉元農一處。百姓之店去 郡僻遠、故 涉山川有勞納貢。加以倉舍比近豪字相接、一倉失 火百倉共燒。言念 其弊、有 損公私。宣須 每鄉史置一院以濟 百姓兼絕 火祥。始自 今年所輸租稅收納新院。但前所納 郡家不動物者、依 旧莫動、其用尽倉者漸遷 新院。賈 食之法一依延曆十年符、各相去十丈、置 便匿之。

延暦十四年閏七月十五日

8. 註7と同じ。
 9. 内田隼雄「出雲の前方後円墳について」『山陰史談』16号 山陰歴史研究会 昭和55年
 10. 田中卓「出雲國風土記の成立」『出雲國風土記の研究』出雲大社 昭和28年
 11. 島根県教育委員会『田原遺跡発掘調査概報』I 昭和54年
 12. 国史大系「統日本紀」天平宝字7年（763）条には下記のとおり記されている。

九月庚子朔。勅曰。疫死多數。水旱不時。神火屢至。徒損 官物。比者。國郡司等不恭於國神之咎也。又一句亢旱。故無水苦。數日霖雨。抱疾亡送。此者國郡司等使民失時。不修 限堰之過也。自今以後。若有此色。自上已上悉遷鑿。不須久居勞擾百姓。更簡良材。速可葺用。遂使拙者勤田。賢者在官。各修其職務無民憂。

13. 佐伯有清『新撰姓氏錄の研究』研究篇 吉川弘文館 昭和38年
 14. 国史大系「類聚國史」引仁9年（818）条には下記のとおり記されている。

九年正月甲寅。遣使候出雲國賦燒官物。衆賄給百姓。

国史大系「統日本後紀」承和2年（835）条には下記のとおり記されている。

庚戌。出雲賦言。灾于官倉。

なお、国史大系の検索等にあたっては内出文恵氏の多大なる協力をえた。

表12 山代郷正倉跡建物跡計測値表

建物 名号	規格 (面積)	建物 長 方 面	横 行		縱 度		方 位	床面積 (m ²)	備 考
			全長(m) (尺)	柱 (尺)	全高(m) (尺)	柱 (尺)			
BS01	4×3	南北	7.12 (21)	178・178・178・178 (6)(6)(6)(6)	6.69 (22.5)	223・223・223 (7.5)(7.5)(7.5)	N-10°-E	47.6	第3×柱柱造物、淡化米 圓丸方形、1邊150、深100
SB02	3×2	南北	6.24 (21)	208・208・208 (7)(7)(7)	3.27 (11)	178・149 (6)(5)	N-9°-E	20.4	第4区 円角・深40、幅40
SB03	3×2	東西	5.79 (19.5)	193・193・193 (6.5)(6.5)(6.5)	3.26 (11)	163・163 (5.5)(5.5)	N-8°-E	18.9	第4区 円角は方形、幅50、深30
SB04	2以上× 2以上	不明	163・163 (3.5)(3.5)		163・163 (3.5)(3.5)		N-9°-E		第4区 背面に縦をもつ
SB05	4×3	南北	7.48 (25.2)	187・187・187・187 (8.3)(6.3)(6.3)(6.3)	5.61 (18.9)	157・187・187 (6.3)(6.3)(6.3)	N-10°-E	42.4	第5区 圓丸方形、1邊130、深90
SB06	3×2	南北	7.12 (24)	237・237・237 (8)(8)(8)	3.56 (12)	178・178 (6)(6)	N-9°-E	25.3	第2・5区 円形・深60
SB07	5×2	東西	11.88 (40)	237・237・237・237・237 (8)(8)(8)(8)(8)	4.43 (15)	222・222 (7.5)(7.5)	N-9°-E	54.1	第5区 円形・幅90、深50
SB08	4×2	南北	7.90 (26.6)	208・187・187・208 (7)(6.3)(6.3)(7)	4.46 (15)	223・223 (7.5)(7.5)	N-8°-E	28.1	第5・11区 圓丸方形、1邊100～130
SB09	3×2	東西	9.35 (31.5)	311・311・311 (10.5)(10.5)(10.5)	4.75 (16)	237・237 (8)(8)	N-10°-E	44.4	第5区 円形・深80
SB10	2×2	南北	6.23 (21)	311・311 (10.5)(10.5)	4.87 (16.4)	243・243 (8.2)(8.2)	N-12°-E	30.3	第5区 円形・深60
SB11a	5×2 以上	南北	24.94 (84)	311・311・311…… (10.5)(10.5)(10.5)……	6.23 (21)	311・311 (10.5)(10.5)	N-5°30'-E		第5区 圓丸方形、1邊160、深80
SB11b	8×2 以上	南北	24.94 (84)	311・311・311…… (10.5)(10.5)(10.5)……	6.23 (21)	311・311 (10.5)(10.5)	N-5°30'-E		第5区 縦柱造物の石柱伴う S字11区のあとで接続
SB12	4×3	南北	7.48 (25.2)	187・187・187・187 (6.3)(6.3)(6.3)(6.3)	6.69 (22.5)	223・223・223 (7.5)(7.5)(7.5)	N-9°-E	50.0	第10区 縦柱造物、淡化米 圓丸方形、1邊140、深100
SB13	不明× 2以上	南北				282・282 (9.5)(9.5)	不明		第12区 縦柱造物、淡化米 圓丸方形、1邊120～140
SB14	3以上× 不明	東西	504 (17)	252・252 (8.5)(8.5)			N-9°-E		第13区 圓丸方形～円形、往60～90
SB15	不明	不明							第14区 Pit 1側のみ傾斜 圓丸方形、1邊80、深20
SB16	6.8×2	南北	130 (4.3)		3.20 (10.6)	160・160 (5.3)(5.3)	N-4°-E		第8区 円形、深30
SB17	2以上× 2	南北		225・225 (7.5)(7.5)	3.15 (10.6)		N-4°-E		第8区 円形、深30
SB18	1以上× 2	南北		3.14 (10.5)	3.00 (10)	150・150 (5)(5)	N-8°-E		第8区 円形、往30
SB19	3×不明	南北	5.95 (17)	160・160・163 (5.5)(6)(5.5)			N-7°-E		第11区 円形、深40
SB20	3×2	南北	5.79 (19.5)	193・193・193 (6.5)(6.5)(6.5)	4.46 (15)	223・223 (7.5)(7.5)	N-8°-E	25.6	第11区 円形、往60
SB21	2以上× 2	南北		166・174 (6.2)(5.8)	3.83 (12.8)	182・201・201 (6.1)(6.7)(3.0)	N-18°-E		第9区 西側に南をもつ 円形、往25～30
SB22	4×1 以上	南北	6.90 (23.1)	190・190・190・160 (6.4)(6.4)(5.0)(5.3)	3.83 (12.8)	220・220 (7.4)(4.6)	N-21°-E		第9区 南側を伴う 円形、往30～40
SB23	4×2	南北	7.07 (23.7)	159・157・200・200 (5)(5.3)(6.7)(6.7)	3.31 (11.1)	119・120・101 (3.7)(4)(3.4)	N-24°-E	23.4	第9区 円形、往30
SB24	3×2 以上	南北	5.45 (18.2)	115・165・265 (3.8)(5.5)(8.9)		140・140 (4.7)(4.7)	N-18°-E		第9区 円形、往30
SB25	1以上× 2以上	不明	180 (6.0)			120・210 (4)(7)	N-18°-E		第9区 円形、往30

※ メートルから尺への換算値は1尺29.7cm(半尺)とした

図 版



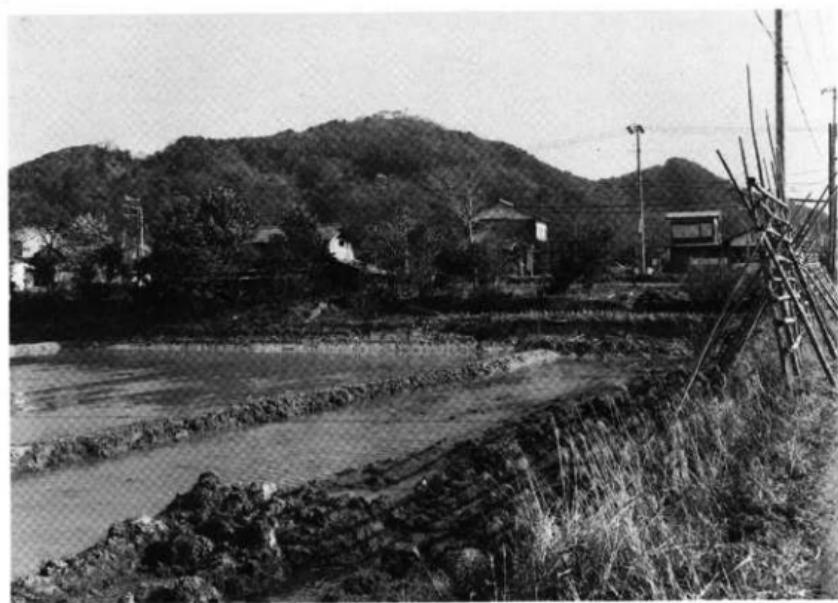


山代郷正倉跡周辺の航空写真（昭和46年撮影）

図版 2



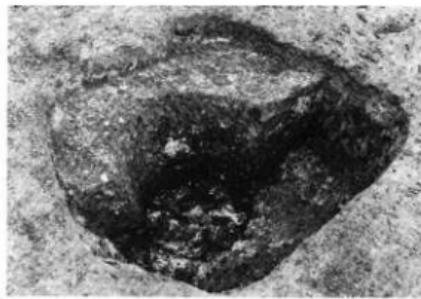
1. 山代郷正倉跡の鳥瞰（南から）



2. 山代郷正倉跡近景（西から）



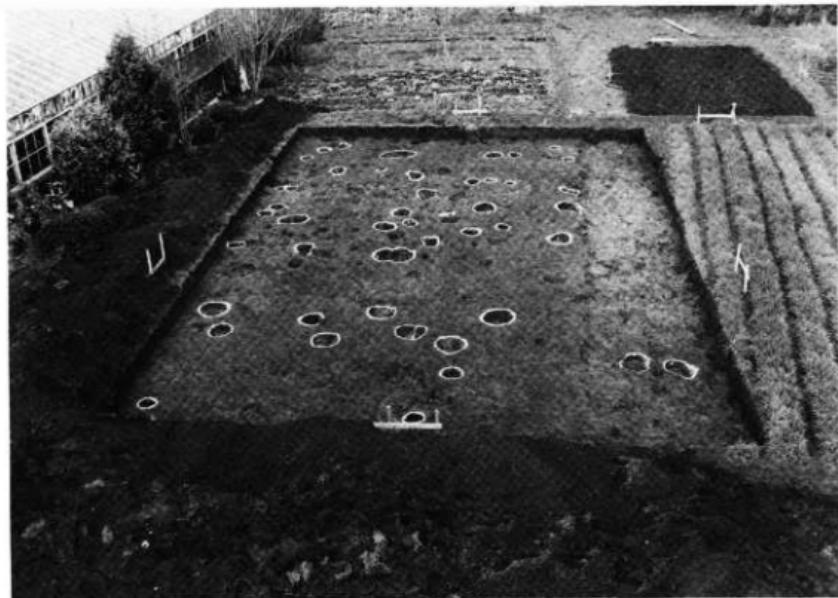
1. 第3調査区全景（中央の柱穴群がBS01、南から）



2. SB01炭化米出土状況



3. SB01柱穴の状況（左上P 3、左下P10）



1. 第2調査区全景 (SB02 · SA01, 東から)



2. 第4調査区全景 (SB03 · SB04, 東から)

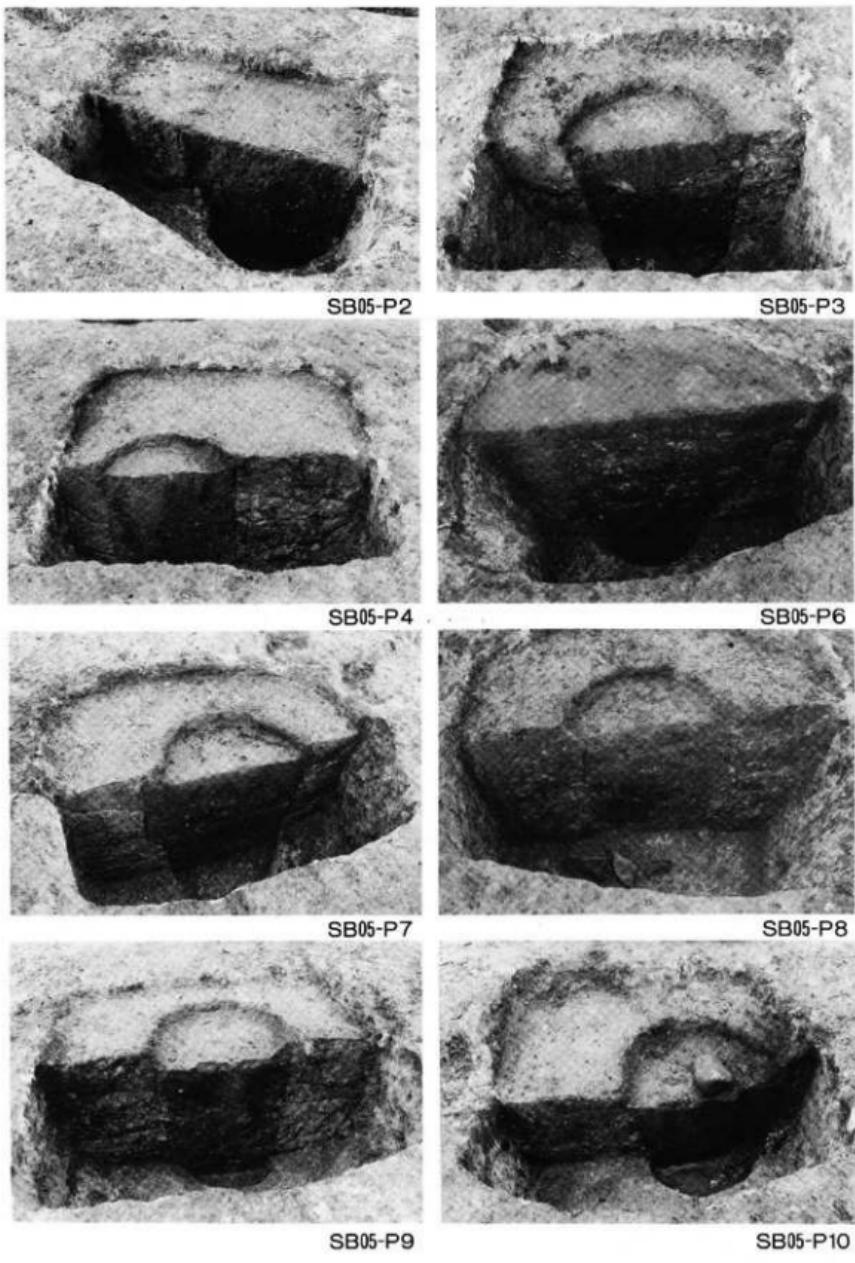


1. SB05全景（南から）



2. SB05全景（西から）

図版 6



SB05柱穴の断面